

女川原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	保-0004-3
提出年月日	2022年8月31日

## 女川原子力発電所2号炉

原子炉施設保安規定変更に係る説明資料  
(66条 先行BWRプラントとの比較表)

【66-6, 7, 8, 9, 10, 11, 13, 14,  
15, 16, 17, 18, 19抜粋】

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

2022年8月  
東北電力株式会社

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

表6 6-6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 6 6-6-1 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）		女川2号炉案 表6 6-6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 6 6-6-1 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）			
(1) 運転上の制限					
(1) 運転上の制限					
項目		運転上の制限			
代替格納容器スプレイ 冷却系（常設）		代替格納容器スプレイ冷却系（常設）が動作可能であること※1※2			
		原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）			
		原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設） 2			
適用される原子炉の状態		設備			
運 転 起 動 高 温 停 止	復水貯蔵槽	復水移送ポンプ※3	2台		
	常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備	※4		
	可搬型代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	※5		
	代替所内電気設備	代替所内電気設備	※6		
		断内常設蓄電式直流電源設備			
		※7			
		※8			
※1：必要な弁および配管を含む。					
※2：代替格納容器スプレイ冷却系（常設）のスプレーラインは、「6 6-6-1 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）」、「6 6-6-2 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）」、「6 6-5-5 代替循環冷却系」、「6 6-6-2 代替格納容器代替スプレイ冷却系（常設）」、「6 6-6-2 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）」、「第3 9条 非常用炉心冷却系その1」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。					
※3：復水移送ポンプは、「6 6-4-1 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）」、「6 6-6-1 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）および「6 6-7-1 格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。					
※4：「6 6-1-1-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。					
※5：「6 6-1-2-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。					
※6：「6 6-1-2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。					
※7：「6 6-1-2-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。					
※8：「6 6-1-2-3 所内常設蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。					
(2) 確認事項					
(2) 確認事項		項目			
1. 復水移送ポンプ1台運転にて湯量が□m以上、流量が□m <sup>3</sup> /h以上で、復水移送ポンプ1台で流量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認することで、復水移送ポンプ2台で流量が□m <sup>3</sup> /h以上確保可能であることを確認する。		頻 度	頻 度		
		定事検停止時	定事検停止時		
		原子炉GM	発電課長		

## 保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由																	
2. 復水補給水系におけるタービン建屋貯蔵弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	当直長 定事検停止時	2. C RD復水入口弁, T/B 緊急時隔壁弁, R/B 1F緊急時隔壁弁, R/B 1F緊急時隔壁弁および復水貯蔵タンク常用非常用給水管連絡ライン止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時 発電課長																		
3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であることを確認する。 <sup>※8</sup>	当直長 1ヶ月に1回	3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であることを確認する。 <sup>※9</sup>	1ヶ月に1回 発電課長																		
4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、格納容器スプレイ冷却系B系における洗浄水弁、格納容器冷却ライシン隔壁弁、格納容器冷却流量調整弁及び圧力抑制室スプレイ注入隔壁弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	当直長 1ヶ月に1回	4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、MUWCサンプリング取出手め弁, F PMUWポンプ吸込弁, RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁, RHR B系格納容器冷却ライシン洗浄流量調整弁、RHR A系格納容器スプレイ隔壁弁、RHR B系格納容器スプレイ隔壁弁、RHR B系格納容器スプレイ流量調整弁およびRHR B系格納容器スプレイ流量調整弁が動作可能であることを確認する。 <sup>※10</sup>  動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回 発電課長																		
<p>※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>		<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）が動作不能の場合</td> <td>A 1. 当直長は、格納容器スプレイ冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認することを確認する。 A 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備<sup>※11</sup>が動作可能であることを確認する。 A 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>3日間 10日間</td> <td>A1. 格納容器スプレイ冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 A2. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備<sup>※12</sup>が動作可能であることを確認する。 A3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>3日間 30日間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了できない場合</td> <td>B 1. 当直長は、高温停止にする。 B 2. 当直長は、冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> <td>B1. 発電課長は、高温停止にする。 B2. 発電課長は、冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※10：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※11：起動した格納容器スプレイ系に接続する非常用ディーゼル発電機1台（A系またはB系）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※12：消火系による格納容器スプレイ冷却系（可搬型）をいう（時間短縮の補完措置を含む。）。</p>					条件	要求される措置	完了時間	要求される措置	完了時間	A. 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）が動作不能の場合	A 1. 当直長は、格納容器スプレイ冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認することを確認する。 A 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備 <sup>※11</sup> が動作可能であることを確認する。 A 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	3日間 10日間	A1. 格納容器スプレイ冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 A2. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※12</sup> が動作可能であることを確認する。 A3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	3日間 30日間	B. 条件Aで要求される措置を完了できない場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。 B 2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	B1. 発電課長は、高温停止にする。 B2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間
条件	要求される措置	完了時間	要求される措置	完了時間																	
A. 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）が動作不能の場合	A 1. 当直長は、格納容器スプレイ冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認することを確認する。 A 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備 <sup>※11</sup> が動作可能であることを確認する。 A 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	3日間 10日間	A1. 格納容器スプレイ冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 A2. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※12</sup> が動作可能であることを確認する。 A3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	3日間 30日間																	
B. 条件Aで要求される措置を完了できない場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。 B 2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	B1. 発電課長は、高温停止にする。 B2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間																	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

6 6 - 6 - 2 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）		柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 1 月 9 日施行）		女川 2 号炉案	差異理由		
(1) 運転上の制限		6 6 - 6 - 2 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）		TS-25 6 6 - 6 - 2 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）	TS-25 6 6 - 6 - 2 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）		
項 目		運転上の制限		運転上の制限	運転上の制限		
代替格納容器スプレイ 冷却系（可搬型）		代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）が動作可能であること※ 1※ 2		原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型） ※ 1※ 2	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が動作可能であること※ 1※ 2		
(1) 運転上の制限		運転上の制限		運転上の制限	運転上の制限		
項目		原子炉格納容器代替スプレイ 冷却系（可搬型）		原子炉格納容器代替スプレイ 冷却系（可搬型）	原子炉格納容器代替スプレイ 冷却系（可搬型）		
(2) 運転上の制限		運転上の制限		運転上の制限	運転上の制限		
適用される 原子炉の状態		設 備		設 備	設 備		
運 転 起 動 高 温 停 止	可搬型代替注水ポンプ（A-2 級）	所要数		所要数	所要数		
	燃料補給設備	※ 3		※ 3	※ 3		
	常設代替交流電源設備	※ 4		※ 4	※ 4		
	可搬型代替交流電源設備	※ 5		※ 5	※ 5		
代替所内電気設備	※ 6	※ 6		※ 6	※ 6		
	代替所内電気設備	※ 7		※ 7	※ 7		
※ 1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口及び遠隔手動弁操作設備を含む）ができるこをいう。							
※ 2：代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）のスプレイラインは、「6 6 - 6 - 1 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）」、「6 6 - 6 - 2 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）」、「6 6 - 5 - 5 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）」、「第 3 9 条 非常用炉心冷却系その 1 の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。」ににおいて運転上の制限等を定める。							
※ 3：「6 6 - 1 9 - 1 可搬型代替注水ポンプ（A-2 級）」において運転上の制限等を定める。							
※ 4：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。							
※ 5：「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。							
※ 6：「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。							
※ 7：「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。							
(2) 確認事項		(2) 確認事項		(2) 確認事項			
項目		頻 度		頻 度			
(項目なし)		—		—			

### 保安規定比較表

(3) 要求される措置		女川2号炉案		差異理由
条件	要求される措置	(3) 要求される措置		
A. 代替格納容器 スプレイ冷却 系(可搬型) 動作不能の場 合	A 1. 1. 当直長は、格納容器スプレイ冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認することを確認する。  A 1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備が動作可能であることを確認する。  A 1. 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。  A 2. 1. 当直長は、格納容器スプレイ冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認することを確認する。  A 2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備 <sup>※11</sup> が動作可能であることを確認する。  A 2. 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	完工時間 速やかに 3日間 3日間 3日間 3日間 3日間 3日間 10日間	A1. 発電課長は、格納容器スプレイ系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。  A2. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備 <sup>※10</sup> が動作可能であることを確認する。  A3. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	完了時間 速やかに 3日間 3日間 3日間 3日間 3日間 3日間 3日間
B. 条件Aで要求 される措置を 完了時間内に 達成できない 場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。  B 2. 当直長は、冷温停止にする。	2 4時間 3 6時間	B1. 発電課長は、高温停止にする。  B2. 発電課長は、冷温停止にする。	条件Aで要求さ れる措置を完 了時間内に達 成できな い場 合
※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※9：起動した格納容器スプレイ冷却系に接続する非常用ディーゼル発電機をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※10：代替格納容器スプレイ冷却系(常設)をいう。 ※11：消防系による格納容器スプレイをいう。		※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※9：起動した格納容器スプレイ系に接続する非常用ディーゼル発電機1台(A系またはB系)をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※10：原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)をいう。		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、名稱等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧文からの変更箇所

## 保安規定比較表

<p>表6 6－7 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備          6 6－7－1 格納容器下部注水系（常設）          （1）運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">格納容器下部注水系（常設）</td> <td colspan="2">格納容器下部注水系（常設）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限		格納容器下部注水系（常設）	格納容器下部注水系（常設）が動作可能であること※1※2		<p>女川2号炉案</p> <p>表6 6－7 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備          6 6－7－1 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）</td> <td colspan="2">原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限		原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）	原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）が動作可能であること※1※2		<p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">運転</th> <th style="text-align: center;">起動</th> <th style="text-align: center;">高溫停止</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">復水貯蔵槽</td> <td style="text-align: center;">可搬型代替交流電源設備</td> <td style="text-align: center;">常設代替交流電源設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">常設代替交流電源設備</td> <td style="text-align: center;">代替所内電気設備</td> <td style="text-align: center;">代替所内電気設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：必要な弁及び配管を含む。      ※2：原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）の注水ラインは、「6 6－5－5 代替循環冷却系」、「6 6－7－1 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）」、「6 6－7－2 原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替冷却ポンプ）」および「6 6－7－3 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：復水移送ポンプは、「6 6－4－1 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）」、「6 6－6－1 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）」及び「6 6－7－1 格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：「6 6－1－1－1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：「6 6－1－2－2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：「6 6－1－2－1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：「6 6－1－2－6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※8：「6 6－1－2－3 所内常設整流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p>	運転	起動	高溫停止	復水貯蔵槽	可搬型代替交流電源設備	常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備	代替所内電気設備	代替所内電気設備
項目	運転上の制限																						
格納容器下部注水系（常設）	格納容器下部注水系（常設）が動作可能であること※1※2																						
項目	運転上の制限																						
原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）	原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）が動作可能であること※1※2																						
運転	起動	高溫停止																					
復水貯蔵槽	可搬型代替交流電源設備	常設代替交流電源設備																					
常設代替交流電源設備	代替所内電気設備	代替所内電気設備																					

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、各項等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

(2) 確認事項				女川2号炉案			
				(2) 確認事項			
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	差異理由	
1. 復水移送ポンプ1台運転にて揚程が $\square\text{m}$ 以上、流量が $\square\text{m}^3/\text{h}$ 以上であることを確認する。	定事検停止時	原子炉GM	1. 復水移送ポンプ1台運転にて流量が $\square\text{m}^3/\text{h}$ 以上で、揚程が $\square\text{m}$ 以上であることを確認する。	定事検停止時	発電課長	・女川では、初期水張りの流量と崩壊熱による蒸気量相当の注水流量をそれ確認する。 TS-25 610～612ページ(設定限地)参照	
2. 復水補給水系における下部ドライウェル注水流量調節弁及び下部ドライウェル注水ライン隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	当直長	2. CRD復水入口弁, T/B 1F 緊急時隔離弁, R/B 1F 緊急時隔離弁および復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ランイン止み弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	発電課長		
3. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	当直長	3. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、復水移送ポンプ1台が動作可能であることを確認する。 <sup>※9</sup>	1ヶ月に1回	発電課長		
4. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、復水移送ポンプ1台が動作可能であることを確認する。 <sup>※8</sup>	1ヶ月に1回	当直長	4. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、MULWCサンブリンク取出止め弁、FPMUWがサンブ吸込弁、原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁および原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	・女川では、原子炉運転中に動作確認できる弁があるため、確認事項に記載する。	

※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

赤字 : 設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字 : 記載表現、記載箇所、各項等の相違（実質的な相違なし）  
 下線 : 旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

(3) 要求される措置		女川2号炉案	
条件	要求される措置	(3) 要求される措置	差異理由
A. 格納容器下部注水系(常設)が動作不能の場合	<p>A 1 . 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 1 . 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※<sup>11</sup>が動作可能であることを確認する。</p> <p>又は</p> <p>A 2 . 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2 . 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※<sup>12</sup>が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2 . 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>A.1. 原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ボンブ)が動作不能の場合</p> <p>A.1.1. 発電課長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する。 A.1.2. 発電課長または防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※<sup>12</sup>が動作可能であることを確認する。 A.1.3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>3日間</p> <p>3日間</p> <p>3日間</p>	<p>・女川では、LOCA時の原子炉水位回復として残留熱除去系(低圧注水系)3系列以上が必要であることから、設備の残留熱除去系の確認する系列数は3系列とした。</p> <p>・女川では、当該機能を補完する自主対策設備がないため、D設備を設定しない。</p>
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	<p>B 1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 当直長は、冷温停止にする。</p> <p>又は</p> <p>B 2 . 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>B.1. 発電課長は、高温停止にする。 B.2. 発電課長は、冷温停止にする。</p> <p>10日間</p>	<p>※10. 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※11. 非常用ディーゼル発電機2台(A系およびB系)をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※12. 原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)をいう(時間短縮の補完措置を含む)。</p>
	<p>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できる場合</p>	<p>24時間</p> <p>36時間</p>	<p>24時間</p> <p>36時間</p>

※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。  
 ※10：残りの低圧注水系2系列及び非常用ディーゼル発電機3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。  
 ※11：格納容器下部注水系(可搬型)をいい、当該系統に要求される準備時間を満足させるために可搬型代替注水ポンプ(A-2級)を設置する等の補完措置が完了していることを含む。  
 ※12：消防系による格納容器下部注水をいう。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

比較対象設備ではないため、参考に以下の設備と比較する。		女川2号炉案		差異理由 TS-25 6 6 - 7 - 2 原子炉格納容器 下部注水系（常設） (代替循環冷却ポンプ)			
6 6 - 7 - 1 格納容器下部注水系（常設）		6 6 - 7 - 2 原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）					
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限					
<b>格納容器下部注水系（常設）</b>			<b>格納容器下部注水系（常設）が動作可能であること※1※2</b>				
適用される原子炉の状態	項目	運転上の制限	運転上の制限				
運転	格納容器下部注水系（常設）	格納容器下部注水系（常設）が動作可能であること※1※2	格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）が動作可能であること※1※2				
起動							
高溫停止							
適用される原子炉の状態	項目	設備	設備	所要数			
運転	復水移送ポンプ※3	代替循環冷却ポンプ※3	代替循環冷却ポンプ※3	1台			
起動	復水貯藏槽	サブレッシュエンバ	サブレッシュエンバ	※4			
高溫停止	可搬型代替交流電源設備	原子炉補機代替冷却水系	原子炉補機代替冷却水系	※5			
	常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備	※6			
	代替所内電気設備	代替所内電気設備	代替所内電気設備	※7			
※1：必要な弁および配管を含む。							
※2：原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）の注水ラインは、「6 6 - 7 - 1 常設」、「6 6 - 7 - 2 格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）」及び「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。							
※3：復水移送ポンプは、「6 6 - 4 - 1 低圧代替注水系（常設）」、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」、「6 6 - 6 - 1 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）」及び「6 6 - 7 - 1 格納容器下部注水系（常設）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。							
※4：「6 6 - 1 1 - 1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。							
※5：「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。							
※6：「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。							
※7：「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。							

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、名稱等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

(2) 確認事項				女川2号炉案			
				(2) 確認事項			
項目	頻度	担当		項目	頻度	担当	差異理由
1. 復水移送ポンプ1台運転にて揚程が $\square$ m以上、流量が $\square$ m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	定事検停止時	原子炉GM		1. 代替循環冷却ポンプ1台運転にて流量が $\square$ m <sup>3</sup> /h以上で、揚程が $\square$ m以上であることを確認する。	定事検停止時	登電課長	
2. 復水補給水系における下部ドライウェル注水ライン隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認にて作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	当直長		2. RHR MUWC車組第一弁, RHR MUWC車組第二弁, T/B 緊急時隔離弁, R/B B1F 緊急時隔離弁およびR/B 1F 緊急時隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認にて作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	登電課長	
3. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認にて作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	当直長		3. 原子炉の状態が運転、起動 <del>は</del> 上及び高温停止において、代替循環冷却ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	登電課長	
4. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、復水移送ポンプ1台が動作可能であることを確認する。 <sup>※8</sup>	1ヶ月に1回	当直長		4. 原子炉の状態が運転、起動 <del>は</del> 上及び高温停止において、代替循環冷却ポンプ、代替循環冷却ポンプ吸込弁、代替循環冷却ポンプ流量調整弁、原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁および原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認にて作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	登電課長	
※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。							

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、各項等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

(3) 要求される措置		女川2号炉案		差異理由
条件	要求される措置	完了時間	(3) 要求される措置	
A. 格納容器下部注水系(常設)が動作不能の場合	<p>A 1 . 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 1 . 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※<sup>11</sup>が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 1 . 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>A 2 . 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>もに、その他設備<sup>10</sup>が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2 . 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※<sup>12</sup>が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2 . 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	速やかに 3日間 3日間 3日間	<p>A.1. 発電課長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する<sup>※8</sup>とともに、その他の設備<sup>※9</sup>が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A2. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備<sup>※10</sup>が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	速やかに 3日間 3日間
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	<p>B 1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 当直長は、冷温停止にする。</p>	24時間 36時間	<p>B.1. 発電課長は、高温停止にする。</p> <p>および</p> <p>B2. 発電課長は、冷温停止にする。</p>	24時間 36時間
※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※10：残りの低圧注水系2系列及び非常用ディーゼル発電機3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。		※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※9：非常用ディーゼル発電機2台(A系およびB系)をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。		
※11：格納容器下部注水系(可搬型)をいい、当該系統に要求される準備時間を満足させるために可搬型代替注水ボンプ(A-2級)を設置する等の補完措置が完了していることを含む。		※10：原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)をいう。		
※12：消防系による格納容器下部注水をいう。		・女川では、C設備として、原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)を設定している。		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

6 6 - 7 - 2 格納容器下部注水系（可搬型）		6 6 - 7 - 3 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）		女川 2 号炉案																												
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		差異理由																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器下部注水系（可搬型）</td> <td>格納容器下部注水系（可搬型）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	格納容器下部注水系（可搬型）	格納容器下部注水系（可搬型）が動作可能であること※1※2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器下部注水系（可搬型）</td> <td>原子炉格納容器下部注水系（可搬型）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	原子炉格納容器下部注水系（可搬型）	原子炉格納容器下部注水系（可搬型）が動作可能であること※1※2	TS-25 6 6 - 7 - 3 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）																				
項目	運転上の制限																															
格納容器下部注水系（可搬型）	格納容器下部注水系（可搬型）が動作可能であること※1※2																															
項目	運転上の制限																															
原子炉格納容器下部注水系（可搬型）	原子炉格納容器下部注水系（可搬型）が動作可能であること※1※2																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転</td> <td>可搬型代替注水ポンプ（A - 2 級）</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td>燃料補給設備</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td>可搬型代替交流電源設備 常設代替交流電源設備</td> <td>※5 ※6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>代替所内電気設備</td> <td>※7</td> </tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転	可搬型代替注水ポンプ（A - 2 級）	※3	起動	燃料補給設備	※4	高温停止	可搬型代替交流電源設備 常設代替交流電源設備	※5 ※6		代替所内電気設備	※7	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転</td> <td>大容量送水ポンプ（タイプ I） 燃料補給設備</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td>常設代替交流電源設備 代替所内電気設備</td> <td>※5 ※6 ※7</td> </tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転	大容量送水ポンプ（タイプ I） 燃料補給設備	※3	起動	可搬型代替交流電源設備	※4	高温停止	常設代替交流電源設備 代替所内電気設備	※5 ※6 ※7	<p>※1 : 動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口及び遠隔手動弁操作設備を含む）ができることをいう。</p> <p>※2 : 格納容器下部注水系（可搬型）の注水ラインは、「6 6 - 7 - 1 格納容器下部注水系（常設）」、「6 6 - 7 - 2 格納容器下部注水系（可搬型）」、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3 : 「6 6 - 1 9 - 1 可搬型代替注水ポンプ（A - 2 級）」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※4 : 「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5 : 「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6 : 「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7 : 「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※8 : 「6 6 - 1 9 - 1 大容量送水ポンプ（タイプ I）」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※9 : 「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※10 : 「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※11 : 「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※12 : 「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※13 : 女川では、遠隔手動弁操作設備を S A 設備としてない。〔設工認審査にて説明済別紙 66-4-3 (1) 参照〕</p>	
適用される原子炉の状態	設備	所要数																														
運転	可搬型代替注水ポンプ（A - 2 級）	※3																														
起動	燃料補給設備	※4																														
高温停止	可搬型代替交流電源設備 常設代替交流電源設備	※5 ※6																														
	代替所内電気設備	※7																														
適用される原子炉の状態	設備	所要数																														
運転	大容量送水ポンプ（タイプ I） 燃料補給設備	※3																														
起動	可搬型代替交流電源設備	※4																														
高温停止	常設代替交流電源設備 代替所内電気設備	※5 ※6 ※7																														
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(項目なし)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻度	担当	(項目なし)	—	—	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(項目なし)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻度	担当	(項目なし)	—	—																	
項目	頻度	担当																														
(項目なし)	—	—																														
項目	頻度	担当																														
(項目なし)	—	—																														

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、各項等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

(3) 要求される措置		女川2号炉案		差異理由
条件	要求される措置	要求される措置	要達される措置	
A. 格納容器下部注水系(可搬型)が動作不能の場合	<p>A 1 . 1 . 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。<sup>※8</sup>とともに、その他の設備<sup>※9</sup>が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 1 . 2 . 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処等対処設備<sup>※10</sup>が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 1 . 3 . 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>A 2 . 1 . 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。<sup>※8</sup>とともに、その他設備<sup>※9</sup>が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2 . 2 . 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備<sup>※11</sup>が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2 . 3 . 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>速やかに</p> <p>3日間</p> <p>3日間</p> <p>3日間</p> <p>3日間</p>	<p>速やかに</p> <p>3日間</p> <p>30日間</p>	<p>・女川では、LOCA時の原子炉水位回復として残留熱除去系(低圧注水系)3系列以上が必要であることから、設備の残留熱除去系の確認する系列数は3系列とした。</p> <p>・女川では、当該機能を補完する自主対策設備がないため、D設備を設定しない。</p>
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	<p>B 1 . 当直長は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>B 2 . 当直長は、冷温停止にする。</p>	<p>24時間</p> <p>36時間</p>	<p>B1.発電課長は、高温停止にする。 B2.発電課長は、冷温停止にする。</p>	<p>24時間</p> <p>36時間</p>
<p>※8 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※9 : 残りの低圧注水系2系列及び非常用ディーゼル発電機3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※10 : 格納容器下部注水系(常設)(海水移送ポンプ)または原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)をいう。</p> <p>※11 : 消火系による格納容器下部注水をいう。</p>		<p>※8 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※9 : 非常用ディーゼル発電機2台(A系およびB系)をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※10 : 原子炉格納容器下部注水系(常設)(海水移送ポンプ)または原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)をいう。</p> <p>※11 : 消火系による格納容器下部注水をいう。</p>		
		<p>・女川では、原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)もC設備として設定している。</p>		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

表6 6-8 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 6 6-8-1 静的触媒式水素再結合器		女川2号炉案 表6 6-8 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 6 6-8-1 静的触媒式水素再結合装置																							
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限																							
静的触媒式水素再結合器		静的触媒式水素再結合器の所要数が動作可能であること																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静的触媒式水素再結合器</td> <td>静的触媒式水素再結合器の所要数が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	静的触媒式水素再結合器	静的触媒式水素再結合器の所要数が動作可能であること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転</td> <td>静的触媒式水素再結合器</td> <td>56個</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>低温停止</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料交換<sup>※1</sup></td> <td>静的触媒式水素再結合器動作監視装置</td> <td>※2</td> </tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転	静的触媒式水素再結合器	56個	起動			高温停止			低温停止			燃料交換 <sup>※1</sup>	静的触媒式水素再結合器動作監視装置	※2
項目	運転上の制限																								
静的触媒式水素再結合器	静的触媒式水素再結合器の所要数が動作可能であること																								
適用される原子炉の状態	設備	所要数																							
運転	静的触媒式水素再結合器	56個																							
起動																									
高温停止																									
低温停止																									
燃料交換 <sup>※1</sup>	静的触媒式水素再結合器動作監視装置	※2																							
※1：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合		※1：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合 ※2：「6 6-1 3-1 主要パラメータ及び代替パラメータ」において運転上の制限等を定める。																							
(2) 確認事項		(2) 確認事項																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 静的触媒式水素再結合器が動作可能であることを確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>原子炉GM</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換<sup>※3</sup>において、所要数の静的触媒式水素再結合器が動作可能であることを外観点検により確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻度	担当	1. 静的触媒式水素再結合器が動作可能であることを確認する。	定事検停止時	原子炉GM	2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 <sup>※3</sup> において、所要数の静的触媒式水素再結合器が動作可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	当直長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 静的触媒式水素再結合装置が動作可能であることを確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>原子炉課長</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止<sup>※3</sup>及び燃料交換<sup>※3</sup>において、所要数の静的触媒式水素再結合装置が動作可能であることを外観点検により確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻度	担当	1. 静的触媒式水素再結合装置が動作可能であることを確認する。	定事検停止時	原子炉課長	2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止 <sup>※3</sup> 及び燃料交換 <sup>※3</sup> において、所要数の静的触媒式水素再結合装置が動作可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	発電課長				
項目	頻度	担当																							
1. 静的触媒式水素再結合器が動作可能であることを確認する。	定事検停止時	原子炉GM																							
2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 <sup>※3</sup> において、所要数の静的触媒式水素再結合器が動作可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	当直長																							
項目	頻度	担当																							
1. 静的触媒式水素再結合装置が動作可能であることを確認する。	定事検停止時	原子炉課長																							
2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止 <sup>※3</sup> 及び燃料交換 <sup>※3</sup> において、所要数の静的触媒式水素再結合装置が動作可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																							
※3：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合		※3：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合																							

### 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

(3) 要求される措置		(3) 要求される措置			差異理由	
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完工時間
運転起動	A. 動作可能な静的触媒式水素再結合器が所要数を満足している場合	A 1. 当直長は、低圧注水系2系列を起動し、動作可能であることを確認する。 <sup>※4</sup> とともに、その他設備 <sup>※5</sup> が動作可能であることを確認する。 及び A 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備 <sup>※6</sup> が動作可能であることを確認する。 及び A 3. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	運転起動	A. 動作可能な静的触媒式水素再結合器が所要数を満足していない場合	A1. 発電課長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する。 <sup>※4</sup> とともに、その他の設備 <sup>※5</sup> が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、当該機能を補完する自主対策設備 <sup>※6</sup> が動作可能であることを確認する。 および A3. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに
高温停止	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。 B 2. 当直長は、低温停止にする。	高溫停止	B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、低温停止にする。	2~4時間
	A. 動作可能な静的触媒式水素再結合器が所要数を満足しない場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 当直長は、第4.0条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 <sup>※4</sup> とともに、残りの非常用炉心冷却系が動作可能であることを確認する。 <sup>※8</sup> 及び A 3. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備 <sup>※6</sup> が動作可能であることを確認する。	冷温停止	A. 動作可能な静的触媒式水素再結合器が所要数を満足していない場合	A1. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、第4.0条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 <sup>※4</sup> とともに、残りの非常用炉心冷却系が動作可能であることを確認する。 および A3. 発電課長は、当該機能を補完する自主対策設備 <sup>※6</sup> が動作可能であることを確認する。	速やかに
	冷温停止燃料交換 <sup>※7</sup>	A 4. 当直長は使用済燃料プール水位がオーバーフロー水位付近であること <sup>および</sup> 水温が65℃以下であることを確認する。	冷温停止燃料交換 <sup>※7</sup>	A. 動作可能な静的触媒式水素再結合器が所要数を満足しない場合	A1. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、第4.0条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 <sup>※4</sup> とともに、残りの非常用炉心冷却系が動作可能であることを確認する。 および A3. 発電課長は、当該機能を補完する自主対策設備 <sup>※6</sup> が動作可能であることを確認する。	速やかに
		※ 4 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※ 5 : 残りの低圧注水系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。			※ 4 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※ 5 : 非常用ディーゼル発電機2台(A系およびB系)。原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	
		※ 6 : 原子炉建屋トップメントをいう。 ※ 7 : 原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合			※ 6 : 原子炉建屋トップメント設備をいう。 ※ 7 : 原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合	
		※ 8 : 「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。			※ 8 : 「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

6 6 - 8 - 2 原子炉建屋内の水素濃度監視		女川 2 号炉案		TS-25 6 6 - 8 - 2 原子炉建屋内の水素濃度監視																								
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋内の水素濃度監視</td> <td>原子炉建屋内の水素濃度監視設備が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限		原子炉建屋内の水素濃度監視	原子炉建屋内の水素濃度監視設備が動作可能であること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋内の水素濃度監視</td> <td>原子炉建屋内の水素濃度監視設備が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>			項目	運転上の制限	原子炉建屋内の水素濃度監視	原子炉建屋内の水素濃度監視設備が動作可能であること															
項目	運転上の制限																											
原子炉建屋内の水素濃度監視	原子炉建屋内の水素濃度監視設備が動作可能であること																											
項目	運転上の制限																											
原子炉建屋内の水素濃度監視	原子炉建屋内の水素濃度監視設備が動作可能であること																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>動作可能なチャンネル数</th> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>動作可能なチャンネル数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換<sup>※1</sup></td> <td>8</td> <td>8</td> <td>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換<sup>※1</sup></td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	設備	動作可能なチャンネル数	適用される原子炉の状態	設備	動作可能なチャンネル数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 <sup>※1</sup>	8	8	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 <sup>※1</sup>	7	7	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>動作可能なチャンネル数</th> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>動作可能なチャンネル数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換<sup>※1</sup></td> <td>8</td> <td>8</td> <td>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換<sup>※1</sup></td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>			適用される原子炉の状態	設備	動作可能なチャンネル数	適用される原子炉の状態	設備	動作可能なチャンネル数	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 <sup>※1</sup>	8	8	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 <sup>※1</sup>	7	7
適用される原子炉の状態	設備	動作可能なチャンネル数	適用される原子炉の状態	設備	動作可能なチャンネル数																							
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 <sup>※1</sup>	8	8	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 <sup>※1</sup>	7	7																							
適用される原子炉の状態	設備	動作可能なチャンネル数	適用される原子炉の状態	設備	動作可能なチャンネル数																							
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 <sup>※1</sup>	8	8	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 <sup>※1</sup>	7	7																							
<p>※1：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが閉の場合          (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>																												
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. チャンネル校正を実施する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>計測制御 GM</td> <td>1. チャンネル校正を実施する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>計測制御課長</td> </tr> <tr> <td>1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換<sup>※1</sup>において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> <td>2. 原子炉の状態が重転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換<sup>※2</sup>において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>計測課長</td> </tr> </tbody> </table>					項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	2. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御 GM	1. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長	1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 <sup>※1</sup> において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	当直長	2. 原子炉の状態が重転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換 <sup>※2</sup> において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	計測課長						
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当																							
2. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御 GM	1. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長																							
1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 <sup>※1</sup> において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	当直長	2. 原子炉の状態が重転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換 <sup>※2</sup> において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	計測課長																							
<p>※1：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが閉の場合          (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>																												

### 保安規定比較表

(3) 要求される措置		女川2号炉案			差異理由	
		(3) 要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	要求される措置	
運転	A. 動作可能な原子炉建屋内水素濃度監視設備がチャンネル数を満足していない場合	A 1. 1. 当直長は、他チャンネルの原子炉建屋内水素濃度監視装置が動作可能であることを確認する。 A 1. 2. 当直長は、静的触媒式水素再結合器動作監視装置が動作可能であることを確認する。 及び A 2. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	30日間	運転 起動 高温停止	A. 動作可能な原子炉建屋内水素濃度監視設備がチャンネル数を満足しない場合 A1. 真電調長は、他チャンネルの原子炉建屋内水素濃度監視設備が動作可能であることを確認する。 または A1.2. 真電調長は、静的触媒式水素再結合器動作監視装置が動作可能であることを確認する。 および A2. 真實調長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	完了時間 速やかに
起動	B. 原子炉建屋燃料取替床の原子炉建屋内水素濃度監視設備 <sup>3</sup> チャンネル動作不能の場合	B 1. 当直長は格納容器内水素濃度監視装置が動作可能であることを確認する。 B 2. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	3日間	起動 高温停止	B. 原子炉建屋燃料取替床の原子炉建屋内水素濃度監視設備 <sup>2</sup> チャンネル動作不能の場合 B1. 真電調長は、原子炉格納容器内の水素濃度監視設備が動作可能であることを確認する。 および B2. 真實調長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	完了時間 速やかに
高温停止	C. 条件A <sup>又は</sup> Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C 1. 当直長は、高温停止にする。 C 2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	高温停止	C 1. 真電調長は、高温停止にする。 C 2. 真電調長は、冷温停止にする。	完了時間 24時間 36時間
燃料交換 <sup>※2</sup>	A. 動作可能な原子炉建屋内水素濃度監視設備がチャンネル数を満足しない場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	冷温停止 燃料交換 <sup>※3</sup>	A. 動作可能な原子炉建屋内水素濃度監視設備がチャンネル数を満足しない場合	A1. 真實調長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	完了時間 速やかに

※2 : 原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。  
 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合  
 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）

## 保安規定比較表

表6 6-9 使用済燃料プールの冷却等のための設備		女川2号炉案		差異理由 TS-25 6 6 - 9 - 1 燃料プール代替 注水系																																							
6 6 - 9 - 1 燃料プール代替注水系		表6 6-9 使用済燃料プールの冷却等のための設備																																									
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		<p>・柏崎の可搬型スプレイヘッダ及び常設スプレイヘッダは、燃料プールへの注水及びスプレイの機能を兼ねるため、運転上の制限を括って設定している。女川では、燃料プールへの注水及びスプレイに使用するラインがそれぞれ異なることから、運転上の制限を明確化する観点で燃料プール代替注水系と燃料プールスプレイ系に分けて管理する。なお、女川では、燃料プールスプレイ系にて使用する設備にスプレイノズルがあるが、スプレイノズルは、6 6 - 9 - 2にて管理する。</p> <p>・女川では、スプレイノズルを燃料プールへのスプレイに使用するため、6 6 - 9 - 2で管理する。</p> <p>TS-25 677, 678 ページ(概要図)参照</p> <p>・由崎はA-1級又はA-2級にて注水するのにに対して、女川では、手動弁おより接続口を含む。</p> <p>※2 : サイフォン防止機能を含む。</p> <p>※3 : 「6 6 - 1 9 - 1 大容量送水ポンプ (タイプ1)」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※4 : 「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料プール代替注水系</td> <td>可搬型スプレイヘッダ及び常設スプレイヘッダを使用した燃料プール代替注水系が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限		燃料プール代替注水系	可搬型スプレイヘッダ及び常設スプレイヘッダを使用した燃料プール代替注水系が動作可能であること※1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料プール代替注水系</td> <td>燃料プール代替注水系 (常設配管) ※1 および燃料プール代替注水系 (可搬型) が動作可能であること※2</td> </tr> </tbody> </table>			項目	運転上の制限	燃料プール代替注水系	燃料プール代替注水系 (常設配管) ※1 および燃料プール代替注水系 (可搬型) が動作可能であること※2																														
項目	運転上の制限																																										
燃料プール代替注水系	可搬型スプレイヘッダ及び常設スプレイヘッダを使用した燃料プール代替注水系が動作可能であること※1																																										
項目	運転上の制限																																										
燃料プール代替注水系	燃料プール代替注水系 (常設配管) ※1 および燃料プール代替注水系 (可搬型) が動作可能であること※2																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型スプレイヘッダ</td> <td>1個</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設スプレイヘッダ</td> <td>1個</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</td> <td>1台</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型代替注水ポンプ (A-1級)</td> <td>※2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型代替注水ポンプ (A-2級)</td> <td>※3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※4</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	設備	設備	所要数	可搬型スプレイヘッダ	1個			常設スプレイヘッダ	1個			使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	1台			可搬型代替注水ポンプ (A-1級)	※2			可搬型代替注水ポンプ (A-2級)	※3			燃料補給設備	※4			<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</td> <td>大容量送水ポンプ (タイプ1)</td> <td>※3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>燃料補給設備</td> <td>※4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	設備	設備	所要数	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	大容量送水ポンプ (タイプ1)	※3		燃料補給設備	燃料補給設備	※4	
適用される原子炉の状態	設備	設備	所要数																																								
可搬型スプレイヘッダ	1個																																										
常設スプレイヘッダ	1個																																										
使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	1台																																										
可搬型代替注水ポンプ (A-1級)	※2																																										
可搬型代替注水ポンプ (A-2級)	※3																																										
燃料補給設備	※4																																										
適用される原子炉の状態	設備	設備	所要数																																								
使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	大容量送水ポンプ (タイプ1)	※3																																									
燃料補給設備	燃料補給設備	※4																																									
<p>※1 : 動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための可搬型スプレイヘッダ及び常設スプレイまでの配管、サイフォンブレーキ孔、系統構成に必要な手動弁及び接続口を含む。</p> <p>※2 : 「6 6 - 1 9 - 1 可搬型代替注水ポンプ (A-2級)」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※3 : 「6 6 - 1 9 - 1 大容量送水ポンプ (タイプ1)」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※4 : 「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p>		<p>※1 : 当該系統に期待されている機能を達成するための使用済燃料プールまでの配管、系統構成に必要な手動弁及び接続口を含む。</p> <p>※2 : サイフォン防止機能を含む。</p> <p>※3 : 「6 6 - 1 9 - 1 大容量送水ポンプ (タイプ1)」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※4 : 「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p>																																									

## 保安規定比較表

<p>柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">(2) 確認事項</th> </tr> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th colspan="2">項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 可搬型代替注水ポンプ (A-1級) 及び可搬型代替注水ポンプ (A-2級) を起動し、可搬型代替注水ポンプ (A-1級) の流量が1.47m<sup>3</sup>/h以上で、吐出圧力が1.7MPa[gage]以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>タービンGM</td> </tr> <tr> <td>2. 可搬型代替注水ポンプ (A-1級) 及び可搬型代替注水ポンプ (A-2級) を起動し、可搬型代替注水ポンプ (A-1級) が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> <tr> <td>3. 可搬型プレイヘッダが使用可能であることを外観点検により確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>発電GM</td> </tr> <tr> <td>4. 常設プレイヘッダが使用可能であることを外観点検により確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>	(2) 確認事項				項目		項目		1. 可搬型代替注水ポンプ (A-1級) 及び可搬型代替注水ポンプ (A-2級) を起動し、可搬型代替注水ポンプ (A-1級) の流量が1.47m <sup>3</sup> /h以上で、吐出圧力が1.7MPa[gage]以上であることを確認する。	1年に1回	タービンGM	2. 可搬型代替注水ポンプ (A-1級) 及び可搬型代替注水ポンプ (A-2級) を起動し、可搬型代替注水ポンプ (A-1級) が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	3. 可搬型プレイヘッダが使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	発電GM	4. 常設プレイヘッダが使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	当直長	<p>女川2号炉案</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">(2) 確認事項</th> </tr> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th colspan="2">項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（項目なし）</td> <td></td> <td>二</td> <td>二</td> </tr> </tbody> </table>	(2) 確認事項				項目		項目		（項目なし）		二	二	<p>差異理由</p> <p>川では、大容量送水ポンプ(タイプ1)にて注水可能</p> <p>・女川では、確認事項は全て他表で確認する。</p>
(2) 確認事項																																		
項目		項目																																
1. 可搬型代替注水ポンプ (A-1級) 及び可搬型代替注水ポンプ (A-2級) を起動し、可搬型代替注水ポンプ (A-1級) の流量が1.47m <sup>3</sup> /h以上で、吐出圧力が1.7MPa[gage]以上であることを確認する。	1年に1回	タービンGM																																
2. 可搬型代替注水ポンプ (A-1級) 及び可搬型代替注水ポンプ (A-2級) を起動し、可搬型代替注水ポンプ (A-1級) が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																																
3. 可搬型プレイヘッダが使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	発電GM																																
4. 常設プレイヘッダが使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	当直長																																
(2) 確認事項																																		
項目		項目																																
（項目なし）		二	二																															

<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">(3) 要求される措置</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>要求される措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 常設スプレイヘッダが動作不能の場合</td> <td>A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65°C以下であることを確認する。 A 3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備***が動作可能であることを管理的手段により確認する。</td> <td>A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65°C以下であることを確認する。 A3. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備***が動作可能であることを管理的手段により確認する。</td> </tr> <tr> <td>B. 可搬型スプレイヘッダが動作不能の場合</td> <td>B 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65°C以下であることを確認する。 B 3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備***が動作可能であることを管理的手段により確認する。</td> <td>B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65°C以下であることを確認する。 B3. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備***が動作可能であることを管理的手段により確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	(3) 要求される措置			条件	要求される措置	要求される措置	A. 常設スプレイヘッダが動作不能の場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65°C以下であることを確認する。 A 3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備***が動作可能であることを管理的手段により確認する。	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65°C以下であることを確認する。 A3. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備***が動作可能であることを管理的手段により確認する。	B. 可搬型スプレイヘッダが動作不能の場合	B 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65°C以下であることを確認する。 B 3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備***が動作可能であることを管理的手段により確認する。	B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65°C以下であることを確認する。 B3. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備***が動作可能であることを管理的手段により確認する。	<p>完了時間</p> <p>速やかに</p>	<p>・女川では、燃料プールへの注水機能に對して要求される措置を実施(油崎の可搬型スプレイヘッダ及び常設スプレイヘッダへの燃料へのプール注水・スプレイ機能を兼ねる)。</p> <p>・女川では、燃料プールの水位が65°C以下であることを確認する。</p> <p>・女川では、燃料プールの水位が65°C以下であることを確認する。</p> <p>・女川では、燃料プールの水位が65°C以下であることを確認する。</p> <p>・女川では、燃料プールの水位が65°C以下であることを確認する。</p> <p>・女川では、燃料プールの水位が65°C以下であることを確認する。</p>
(3) 要求される措置														
条件	要求される措置	要求される措置												
A. 常設スプレイヘッダが動作不能の場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65°C以下であることを確認する。 A 3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備***が動作可能であることを管理的手段により確認する。	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65°C以下であることを確認する。 A3. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備***が動作可能であることを管理的手段により確認する。												
B. 可搬型スプレイヘッダが動作不能の場合	B 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65°C以下であることを確認する。 B 3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備***が動作可能であることを管理的手段により確認する。	B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65°C以下であることを確認する。 B3. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備***が動作可能であることを管理的手段により確認する。												

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	差異理由
C. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ(A-1級)が所要数を満足しない場合	<p>C 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>C 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーハーフロー水位付近にあること及び水温が65℃以下であることを確認する。</p> <p>C 3. 当直長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	速やかに	<p>女川では、本表で管理する可搬型のポンプではないため記載不要</p>
D. 可搬型スプレイヘッダ及び常設スプレイヘッダが動作不能の場合	<p>D 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>D 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーハーフロー水位付近にあること及び水温が65℃以下であることを確認する。</p> <p>D 3. 当直長は、使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段※7が確保されていることを確認する。</p>	速やかに	<p>CL 1. 防災課長は、燃料プール代替注水系（常設配管）を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。  <u>または</u>  <u>CL 2. 防災課長は、燃料プール代替注水系（可搬型）を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</u>  <u>および</u>  <u>C2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーハーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。</u>  <u>および</u>  <u>C3. 発電課長は、使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段※7が確保されていることを確認する。</u></p> <p>※5 : 燃料プール代替注水系（可搬型）をいう。</p> <p>※6 : 燃料プール代替注水系（常設配管）をいう。</p> <p>※7 : 消火系による注水をいう。</p> <p>※4 : 可搬型スプレイヘッダをいう。</p> <p>※5 : 常設スプレイヘッダをいう。</p> <p>※6 : 代替品の補充等をいう。</p> <p>※7 : 消火系による注水をいう。</p> <p>CL 1. 燃料プール代替注水系（常設配管）おより燃料プール代替注水系（可搬型）を動作可能であること。  <u>または</u>  <u>CL 2. 燃料プール代替注水系（常設配管）おより燃料プール代替注水系（可搬型）が動作可能であること。</u></p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

### 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由																		
女川では、燃料プール代替注水系と燃料プール代替注水系を分けて記載しているため、本表について は、6 6 - 9 - 1 燃料プール代替注水系と比較する。		6 6 - 9 - 2 燃料プールスプレイ系																				
<b>再掲</b>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・柏崎の可搬型スプレイヘッダ及び常設スプレイヘッダ設置設備</li> <li>・女川では、燃料プールへの注水及びスプレーの機能を兼ねるため、運転上の制限を括って設定している。女川では、燃料プールへの注水及びスプレーに使用するラインがそれぞれ異なることから、運転上の制限を明確化する観点で燃料プール代替注水系と燃料プールスプレイ系に分けて管理する。なお、女川では、燃料プールスプレイ系にて使用する設備にスプレイノズルがあるが、スプレイノズルは、6 6 - 9 - 2にて管理する。</li> </ul>																		
(1) 運転上の制限																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料プール代替注水系</td> <td>可搬型スプレイヘッダ及び常設スプレイヘッダを使用した燃料プール代替注水系が動作可能であること※<sub>1</sub></td> </tr> </tbody> </table>				項目	運転上の制限	燃料プール代替注水系	可搬型スプレイヘッダ及び常設スプレイヘッダを使用した燃料プール代替注水系が動作可能であること※ <sub>1</sub>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女川では、常設設備により燃料ポンプ（タイプ1）において運転上の制限等を定める。</li> <li>・女川では、常設スプレイヘッダを用いたスプレイの場合、容量、圧力はA-1級及びA-2級にてスプレイするのに対して、女川では、大容量送水ポンプ（タイプ1）において運転上の制限等を定める。</li> </ul>														
項目	運転上の制限																					
燃料プール代替注水系	可搬型スプレイヘッダ及び常設スプレイヘッダを使用した燃料プール代替注水系が動作可能であること※ <sub>1</sub>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料プールスプレイ系</td> <td>燃料プールスプレイ系（常設配管）※<sub>1</sub>および燃料プールスプレイ系（可搬型）が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>					項目	運転上の制限	燃料プールスプレイ系	燃料プールスプレイ系（常設配管）※ <sub>1</sub> および燃料プールスプレイ系（可搬型）が動作可能であること														
項目	運転上の制限																					
燃料プールスプレイ系	燃料プールスプレイ系（常設配管）※ <sub>1</sub> および燃料プールスプレイ系（可搬型）が動作可能であること																					
(1) 運転上の制限		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料プールスプレイ系</td> <td>燃料プールスプレイ系（常設配管）※<sub>1</sub>および燃料プールスプレイ系（可搬型）が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>			項目	運転上の制限	燃料プールスプレイ系	燃料プールスプレイ系（常設配管）※ <sub>1</sub> および燃料プールスプレイ系（可搬型）が動作可能であること														
項目	運転上の制限																					
燃料プールスプレイ系	燃料プールスプレイ系（常設配管）※ <sub>1</sub> および燃料プールスプレイ系（可搬型）が動作可能であること																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料プール代替注水系</td> <td>可搬型スプレイヘッダ及び常設スプレイヘッダを使用した燃料プール代替注水系が動作可能であること※<sub>1</sub></td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	燃料プール代替注水系	可搬型スプレイヘッダ及び常設スプレイヘッダを使用した燃料プール代替注水系が動作可能であること※ <sub>1</sub>																	
項目	運転上の制限																					
燃料プール代替注水系	可搬型スプレイヘッダ及び常設スプレイヘッダを使用した燃料プール代替注水系が動作可能であること※ <sub>1</sub>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替注水ポンプ（A-1級）</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</td> <td>※2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型スプレイヘッダ</td> <td>1個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設スプレイヘッダ</td> <td>1個</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				適用される原子炉の状態	設備	所要数	可搬型代替注水ポンプ（A-1級）	1台		可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	※2		燃料補給設備	※3		可搬型スプレイヘッダ	1個		常設スプレイヘッダ	1個		<ul style="list-style-type: none"> <li>※1：動作可能な場合は、当該系統に期待されている機能を達成するための可搬型スプレイヘッダ及び常設スプレイまでの配管、サイフォンブレーカ孔、系統構成に必要な手動弁及び接続口を含む。</li> <li>※2：「6 6 - 1 9 - 1 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）」において運転上の制限等を定める。</li> <li>※3：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</li> <li>※4：常設配管用6個（3個×2）および可搬型用6個（3個×2）をいど。</li> </ul>
適用される原子炉の状態	設備	所要数																				
可搬型代替注水ポンプ（A-1級）	1台																					
可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	※2																					
燃料補給設備	※3																					
可搬型スプレイヘッダ	1個																					
常設スプレイヘッダ	1個																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替注水ポンプ（A-1級）</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</td> <td>※2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型スプレイヘッダ</td> <td>1個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設スプレイヘッダ</td> <td>1個</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					適用される原子炉の状態	設備	所要数	可搬型代替注水ポンプ（A-1級）	1台		可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	※2		燃料補給設備	※3		可搬型スプレイヘッダ	1個		常設スプレイヘッダ	1個	
適用される原子炉の状態	設備	所要数																				
可搬型代替注水ポンプ（A-1級）	1台																					
可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	※2																					
燃料補給設備	※3																					
可搬型スプレイヘッダ	1個																					
常設スプレイヘッダ	1個																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替注水ポンプ（A-1級）</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</td> <td>※2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型スプレイヘッダ</td> <td>1個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設スプレイヘッダ</td> <td>1個</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	設備	所要数	可搬型代替注水ポンプ（A-1級）	1台		可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	※2		燃料補給設備	※3		可搬型スプレイヘッダ	1個		常設スプレイヘッダ	1個		<p>※1：当該系統に期待されている機能を達成するための使用済燃料プールまでの配管、系統構成に必要な手動弁及び接続口を含む。</p> <p>※2：「6 6 - 1 9 - 1 大容量送水ポンプ（タイプ1）」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※3：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※4：常設配管用6個（3個×2）および可搬型用6個（3個×2）をいど。</p>		
適用される原子炉の状態	設備	所要数																				
可搬型代替注水ポンプ（A-1級）	1台																					
可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	※2																					
燃料補給設備	※3																					
可搬型スプレイヘッダ	1個																					
常設スプレイヘッダ	1個																					

## 保安規定比較表

(2) 確認事項		女川2号炉案		差異理由
		<p>・女川では、本表で管 理する可搬型のボ ンプではないため記 載不要</p>		<p>・女川では、スプレイ ノズルの内訳を當 設配管用及び可搬 型用を合せた所 要数を記載してい るため注釈に記載</p>
(2) 確認事項				
項目	項目	頻度	担当	
1. 可搬型代替注水ポンプ（A-1級）及び可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を起動し、可搬型代替注水ポンプ（A-1級）の流量が1.47m <sup>3</sup> /h以上で、吐出圧力が1.70MPa[gage]以上であることを確認する。	1年に1回	タービンGM		
2. 可搬型代替注水ポンプ（A-1級）及び可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を起動し、可搬型代替注水ポンプ（A-1級）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モハイル 設備管理GM		
3. 可搬型代替注水ポンプ（A-1級）及び可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を起動し、可搬型代替注水ポンプ（A-1級）が動作可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	発電GM		
4. 常設スプレイヘッダが使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	当直長		
1. スプレイノズルが使用可能であることを外観点検により確認す る。		3ヶ月に1回	防災課長	
(3) 要求される措置				
条件	要求される措置	完了時間		
A. 常設スプレイヘッダが動作不能の場合	<p>A1. <u>燃料プールスプレイ系（常設配管）が動作不能の場合</u> A2. <u>発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65°C以下であることを確認する。</u></p> <p>A3. <u>防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備</u> *5が動作可能であることを管理的手段により確認する。</p>	<p>速やかに 速やかに 速やかに</p> <p>速やかに 速やかに</p>	速やかに 速やかに 速やかに	<p>速やかに 速やかに 速やかに</p>
(3) 要求される措置				
条件	要求される措置	完了時間		
A. 常設スプレイヘッダが動作不能の場合	<p>A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>A2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65°C以下であることを確認する。</p> <p>A3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備 *5が動作可能であることを管理的手段により確認する。</p>	<p>速やかに 速やかに 速やかに</p>	速やかに 速やかに 速やかに	<p>速やかに 速やかに 速やかに</p>

## 保安規定比較表

		女川 2 号炉案				
				差異理由		
B. 可搬型スプレイ ヘッダが動作 不能の場合	<p>B 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーハーフロー水位付近にあること及び水温が 6.5℃以下であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>B 3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備<sup>※5</sup>が動作可能であることを管理的手段により確認する。</p>	<p>B. 燃料プールスプレイ系（可搬型） が動作不能の場合</p> <p>E1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>E2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーハーフロー水位付近にあることおよび水温が 65℃以下であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>E3. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備<sup>※6</sup>が動作可能であることを管理的手段により確認する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>		
C. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ（A-1級）が所要数を満足しない場合	<p>C 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>C 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーハーフロー水位付近にあること及び水温が 6.5℃以下であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>C 3. 当直長は、代替措置<sup>※6</sup>を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>C. 燃料プールスプレイ系（常設配管）を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>または</p> <p>C1.1. 防災課長は、燃料プールスプレイ系（常設配管）を動作可能に復旧する措置を開始する。</p> <p>C1.2. 防災課長は、燃料プールスプレイ系（可搬型）を動作可能に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>C2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーハーフロー水位付近にあることおよび水温が 65℃以下であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>C3. 防災課長は、使用済燃料プール内燃料棒等にスプレーするための注水手段<sup>※7</sup>が確保されていることを確認する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>		
D. 可搬型スプレイヘッダ及び常設スプレイヘッダが動作不能の場合	<p>D 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>D 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーハーフロー水位付近にあること及び水温が 6.5℃以下であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>D 3. 当直長は、使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段<sup>※7</sup>が確保されていることを確認する。</p>	<p>D. 燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いた 手段<sup>※8</sup>が確保されていることを確認する。</p> <p>または</p> <p>C1.1. 防災課長は、燃料プールスプレイ系（常設配管）を動作可能に復旧する措置を開始する。</p> <p>C1.2. 防災課長は、燃料プールスプレイ系（可搬型）を動作可能に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>C2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーハーフロー水位付近にあることおよび水温が 65℃以下であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>C3. 防災課長は、使用済燃料プール内燃料棒等にスプレーするための注水手段<sup>※7</sup>が確保されていることを確認する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>		
		<p>※4 : 可搬型スプレイヘッダをいう。</p> <p>※5 : 常設スプレイヘッダをいう。</p> <p>※6 : 代替品の補充等をいう。</p> <p>※7 : 消火系による注水をいう。</p>	<p>※5 : 燃料プールスプレイ系（可搬型）をいう。</p> <p>※6 : 燃料プールスプレイ系（常設配管）をいう。</p> <p>※7 : 化学消防自動車および大型化高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いたスプレイをいう。</p>			
		<p>※8 : 燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いたスプレイをいう。</p> <p>または</p> <p>常設スプレイヘッダ及び常設スプレイヘッド</p> <p>燃料プール代替注水系が動作不能の場合</p>				
		<p>※8 : 燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いたスプレイをいう。</p> <p>または</p> <p>常設スプレイヘッダ及び常設スプレイヘッド</p> <p>燃料プール代替注水系が動作不能の場合</p>				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

6 6 - 9 - 2 使用済燃料プールの除熱		柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		6 6 - 9 - 3 使用済燃料プールの除熱	女川2号炉案	差異理由	
<b>(1) 運転上の制限</b>							
<b>項目</b>		<b>運転上の制限</b>					
使用済燃料プールの除熱		燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱※1が動作可能であること※2					
適用される原子炉の状態	設 備	所要数	適用される原子炉の状態	設 備	所要数		
使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	燃料プール冷却浄化系ポンプ	1 台	燃料プール冷却浄化系ポンプ	燃料プール冷却浄化系ポンプ	1 台	TS-25 6 6 - 9 - 3 使用済燃料プールの除熱、	
	燃料プール冷却浄化系熱交換器	1 基		燃料プール冷却浄化系熱交換器	1 基		
	代替原子炉補機冷却系	※ 3		原子炉補機代替冷却水系	※ 3		
	常設代替交流電源設備	※ 4		常設代替交流電源設備	※ 4		
	可搬型代替交流電源設備	※ 5		可搬型代替交流電源設備	※ 5		
※ 1：燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱とは、 <u>②過脱塩装置バイパス運転による除熱</u> をいう。							
※ 2：必要な弁、配管及びスキマサーチタンクを含む。							
※ 3：「6 6 - 5 - 4 代替原子炉補機冷却系」において運転上の制限等を定める。							
※ 4：「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。							
※ 5：「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。							
<b>(2) 確認事項</b>							
<b>項目</b>		<b>頻 度</b>			<b>頻 度</b>		
1. 燃料プール冷却浄化系ポンプの流量が <span style="background-color: yellow;">█</span> m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	1 年に 1 回	原 子 炉 G M	1 年に 1 回	発電課長			
2. FPC ②過脱塩装置入口第一弁、FPC ②過脱塩装置入口第二弁、FPC 熱交換器 (A) 入口弁、FPC ②過脱塩装置入口弁、FPC ②過脱塩装置出口弁および FPC ②過脱塩装置バイパス弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1 年に 1 回	当直長	1 年に 1 回	発電課長			
3. 燃料プール冷却浄化系ポンプが起動すること※6を確認する。	1 ヶ月に 1 回	当直長	1 ヶ月に 1 回	発電課長			
※ 6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。							

## 保安規定比較表

(3) 要求される措置		女川2号炉案		差異理由
条件	要求される措置	完了時間	(3) 要求される措置	
A. 燃料ブール冷却淨化系による使用済燃料ブールの除熱が動作不能の場合	<p>A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。  <u>及び</u></p> <p>A 2. 当直長は、使用済燃料ブールの温度上昇評価を実施する。</p> <p><u>能の場合</u></p> <p><u>及び</u></p> <p>A 3. 当直長は、代替措置※<sup>7</sup>を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	速やかに	<p>A1. 燃料ブール冷却淨化系による使用済燃料ブールの除熱ができる場合</p> <p><u>および</u></p> <p>A2. 燃料ブールの除熱ができない場合</p> <p><u>および</u></p> <p>A3. 燃電課長および防災課長は、代替措置※<sup>7</sup>を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>A1. 燃電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。  <u>および</u></p> <p>A2. 燃電課長は、使用済燃料ブールの温度上昇評価を実施する。</p> <p><u>および</u></p> <p>A3. 燃電課長および防災課長は、代替措置※<sup>7</sup>を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>

※7：燃料ブール代替注水系による使用済燃料ブールへの注水、及び残留熱除去系による使用済燃料ブールの除熱が要求される措置A 2の評価時間内に実施可能であることを確認する。燃料ブール代替注水系については、ホースの事前接続等の補完措置を含む。残留熱除去系については管理的手段により確認する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表題、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）

## 保安規定比較表

6 6 - 9 - 3 使用清燃料ブール監視設備		6 6 - 9 - 4 使用清燃料ブール監視設備																																		
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限																																		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限																																	
使用清燃料ブール監視設備	使用清燃料ブール監視設備が動作可能であること	使用清燃料ブール監視設備	使用清燃料ブール監視設備が動作可能であること																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される 原子炉の状態</th><th>要素</th><th>動作可能で あるべき チャンネル数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用清燃料貯蔵ブール水位・温度 (S A広域)</td><td>1</td><td>使用清燃料ブール水位／温度 (ガイドバルス式)</td><td>1</td></tr> <tr> <td>使用清燃料貯蔵ブール水位・温度 (S A)</td><td>1</td><td>使用清燃料ブール水位／温度 (ヒートサーーモ式)</td><td>1</td></tr> <tr> <td>使用清燃料貯蔵ブール放射線モニタ (高レンジ・ 低レンジ)</td><td>1※2</td><td>使用清燃料ブール上部空間放射線モニタ (高線量, 低線量)</td><td>1※1</td></tr> <tr> <td>使用清燃料ブールに 照射された燃料を貯蔵 している期間</td><td>1</td><td>使用清燃料ブール監視カメラ</td><td>1</td></tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td><td>※3</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td><td>※4</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>所内蓄電式直流電源設備</td><td>※5</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>可搬型直流電源設備</td><td>※6</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		適用される 原子炉の状態	要素	動作可能で あるべき チャンネル数	使用清燃料貯蔵ブール水位・温度 (S A広域)	1	使用清燃料ブール水位／温度 (ガイドバルス式)	1	使用清燃料貯蔵ブール水位・温度 (S A)	1	使用清燃料ブール水位／温度 (ヒートサーーモ式)	1	使用清燃料貯蔵ブール放射線モニタ (高レンジ・ 低レンジ)	1※2	使用清燃料ブール上部空間放射線モニタ (高線量, 低線量)	1※1	使用清燃料ブールに 照射された燃料を貯蔵 している期間	1	使用清燃料ブール監視カメラ	1	常設代替交流電源設備	※3			可搬型代替交流電源設備	※4			所内蓄電式直流電源設備	※5			可搬型直流電源設備	※6		
適用される 原子炉の状態	要素	動作可能で あるべき チャンネル数																																		
使用清燃料貯蔵ブール水位・温度 (S A広域)	1	使用清燃料ブール水位／温度 (ガイドバルス式)	1																																	
使用清燃料貯蔵ブール水位・温度 (S A)	1	使用清燃料ブール水位／温度 (ヒートサーーモ式)	1																																	
使用清燃料貯蔵ブール放射線モニタ (高レンジ・ 低レンジ)	1※2	使用清燃料ブール上部空間放射線モニタ (高線量, 低線量)	1※1																																	
使用清燃料ブールに 照射された燃料を貯蔵 している期間	1	使用清燃料ブール監視カメラ	1																																	
常設代替交流電源設備	※3																																			
可搬型代替交流電源設備	※4																																			
所内蓄電式直流電源設備	※5																																			
可搬型直流電源設備	※6																																			
<p>※1 : 使用清燃料貯蔵ブール監視カメラ用空冷装置を含む。</p> <p>※2 : 1チャンネルとは、高レンジ及び低レンジの両方をいう。</p> <p>※3 : 「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※4 : 「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5 : 「6 6 - 1 2 - 4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備」において運転 上の制限等を定める。</p> <p>※6 : 「6 6 - 1 2 - 5 可搬型直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p>		<p>※1 : 1チャンネルとは、高線量および低線量の両方をいう。</p> <p>※2 : 1チャンネルとは、高レンジ及び低レンジの両方をいう。</p> <p>※3 : 「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※4 : 「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5 : 「6 6 - 1 2 - 4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備」において運転 上の制限等を定める。</p> <p>※6 : 「6 6 - 1 2 - 5 可搬型直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p>																																		
(2) 確認事項		(2) 確認事項																																		
要素	項目	頻度	担当																																	
1. 使用清燃料貯蔵ブール 水位・温度 (S A広域)	チャンネル校正を実施する。 使用清燃料ブール校正を実施する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	計測制御GMM 当直長																																	
	使用清燃料ブールに照射さ れた燃料を貯蔵している期 間において、動作不能でない ことを指示により確認する。		使用清燃料ブールに照射された 燃料を貯蔵している期間におい て、動作不能でないことを指示に より確認する。																																	

## 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由	
2. 使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）	チャンネル校正を実施する。 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 計測制御GM  1ヶ月に1回 当直長	2. 使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）  使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 計測制御課長  1ヶ月に1回 発電課長	
3. 使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）	チャンネル校正を実施する。 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 計測制御GM  1ヶ月に1回 当直長	3. 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量・低線量）  使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 計測制御課長  1ヶ月に1回 発電課長	
4. 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	機能を確認する。 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作可能であることを確認する。	定事検停止時 計測制御GM  1ヶ月に1回 計測制御GM	4. 使用済燃料プール監視カメラ  機能を確認する。 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作可能であることを確認する。	定事検停止時 電気課長  1ヶ月に1回 発電課長	
(3) 要求される措置					
(3) 要求される措置		要求される措置		要求される措置	
A. 1つ以上の要素が監視不能の場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置及び A 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフローフロー水位付近にあること及び水温が65℃以下であることを確認する。 及び A 3. 当直長は、残りの要素が監視可能であることを確認する。	完了時間 速やかに	A 1. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A 2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A 3. 発電課長は、残りの要素が監視可能であることを確認する。	完了時間 速やかに	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表題、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		女川 2号炉案																																																	
表6 6－10 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備		表6 6－10 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備																																																	
6 6－10－1 大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火		6 6－10－1 大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火																																																	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋放水設備</td> <td>原子炉建屋放水設備が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	原子炉建屋放水設備	原子炉建屋放水設備が動作可能であること※1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放水設備（大気への拡散抑制設備）および放水設備（泡消火設備）</td> <td>放水設備（大気への拡散抑制設備）および放水設備（泡消火設備）が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	放水設備（大気への拡散抑制設備）および放水設備（泡消火設備）	放水設備（大気への拡散抑制設備）および放水設備（泡消火設備）が動作可能であること																																								
項目	運転上の制限																																																		
原子炉建屋放水設備	原子炉建屋放水設備が動作可能であること※1																																																		
項目	運転上の制限																																																		
放水設備（大気への拡散抑制設備）および放水設備（泡消火設備）	放水設備（大気への拡散抑制設備）および放水設備（泡消火設備）が動作可能であること																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>要数</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）</td> <td>1台</td> <td>※1</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>放水砲</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>泡原液混合装置</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>泡原液搬送車</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※2</td> <td>※2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	設備	要数	担当	大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）	1台	※1	※1	放水砲	1台	1台		泡原液混合装置	1台	1台		泡原液搬送車	1台	1台		燃料補給設備	※2	※2		<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>要数</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大容量送水ポンプ（タイプII）</td> <td>大容量送水ポンプ（タイプII）</td> <td>1台</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>運転起動</td> <td>放水砲</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td>泡消火薬剤混合装置</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低温停止</td> <td>冷温停止</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料交換</td> <td>燃料補給設備</td> <td>※2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	設備	要数	担当	大容量送水ポンプ（タイプII）	大容量送水ポンプ（タイプII）	1台	※1	運転起動	放水砲	1台		高温停止	泡消火薬剤混合装置	1台		低温停止	冷温停止	1台		燃料交換	燃料補給設備	※2	
適用される原子炉の状態	設備	要数	担当																																																
大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）	1台	※1	※1																																																
放水砲	1台	1台																																																	
泡原液混合装置	1台	1台																																																	
泡原液搬送車	1台	1台																																																	
燃料補給設備	※2	※2																																																	
適用される原子炉の状態	設備	要数	担当																																																
大容量送水ポンプ（タイプII）	大容量送水ポンプ（タイプII）	1台	※1																																																
運転起動	放水砲	1台																																																	
高温停止	泡消火薬剤混合装置	1台																																																	
低温停止	冷温停止	1台																																																	
燃料交換	燃料補給設備	※2																																																	
※1：必要なホースを含む。		※1：「6 6－1 9－2 大容量送水ポンプ（タイプII）において運転上の制限等を定める。」																																																	
※2：「6 6－1 2－7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。		※2：「6 6－1 2－7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。																																																	
(2) 確認事項		(2) 確認事項																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し、吐出圧力 [Pa [gage]]以上、流量が [ ] m<sup>3</sup>/h 以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>タービンGM</td> </tr> <tr> <td>2. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> <tr> <td>3. 放水砲が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> <tr> <td>4. 泡原液混合装置が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> <tr> <td>5. 泡原液搬送車が使用可能であること及び泡消火薬剤の備蓄量が6 46 L以上あることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> </tbody> </table>		項目	項目	頻度	担当	1. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し、吐出圧力 [Pa [gage]]以上、流量が [ ] m <sup>3</sup> /h 以上であることを確認する。	1年に1回	タービンGM	2. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	3. 放水砲が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	4. 泡原液混合装置が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	5. 泡原液搬送車が使用可能であること及び泡消火薬剤の備蓄量が6 46 L以上あることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 放水砲が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>2. 泡消火薬剤混合装置が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>3. 泡消火薬剤の備蓄量が 6 46L 以上あることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	項目	頻度	担当	1. 放水砲が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	2. 泡消火薬剤混合装置が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	3. 泡消火薬剤の備蓄量が 6 46L 以上あることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																
項目	項目	頻度	担当																																																
1. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し、吐出圧力 [Pa [gage]]以上、流量が [ ] m <sup>3</sup> /h 以上であることを確認する。	1年に1回	タービンGM																																																	
2. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																																																	
3. 放水砲が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																																																	
4. 泡原液混合装置が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																																																	
5. 泡原液搬送車が使用可能であること及び泡消火薬剤の備蓄量が6 46 L以上あることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																																																	
項目	項目	頻度	担当																																																
1. 放水砲が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																																																	
2. 泡消火薬剤混合装置が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																																																	
3. 泡消火薬剤の備蓄量が 6 46L 以上あることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																																																	

## 保安規定比較表

(3) 要求される措置			女川2号炉案			
			(3) 要求される措置			
適用される原子炉状態	条件	要求される措置	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	
運転起動 高温停止	A. 原子炉建屋放水設備が動作不能の場合	<p>A 1. 当直長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。<sup>※3</sup>とともに、その他の設備<sup>※4</sup>が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65°C以下であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 3. 当直長は、代替措置<sup>※5</sup>を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>及び</p> <p>A 4. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	運転 起動 高温停止	<p>A. 放水設備(大気への放散抑制設備または放水設備(泡消火設備)が動作不能の場合)</p> <p>おより</p> <p>A1. 発電課長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。<sup>※3</sup>とともに、その他の設備<sup>※4</sup>が動作可能であることを確認する。</p> <p>おより</p> <p>A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65°C以下であることを確認する。</p> <p>おより</p> <p>A3. 防災課長は、代替措置<sup>※5</sup>を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>おより</p> <p>A4. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>完了時間 速やかに</p> <p>完了時間 速やかに</p> <p>完了時間 速やかに</p> <p>完了時間 速やかに</p> <p>完了時間 速やかに</p>	
冷温停止 燃料交換	A. 原子炉建屋放水設備が動作不能の場合	<p>B 1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 当直長は、冷温停止にする。</p>	2時間 3時間	<p>B. 条件Aで要求される措置を完了できない場合</p> <p>A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65°C以下であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 3. 当直長は、代替措置<sup>※5</sup>を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>条件 A で要求される措置を完了できない場合</p> <p>おより</p> <p>B1. 発電課長は、高温停止にする。</p> <p>おより</p> <p>B2. 発電課長は、冷温停止にする。</p> <p>おより</p> <p>A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>おより</p> <p>A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65°C以下であることを確認する。</p> <p>おより</p> <p>A3. 防災課長は、代替措置<sup>※5</sup>を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>2.4時間 3時間</p> <p>3.6時間 3時間</p> <p>2.4時間 3時間</p> <p>2.4時間 3時間</p>
<p>※ 3 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※ 4 : 残りの残留熱除去系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※ 5 : 代替品の補充等をいう。</p>						

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、各稱等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

### 保安規定比較表

6 6 - 1 0 - 2 海洋への放射性物質の拡散抑制		柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）																													
(1) 運転上の制限																															
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">項目</td><td colspan="2">運転上の制限</td></tr> <tr> <td colspan="2">海洋拡散抑制設備</td><td colspan="2">所要数が使用可能であること</td></tr> </table>				項目		運転上の制限		海洋拡散抑制設備		所要数が使用可能であること																					
項目		運転上の制限																													
海洋拡散抑制設備		所要数が使用可能であること																													
<table border="1"> <tr> <td>適用される原子炉の状態</td><td>設 備</td><td>所要数</td><td>適用される原子炉の状態</td></tr> <tr> <td>運転起動</td><td>小型船舶（汚濁防止膜設置用）</td><td>1台</td><td>原子炉の状態</td></tr> <tr> <td>高温停止</td><td>放水口側汚濁防止膜<sup>※1</sup></td><td>1 4本</td><td>運転</td></tr> <tr> <td>冷温停止</td><td>取水口側汚濁防止膜<sup>※2</sup></td><td>2 4本</td><td>起動</td></tr> <tr> <td>燃料交換</td><td>放射性物質吸着材</td><td>4 0 8 0 g<sup>※3</sup></td><td>高温停止</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>低温停止</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>燃料交換</td></tr> </table>		適用される原子炉の状態	設 備	所要数	適用される原子炉の状態	運転起動	小型船舶（汚濁防止膜設置用）	1台	原子炉の状態	高温停止	放水口側汚濁防止膜 <sup>※1</sup>	1 4本	運転	冷温停止	取水口側汚濁防止膜 <sup>※2</sup>	2 4本	起動	燃料交換	放射性物質吸着材	4 0 8 0 g <sup>※3</sup>	高温停止				低温停止				燃料交換		
適用される原子炉の状態	設 備	所要数	適用される原子炉の状態																												
運転起動	小型船舶（汚濁防止膜設置用）	1台	原子炉の状態																												
高温停止	放水口側汚濁防止膜 <sup>※1</sup>	1 4本	運転																												
冷温停止	取水口側汚濁防止膜 <sup>※2</sup>	2 4本	起動																												
燃料交換	放射性物質吸着材	4 0 8 0 g <sup>※3</sup>	高温停止																												
			低温停止																												
			燃料交換																												
<p>※1：北放水口側（高さ 6m × 幅 2.0m）          ※2：5号炉、6号炉及び7号炉取水口側（高さ 8m × 幅 2.0m）          ※3：6号及び7号炉雨水排水路集水樹用（1 0 2 0 kg × 2），5号雨水排水路集水樹用（5 1 0 kg × 3）          （5 1 0 kg）並びにフラップゲート入口用（5 1 0 kg × 3）</p>																															
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">(1) 運転上の制限</td><td colspan="2">女川 2号炉案</td></tr> <tr> <td colspan="2">(1) 運転上の制限</td><td colspan="2">6 6 - 1 0 - 2 海洋への放射性物質の拡散抑制</td></tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <tr> <td>項目</td><td>運転上の制限</td></tr> <tr> <td>海洋への拡散抑制設備 (シルトフェンス)</td><td>所要数が使用可能であること</td></tr> </table> </td><td colspan="2">TS-25 6 6 - 1 0 - 2 海洋への放射性物質の拡散抑制</td></tr> </table>				(1) 運転上の制限		女川 2号炉案		(1) 運転上の制限		6 6 - 1 0 - 2 海洋への放射性物質の拡散抑制		<table border="1"> <tr> <td>項目</td><td>運転上の制限</td></tr> <tr> <td>海洋への拡散抑制設備 (シルトフェンス)</td><td>所要数が使用可能であること</td></tr> </table>		項目	運転上の制限	海洋への拡散抑制設備 (シルトフェンス)	所要数が使用可能であること	TS-25 6 6 - 1 0 - 2 海洋への放射性物質の拡散抑制													
(1) 運転上の制限		女川 2号炉案																													
(1) 運転上の制限		6 6 - 1 0 - 2 海洋への放射性物質の拡散抑制																													
<table border="1"> <tr> <td>項目</td><td>運転上の制限</td></tr> <tr> <td>海洋への拡散抑制設備 (シルトフェンス)</td><td>所要数が使用可能であること</td></tr> </table>		項目	運転上の制限	海洋への拡散抑制設備 (シルトフェンス)	所要数が使用可能であること	TS-25 6 6 - 1 0 - 2 海洋への放射性物質の拡散抑制																									
項目	運転上の制限																														
海洋への拡散抑制設備 (シルトフェンス)	所要数が使用可能であること																														
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">(2) 確認事項</td><td colspan="2">(2) 確認事項</td></tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>頻 度</th><th>担当</th></tr> <tr> <td>1. 汚濁防止膜について、所要数が使用可能であることを確認する。</td><td>3ヶ月に1回</td><td>モバイル設備管理 GM</td></tr> </table> </td><td colspan="2"> <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>頻 度</th><th>担当</th></tr> <tr> <td>1. シルトフェンスについて、所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。</td><td>3ヶ月に1回</td><td>防災課長</td></tr> </table> </td></tr> <tr> <td colspan="2">         2. 小型船舶（汚濁防止膜設置用）について、所要数が使用可能であることを確認する。       </td><td colspan="2">         2. 小型船舶（汚濁防止膜設置用）について、所要数が使用可能であることを確認する。       </td></tr> <tr> <td colspan="2">         3. 放射性物質吸着材について、所要数が使用可能であることを確認する。       </td><td colspan="2">         3. 放射性物質吸着材について、所要数が使用可能であることを確認する。       </td></tr> </table>				(2) 確認事項		(2) 確認事項		<table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>頻 度</th><th>担当</th></tr> <tr> <td>1. 汚濁防止膜について、所要数が使用可能であることを確認する。</td><td>3ヶ月に1回</td><td>モバイル設備管理 GM</td></tr> </table>		項目	頻 度	担当	1. 汚濁防止膜について、所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理 GM	<table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>頻 度</th><th>担当</th></tr> <tr> <td>1. シルトフェンスについて、所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。</td><td>3ヶ月に1回</td><td>防災課長</td></tr> </table>		項目	頻 度	担当	1. シルトフェンスについて、所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	2. 小型船舶（汚濁防止膜設置用）について、所要数が使用可能であることを確認する。		2. 小型船舶（汚濁防止膜設置用）について、所要数が使用可能であることを確認する。		3. 放射性物質吸着材について、所要数が使用可能であることを確認する。		3. 放射性物質吸着材について、所要数が使用可能であることを確認する。	
(2) 確認事項		(2) 確認事項																													
<table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>頻 度</th><th>担当</th></tr> <tr> <td>1. 汚濁防止膜について、所要数が使用可能であることを確認する。</td><td>3ヶ月に1回</td><td>モバイル設備管理 GM</td></tr> </table>		項目	頻 度	担当	1. 汚濁防止膜について、所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理 GM	<table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>頻 度</th><th>担当</th></tr> <tr> <td>1. シルトフェンスについて、所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。</td><td>3ヶ月に1回</td><td>防災課長</td></tr> </table>		項目	頻 度	担当	1. シルトフェンスについて、所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																
項目	頻 度	担当																													
1. 汚濁防止膜について、所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理 GM																													
項目	頻 度	担当																													
1. シルトフェンスについて、所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																													
2. 小型船舶（汚濁防止膜設置用）について、所要数が使用可能であることを確認する。		2. 小型船舶（汚濁防止膜設置用）について、所要数が使用可能であることを確認する。																													
3. 放射性物質吸着材について、所要数が使用可能であることを確認する。		3. 放射性物質吸着材について、所要数が使用可能であることを確認する。																													

## 保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		差異理由			
適用される原子炉の状態	条件	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	要求される措置		
運転起動	A. 海洋拡散抑制設備が所要数を満足していない場合	A.1. 当直長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 A.2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65°C以下であることを確認する。 A.3. 当直長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	運転起動	A. 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）が所要数を満足してない場合	A1. 発電課長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。※2とともに、その他の設備※3が動作可能であることを確認する。 A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65°C以下であることを確認する。 A3. 1. 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 A3. 2. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備※5が使用可能であることを確認する。	完了時間 速やかに	完了時間 速やかに
高温停止	及び A.4. 当直長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	2.4時間 3.6時間	B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 B2. 発電課長は、冷温停止にする。	10日間	10日間
冷温停止 燃料交換	A. 海洋拡散抑制設備が所要数を満足していない場合	A.1. 当直長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65°C以下であることを確認する。 A.3. 当直長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	冷温停止 燃料交換	A. 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）が所要数を満足してない場合	A1. 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65°C以下であることを確認する。 A3. 1. 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 A3. 2. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備※5が使用可能であることを確認する。	3日間	3日間

※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※5：残りの残留熱除去系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※6：代替品の補充等をいう。

※2：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※3：残りの残留熱除去系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※4：代替品の補充等をいう。

※5：放射性物質吸着材をいう。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）
下線：旧条文からの変更箇所

差異理由	女川2号炉案	柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）
拡散抑制対策が可能なため、放射性物質吸着材を自主対策設備としている。)		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

表6 6－1 1　重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 6 6－1 1－1　重大事故等収束のための水源		女川2号炉案																																					
(1) 運転上の制限		表6 6－1 1　重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 6 6－1 1－1　重大事故等収束のための水源																																					
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重大事故等収束のための水源</td> <td>復水貯蔵槽の水量が所要値以上であること※1</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	重大事故等収束のための水源	復水貯蔵槽の水量が所要値以上であること※1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重大事故等収束のための水源</td> <td>復水貯蔵槽の水量が所要値以上であること。ただし、地震時を除く。</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	重大事故等収束のための水源	復水貯蔵槽の水量が所要値以上であること。ただし、地震時を除く。																												
項目	運転上の制限																																						
重大事故等収束のための水源	復水貯蔵槽の水量が所要値以上であること※1																																						
項目	運転上の制限																																						
重大事故等収束のための水源	復水貯蔵槽の水量が所要値以上であること。ただし、地震時を除く。																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転</td> <td>復水貯蔵槽</td> <td>12・7 m</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>948m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷温停止</td> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>622m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>燃料交換※2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	設備	所要値	運転	復水貯蔵槽	12・7 m	起動	復水貯蔵タンク	948m <sup>3</sup>	高温停止			冷温停止	復水貯蔵タンク	622m <sup>3</sup>	燃料交換※2			<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転</td> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>948m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>622m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷温停止</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料交換※1</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	設備	所要値	運転	復水貯蔵タンク	948m <sup>3</sup>	起動	復水貯蔵タンク	622m <sup>3</sup>	高温停止			冷温停止			燃料交換※1		
適用される原子炉の状態	設備	所要値																																					
運転	復水貯蔵槽	12・7 m																																					
起動	復水貯蔵タンク	948m <sup>3</sup>																																					
高温停止																																							
冷温停止	復水貯蔵タンク	622m <sup>3</sup>																																					
燃料交換※2																																							
適用される原子炉の状態	設備	所要値																																					
運転	復水貯蔵タンク	948m <sup>3</sup>																																					
起動	復水貯蔵タンク	622m <sup>3</sup>																																					
高温停止																																							
冷温停止																																							
燃料交換※1																																							
<p>※1：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。          (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブルゲートが開の場合          (2) 原子炉内から全燃料料が取出され、かつブルゲートが閉の場合</p>		<p>※1：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。          (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブルゲートが開の場合          (2) 原子炉内から全燃料料が取出され、かつブルゲートが閉の場合</p>																																					
<p>(2) 確認事項</p>		<p>(2) 確認事項</p>																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換※2において、復水貯蔵槽の水位を確認する。</td> <td>24時間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>2. 重大事故等収束のための水源を確認する。</td> <td>24時間に1回</td> <td>登電課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻度	担当	1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換※2において、復水貯蔵槽の水位を確認する。	24時間に1回	当直長	2. 重大事故等収束のための水源を確認する。	24時間に1回	登電課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換※2において、復水貯蔵タンクの水量を確認する。</td> <td>24時間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>2. 重大事故等収束のための水源を確認する。</td> <td>24時間に1回</td> <td>登電課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻度	担当	1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換※2において、復水貯蔵タンクの水量を確認する。	24時間に1回	当直長	2. 重大事故等収束のための水源を確認する。	24時間に1回	登電課長																		
項目	頻度	担当																																					
1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換※2において、復水貯蔵槽の水位を確認する。	24時間に1回	当直長																																					
2. 重大事故等収束のための水源を確認する。	24時間に1回	登電課長																																					
項目	頻度	担当																																					
1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換※2において、復水貯蔵タンクの水量を確認する。	24時間に1回	当直長																																					
2. 重大事故等収束のための水源を確認する。	24時間に1回	登電課長																																					
<p>※1：原子炉隔離時冷却却系又は高压代替注水系の確認運転開始から確認運転終了後24時間までを除く。</p>		<p>※1：原子炉隔離時冷却却系又は高压代替注水系の確認運転開始から確認運転終了後24時間までを除く。</p>																																					
<p>※2：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。</p>		<p>※2：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。</p>																																					
<p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブルゲートが開の場合          (2) 原子炉内から全燃料料が取出され、かつブルゲートが閉の場合</p>		<p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブルゲートが開の場合          (2) 原子炉内から全燃料料が取出され、かつブルゲートが閉の場合</p>																																					
<p>・女川では、R C I C 及びH P A Cの運転確認時の移送先は、水源である復水貯蔵タンクとなるため、除外規定の記載は不要（別紙 66-11-1 (2) 参照）</p>		<p>・女川では、R C I C 及びH P A Cの運転確認時の移送先は、水源である復水貯蔵タンクとなるため、除外規定の記載は不要（別紙 66-11-1 (2) 参照）</p>																																					

## 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

(3) 要求される措置		(3) 要求される措置				差異理由		
適用される原子炉状態	条件	要求される措置	適用される原子炉状態	条件	要求される措置			
運転起動 高温停止	A. 復水貯蔵槽の水量が所要値を満足している場合	A. 1. 当直長は、サブレッシュ・チエンバ水位が規定値以上であることを確認する。 A. 2. 当直長は、サブレッシュ・チエンバ水位を超過した非常用炉心冷却系2系列を起動し、動作可能であることを確認する※3。 及び A. 3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※4が動作可能であることを確認する。 及び A. 4. 当直長は、当該設備の水量を復旧する。	運転起動 高温停止	A. 復水貯蔵タンクの水量が所要値を満足していない場合	A1. 発電課長は、サブレッシュ・チエンバ水位が第4.6条を満足していることを確認する。 A2. 発電課長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※3。 おより A3. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※4が動作可能であることを確認する。 おより A4. 発電課長は、当該設備の水量を復旧する。	適用される原子炉状態	要求される措置	完了時間
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1. 当直長は、高温停止にする。 B. 2. 当直長は、冷温停止にする。	2.4時間 3.6時間	冷温停止 燃料交換※5	A. 復水貯蔵タンクの水量が所要値を満足している場合	A1. 発電課長は、当該設備の水量を復旧する措置を開始する。 A2. 発電課長は、第4.0条で要求されるサブレスジョン・チエンバを水源とした非常用炉心冷却系について1系列を起動し、動作可能であることを確認する※3とともに、残りの非常用炉心冷却系が動作可能であることを確認する※6。 及び A. 3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※4が動作可能であることを確認する。	適用される原子炉状態	要求される措置	完了時間
冷温停止 燃料交換※5	A. 復水貯蔵槽の水量が所要値を満足しない場合	A. 1. 当直長は、当該設備の水量を復旧する措置を開始する。 A. 2. 当直長は、第4.0条で要求されるサブレスジョン・チエンバを水源とした非常用炉心冷却系について1系列を起動し、動作可能であることを確認する※3とともに、残りの非常用炉心冷却系が動作可能であることを確認する※6。	冷温停止 燃料交換※5	A. 復水貯蔵タンクの水量が所要値を満足している場合	A1. 発電課長は、当該設備の水量を復旧する措置を開始する。 A2. 発電課長は、第4.0条で要求されるサブレスジョン・チエンバを水源とした非常用炉心冷却系について1系列を起動し、動作可能であることを確認する※3とともに、残りの非常用炉心冷却系が動作可能であることを確認する※6。 おより A3. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※4が動作可能であることを確認する。	適用される原子炉状態	要求される措置	完了時間

※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※4：可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を用いた復水貯蔵槽への移送手段をいい、速やかに復水貯蔵槽へ補給できる体制を整えるため、可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を設置する等の補完措置が完了していることを含む。

※5：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

※6：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※4：大容量送水ポンプ（タイプ1）を用いた復水貯蔵タンクへの供給手段をいい、速やかに復水貯蔵タンクへ補給できる体制を整えたため、大容量送水ポンプ（タイプ1）を設置する等の補完措置が完了していることを含む。

※5：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

※6：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

6 6 - 1 1 - 2 復水貯蔵槽への移送設備		6 6 - 1 1 - 2 復水貯蔵タンクへの供給設備		6 6 - 1 1 - 2 復水貯蔵タンクへの供給設備	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
復水貯蔵槽への移送設備	淡水貯水池、防火水槽及び海から復水貯蔵槽へ水を移送するための設備が動作可能であること※1	復水貯蔵タンクへの供給設備	淡水貯水槽（N o. 1）および淡水貯水槽（N o. 2）ならびに海から復水貯蔵タンクへ水を供給するための設備が動作可能であること※1	復水貯蔵タンクへの供給設備	淡水貯水槽（N o. 1）および淡水貯水槽（N o. 2）ならびに海から復水貯蔵タンクへ水を供給するための設備が動作可能であること※1
適用される原子炉の状態	設 備	適用される原子炉の状態	設 備	適用される原子炉の状態	設 備
運 転	可搬型代替注水ポンプ（A - 2 級） 大容量送水車（海水取水用）	運 転	大容量送水ポンプ（タイプ 1）	運 転	大容量送水ポンプ（タイプ 1）
起 動		起 動		起 動	
高溫停止	復水貯蔵槽	高溫停止	復水貯蔵タンク	高溫停止	復水貯蔵タンク
冷溫停止		冷溫停止		冷溫停止	
燃料交換※2	燃料補給設備	燃料交換※2	燃料補給設備	燃料交換※2	燃料補給設備
	※ 3		※ 3		※ 3
	※ 4		※ 4		※ 4
	※ 5		※ 5		※ 5
	※ 6		※ 6		※ 6
※ 1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口を含む）ができるることをいう。					
※ 2：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合					
※ 3：「6 6 - 1 9 - 1 可搬型代替注水ポンプ（A - 2 級）」において運転上の制限等を定める。					
※ 4：「6 6 - 1 1 - 3 海水移送設備」において運転上の制限等を定める。					
※ 5：「6 6 - 1 1 - 1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。					
※ 6：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。					
※ 4 : 「6 6 - 1 1 - 1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。 ※ 5 : 「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。					
(2) 確認事項		(2) 確認事項		(2) 確認事項	
項目	頻 度 担 当	項目	頻 度 担 当	項目	頻 度 担 当
(項目なし)	—	(項目なし)	—	(項目なし)	—

### 保安規定比較表

(3) 要求される措置				女川2号炉案			
(3) 要求される措置				差異理由			
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転起動高温停止	A. <u>復水貯蔵槽への移送</u> 設備が動作不能の場合	A 1. 当直長は、復水貯蔵槽水位が6.6-1.1-1の所要水位以上であることを確認する。  A 2. 当直長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。  A 3. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	3日間	A. 復水貯蔵タンクへの供給設備が動作不能の場合	A1. 契電課長は、復水貯蔵タンクの水量が6.6-1.1-1の所要値以上であることを確認する。  A2. 防災課長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。  A3. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	A1. 契電課長は、復水貯蔵タンクの水量が6.6-1.1-1の所要値以上であることを確認する。  A2. 防災課長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。  A3. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	3日間
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。  B 2. 当直長は、冷温停止にする。	2.4時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 契電課長は、高温停止にする。  B2. 契電課長は、冷温停止にする。	B1. 契電課長は、高温停止にする。  B2. 契電課長は、冷温停止にする。	1.0日間
冷温停止	A. <u>復水貯蔵槽への移送</u> 設備が動作不能の場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。  A 2. 当直長は、5.5m以上となるよう補給する又は5.5m以上であることを確認する。	3.6時間	A. 復水貯蔵タンクへの供給設備が動作不能の場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。  A2. 防災課長は、復水貯蔵タンクの水量が945m <sup>3</sup> 以上となるよう補給する。または契電課長は、942m <sup>3</sup> 以上であることを確認する。	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。  A2. 防災課長は、復水貯蔵タンクの水量が945m <sup>3</sup> 以上となるよう補給する。または契電課長は、942m <sup>3</sup> 以上であることを確認する。	3.6時間
	B. <u>燃料交換</u> ※8	B 1. 当直長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。			A3. 防災課長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	A3. 防災課長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	

※7：代替品の補充等をいう。

※8：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

※6：代替品の補充等をいう。

※7：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

## 保安規定比較表

6 6 - 1 1 - 3 海水移送設備		柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		6 6 - 1 1 - 3 海水供給設備	女川2号炉案	TS-25 - 3 海水供給設備
(1) 運転上の制限						
項目		運転上の制限				
海水移送設備		海水移送設備2系列※1が動作可能であること				
適用される原子炉の状態	設 備	所要数	適用される原子炉の状態	設 備	所要数	差異理由
運 転	大容量送水車（海水取水用）	1台×2※2	運 転	大容量送水ポンプ（タイプI）	※1	・女川では、海水供給は大容量送水ポンプ（タイプI）及び（タイプII）で実施し、運転上の制限は各表で整理する。
起 動			起 動	大容量送水ポンプ（タイプII）	※2	
高 温 停 止			高 温 停 止	燃料補給設備		
冷 温 停 止			冷 温 停 止			
燃 料 交 換			燃 料 交 換		※3	
※1：1系列とは、大容量送水車（海水取水用）1台及び必要なホースをいう。 ※2：大容量送水車（海水取水用）は、荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所に分散配置されていること。 ※3：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。						
(2) 確認事項						
項目		頻 度	担当	項目	頻 度	担当
1. 大容量送水車（海水取水用）を起動し、流量が [ ] m <sup>3</sup> /h以上で、吐出圧力が [ ] MPa [gage]以上であることを確認する。		1年に1回	原子炉GM	(項目なし)	=	=
2. 大容量送水車（海水取水用）を起動し、動作可能であることを確認する。		3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM			
※1：[ ] m <sup>3</sup> /h以上で、吐出圧力が [ ] MPa [gage]以上であることを確認する。 ※2：[ ] m <sup>3</sup> /h以上で、吐出圧力が [ ] MPa [gage]以上であることを確認する。						

## 保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）

(3) 要求される措置			女川2号炉案		
			(3) 要求される措置		
適用される原子炉状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉状態	条件
運転起動 高温停止	A. 動作可能な海水移送設備が2系列未満1系列以上の場合	<p>A.1. 当直長は、残りの海水移送設備が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A.2. 当直長は、サブレッション・チエンバ水位が第4-6条を満足していることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A.3. 当直長は、復水貯蔵槽水位が6-6-1-1-1の所要水位以上であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A.4. 当直長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>及び</p> <p>A.5. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	速やかに	<p>A. 海水供給設備が動作不能の場合</p> <p>第4-6条を満足していることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A2. 発電課長は、復水貯蔵タンクの水量が6-6-1-1-1の所要水位以上であることを確認する。</p>	<p>・柏崎の条件Aは、2N要求設備が2N未満1N以上になった場合を記載。女川では、大容量送水ポンプ（タイプ1）については、2N要求設備であり、66-19-1にて整理。同（タイプII）については、1N要求設備のため、記載不要。</p> <p>・女川では、代替措置及び当該系統の復旧については、66-19-1及び66-19-2で記載</p>
	B. 動作可能な海水移送設備が1系列未満の場合	<p>B.1. 当直長は、サブレッション・チエンバ水位が第4-6条を満足していることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>B.2. 当直長は、復水貯蔵槽水位が6-6-1-1-1の所要水位以上であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>B.3. 当直長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>及び</p> <p>B.4. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	速やかに	<p>A1. 発電課長は、サブレッション・チエンバ水位が速やかに</p> <p>第4-6条を満足していることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A2. 発電課長は、復水貯蔵タンクの水量が6-6-1-1-1の所要水位以上であることを確認する。</p>	<p>・女川では、代替措置及び当該系統の復旧については、66-19-1及び66-19-2で記載</p>
	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	<p>C.1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>C.2. 当直長は、冷温停止にする。</p>	24時間 36時間	<p>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>B1. 発電課長は、高温停止にする。 および</p> <p>B2. 発電課長は、冷温停止にする。</p>	<p>24時間 36時間</p>

### 保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年1月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
		冷温停止 燃料交換	A. 海水供給設備が動 作不能の場合	
冷温停止 燃料交換	<p>A. 動作可能な海水移送設備が2系列未満の場合</p> <p>A 1. 当直長は、当該系統を動作可能状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 当直長は、復水貯蔵槽水位が5・5m以上となるよう補給する又は5・5m以上であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 3. 当直長は、代替措置<sup>※4</sup>を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	速やかに	<p>A1. 防災課長は、復水貯蔵タンクの水量が942m<sup>3</sup>以上となるよう補給する、または発電課長は、942m<sup>3</sup>以上であることを確認する。</p>	<p>・女川では、代替措置及び当該系統の復旧については、66-19-1 及び 66-19-2で記載</p> <p>速やかに</p>

※4：代替品の補充又は淡水貯水池からの移送が可能であることの確認等をいう。

## 女川原子力発電所 原子炉施設保安規定(抜粋)

(サプレッションプールの水位)

第46条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サプレッションプールの水位は、

表46-1(図46)で定める事項を運転上の制限とする。ただし、地震時を除く。

2. サプレッションプールの水位が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動または高温停止において、サプレッションプールの水位を24時間に1回確認する。

3. 発電課長は、サプレッションプールの水位が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表46-2の措置を講じる。

表46-1

項目	運転上の制限
サプレッションプール水位	+5.0cm(上限値)以下 -5.0cm(下限値)以上

図46

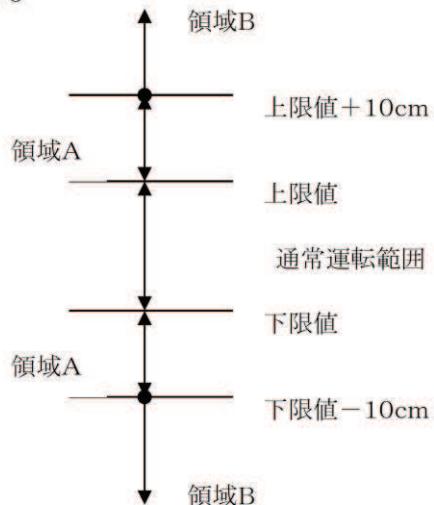
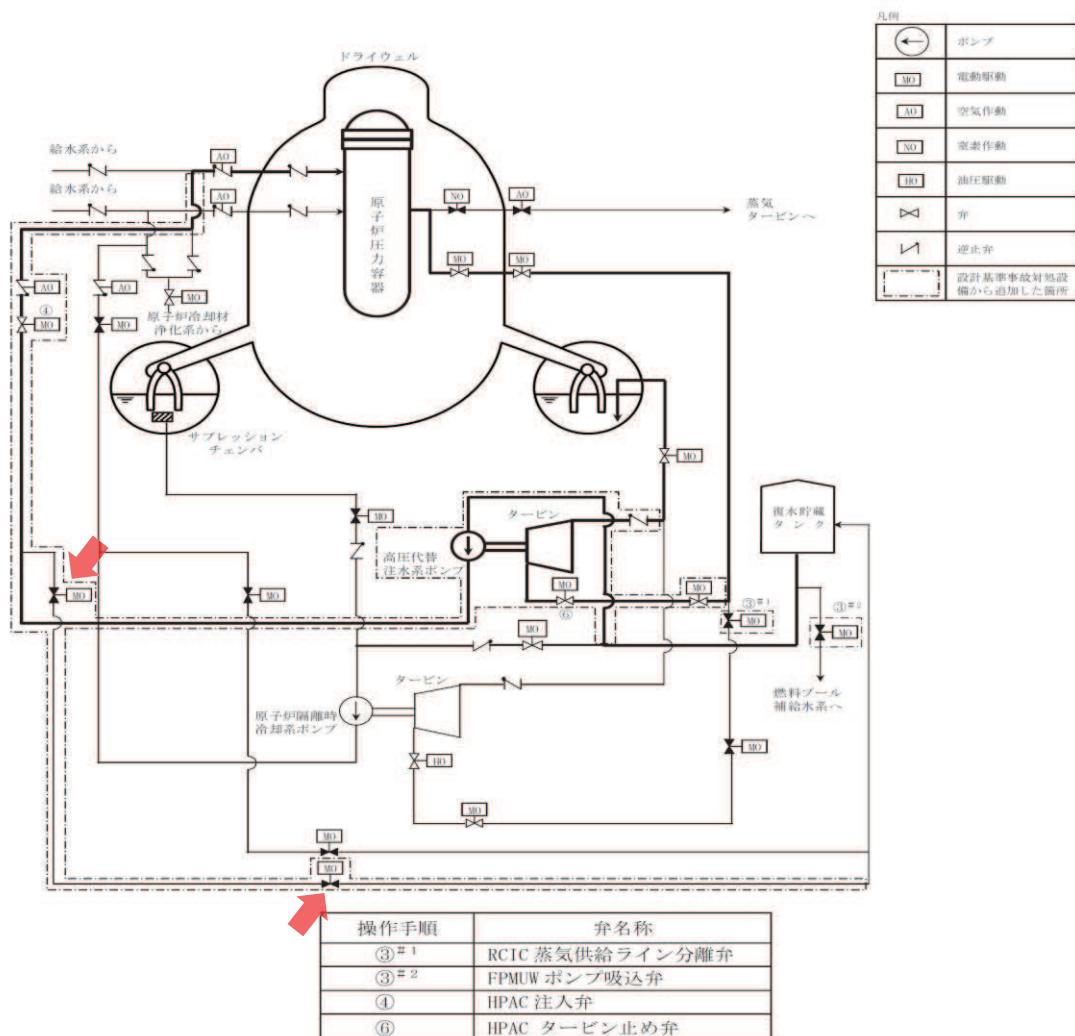


表46-2

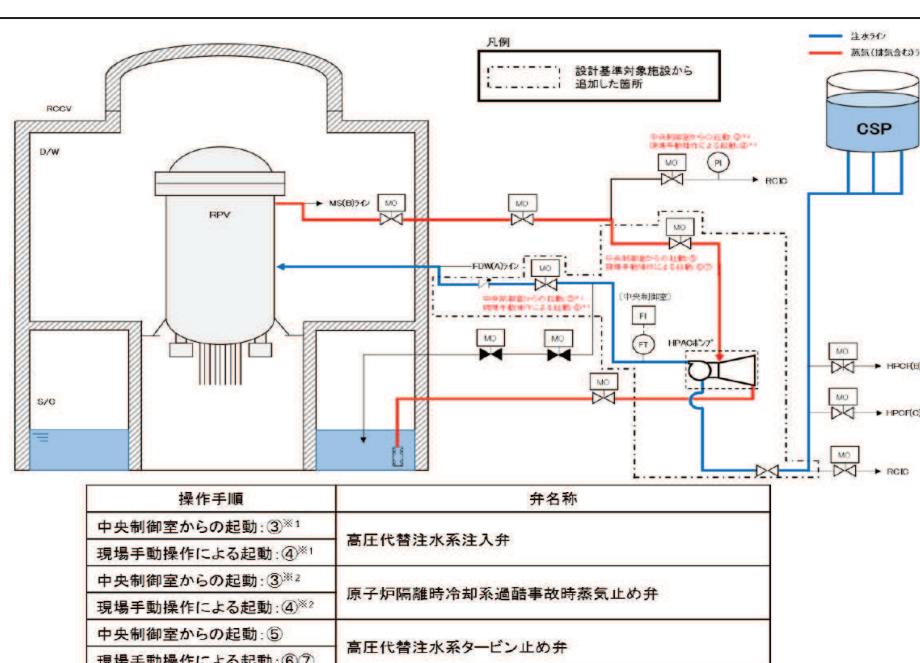
条件	要求される措置	完了時間
A. サプレッションプールの水位が図46の領域Aの場合	A1. サプレッションプールの水位を制限値以内に復旧する。	24時間
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間
C. サプレッションプールの水位が図46の領域Bの場合	C1. 原子炉をスクラムする。	速やかに

O-2



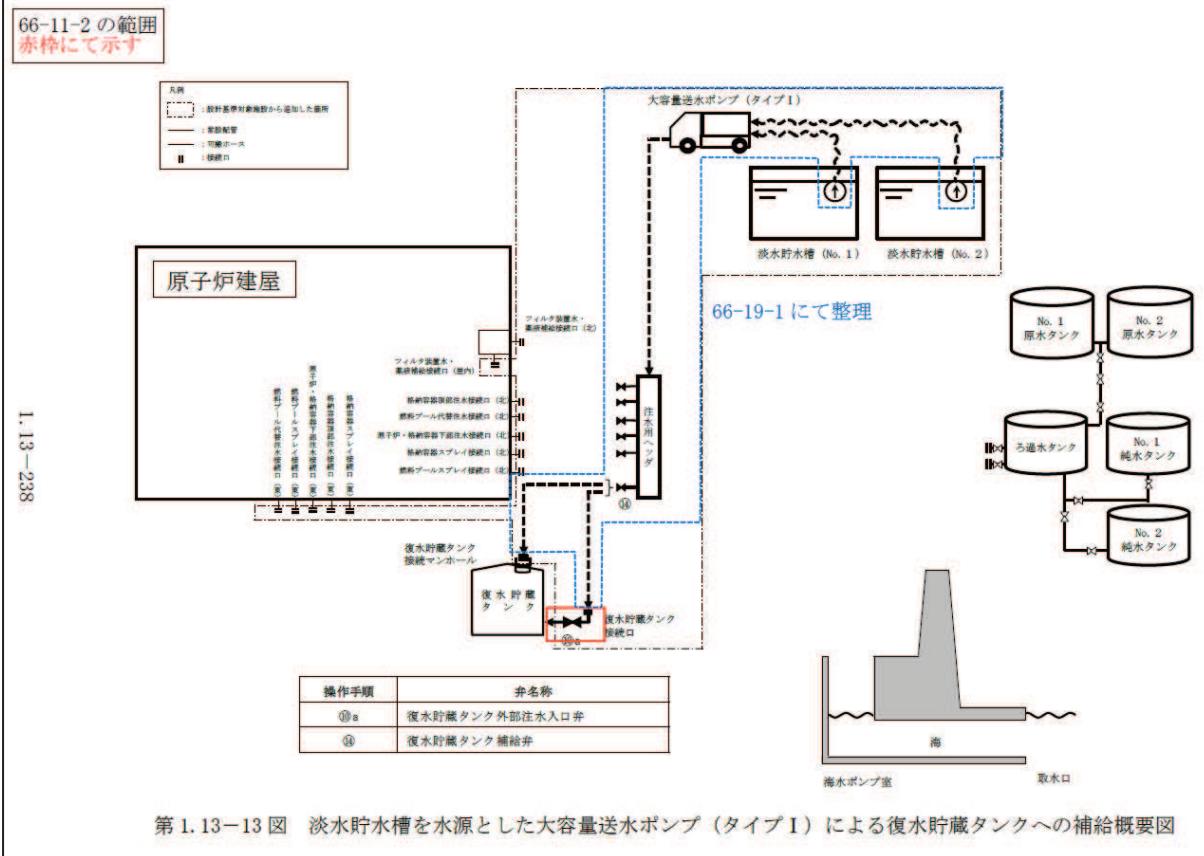
第 1.2-4 図 中央制御室からの高圧代替注水系起動 概要図

KK-67

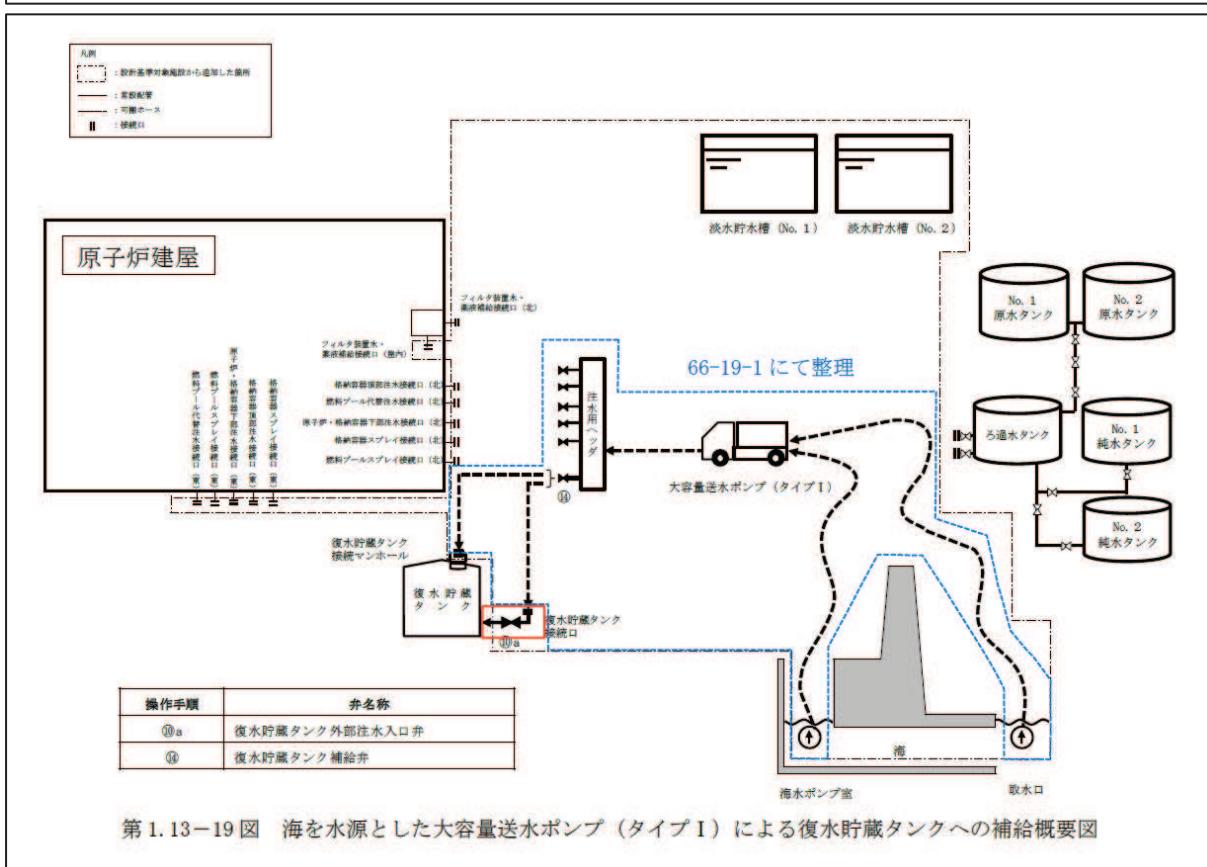


第 1.2.4 図 中央制御室からの高圧代替注水系起動、現場手動操作による高圧代替注水系起動 概要図

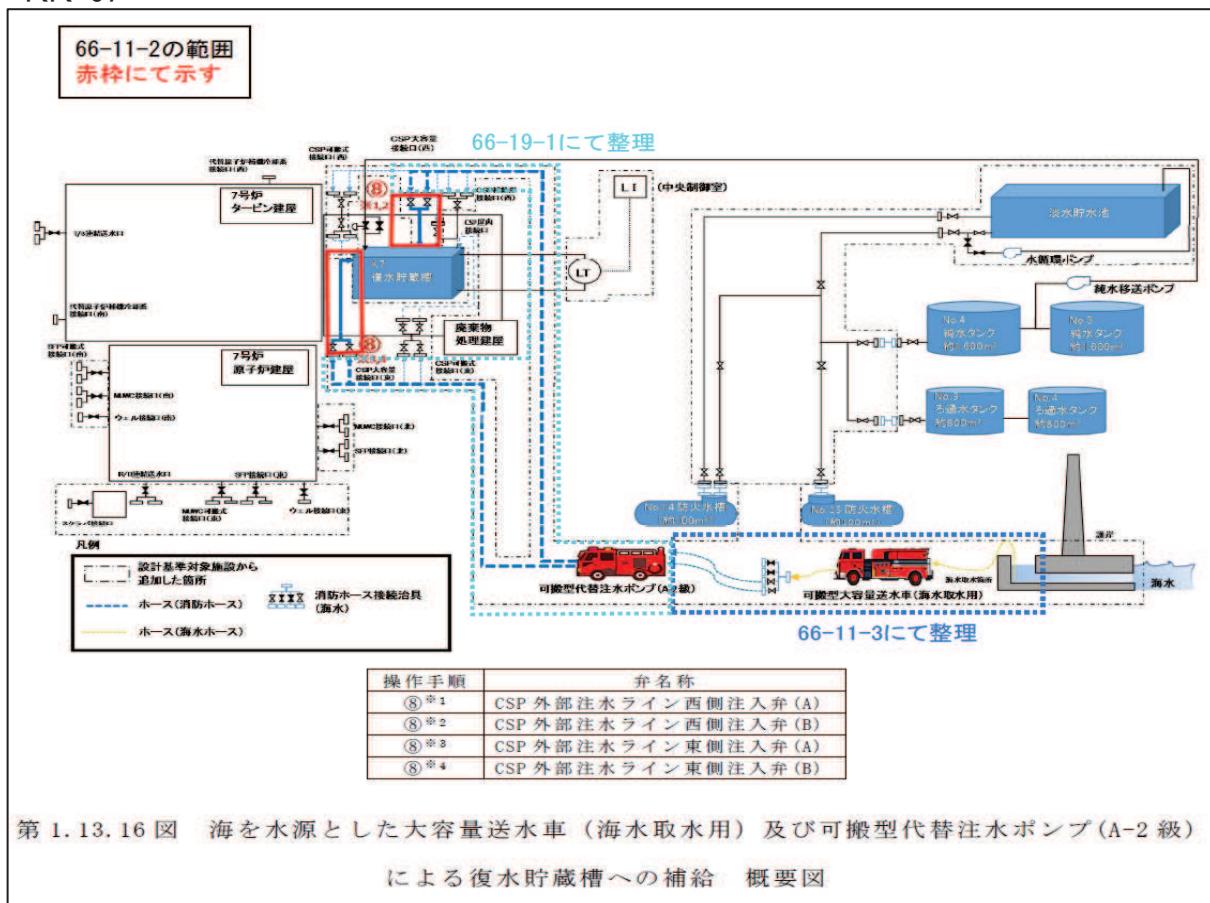
O-2



第 1.13-13 図 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプ I）による復水貯蔵タンクへの補給概要図



第 1.13-19 図 海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプ I）による復水貯蔵タンクへの補給概要図



赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

表6 6－1 3 計装設備 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

6 6－1 3－1 主要パラメータ及び代替パラメータ

(1) 運転上の制限

項目	運転上の制限		
主要パラメータ	1 チャンネル以上が監視可能であること※1※3		
代替パラメータ	主要パラメータの推定が可能であること※1※2※3		

※1：プラント起動に伴う計器校正、原子炉水圧検査及び原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合並びに計器ペント等の計器校正時は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。

※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、推定方法が複数あることを示す。なお、推定方法が複数ある場合は、いずれかの方法で推定できれば運転上の制限を満足しないとはみなさない。

※3：主要パラメータ及び代替パラメータの常用計器（耐震性または耐環境性等はないが、監視可能な計器）を示す。運転上の制限は適用しないが、要求される措置を把握することが可能な計器）を示す。運転上の制限は適用しないが、要求される措置として確認することができる。

1. 原子炉圧力容器内の温度

適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素
運転	①主要パラメータの他 ②原子炉圧力 (SA) ③原子炉水位 (広帯域) ④原子炉水位 (燃料域) ⑤原子炉水位 (SA)	①主要パラメータの他 ②原子炉圧力 (SA) ③原子炉水位 (広帯域) ④原子炉水位 (燃料域) ⑤原子炉水位 (SA)	②原子炉圧力 ③原子炉水位 (SA) ④原子炉水位 (燃料域) ⑤原子炉水位 (SA)	②原子炉圧力 ③原子炉水位 (SA) ④原子炉水位 (燃料域) ⑤原子炉水位 (SA)
起動				
高温停止				
冷温停止				
燃料交換※4				
③残留熱除去系熱交換器入口温度	③残留熱除去系熱交換器入口温度	③残留熱除去系熱交換器入口温度	③残留熱除去系熱交換器入口温度	③残留熱除去系熱交換器入口温度

表6 6－1 3 計装設備 女川2号炉案

6 6－1 3－1 主要パラメータ及び代替パラメータ	TS-25 6 6－1 3 -1 主要パラメータおよび代替パラメータ
----------------------------	---------------------------------------

(1) 運転上の制限

項目	運転上の制限	運転上の制限	差異理由
主要パラメータ	主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること※1※3	主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること※1※3	TS-25 6 6－1 3 -1 主要パラメータおよび代替パラメータ

## 保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）						女川 2号炉案
※4：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合						※4：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合
2. 原子炉圧力容器内の圧力						差異理由 理由（記載省略）
適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	推定方法	推定方法
	①主要パラメータの他チャンネル	原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①主要パラメータの他チャンネル	原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①主要パラメータの他チャンネルにより推定する。	原子炉圧力（SA）により推定する。
原子炉圧力	②原子炉圧力 (SA)	原子炉圧力 (SA) により推定する。	②原子炉圧力 (SA)	原子炉圧力 (SA) により推定する。	③原子炉水位 (広帶域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA広帶域) ③原子炉水位 (SA燃料域)	原子炉水位から原子炉圧力を推定する。 原子器内が飽和状態になると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力を推定する。
運転	③原子炉水位 (広帶域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA)	原子炉圧力を利用して原子炉圧力を推定する。	③原子炉水位 (SA)	原子炉水位 (SA) により推定する。	③原子炉水位 (SA)	原子炉水位から原子炉圧力を推定する。 原子器内が飽和状態になると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力を推定する。
起動					①主要パラメータの他チャンネル	原子炉圧力（SA）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
高溫停止					②原子炉圧力	原子炉圧力（SA）により推定する。
冷温停止						
運動	①原子炉圧力	原子炉圧力により推定する。	①原子炉圧力	原子炉圧力により推定する。	③原子炉水位 (広帶域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA広帶域) ③原子炉水位 (SA燃料域)	原子炉水位から原子炉圧力を推定する。 原子器内が飽和状態になると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力を推定する。
起動	②原子炉水位 (広帶域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA)	原子炉圧力を利用して原子炉圧力を推定する。	②原子炉水位 (SA)	原子炉水位 (SA) により推定する。	③原子炉水位 (SA)	原子炉水位から原子炉圧力を推定する。 原子器内が飽和状態になると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力を推定する。
高溫停止						
冷温停止						

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）

3. 原子炉圧力容器内の水位				女川2号炉案				
適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	推定方法	適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	推定方法	
	①主要パラメータの他チャンネル	原子炉水位（広帯域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。			①主要パラメータの他チャンネル	原子炉水位（広帯域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		
	②原子炉水位（SA）	原子炉水位（SA）により推定する。			②原子炉水位（SA広帯域）	原子炉水位（SA広帯域）により推定する。		
	③高压代替注水系系統流量				③高压代替注水系ボンブ出口流量	・ S A時の注水設備である直流水ポンプ、代替循環冷却ポンプ及び低压炉心スプレイ系ポンプの出口流量を代替バルメータに記載		
	③復水補給水系系統流量（RHR A系代替注水流量）				③残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）			
	③復水補給水系系統流量（RHR B系代替注水流量）				③残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）			
運転起動 高温停止 冷温停止 燃料交換**5	原子炉水位（広帯域）	機器動作状態にある流量より、崩壊熱による原子炉水位変化量を考慮し、原子炉圧力容器内の水位を推定する。  ③原子炉隔離時冷却系系統流量  ③高压炉心注水系系統流量  ③残留熱除去系系統流量	原子炉水位 （広帯域）  ④原子炉圧力 ④原子炉圧力（SA） ④格納容器内圧力（S/C）	転動 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換**5	原子炉水位 （広帯域）  ④原子炉圧力 ④原子炉圧力（SA） ④圧力抑制室圧力	機器動作状態にある注水流量と崩壊熱除去手に必要な注水流量により推定する。  ③代替循環冷却ポンプ出口流量 ③高压炉心スプレイ系ボンブ出口流量 ③原子炉隔離時冷却系ボンブ出口流量 ③高压炉心スプレイ系ボンブ出口流量 ③代替循環冷却ポンプ出口流量 ③高压炉心スプレイ系ボンブ出口流量 ③低圧炉心スプレイ系ボンブ出口流量	・ S A時の注水設備である直流水ポンプ、代替循環冷却ポンプ及び低压炉心スプレイ系ポンプの出口流量を代替バルメータに記載	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

適用される原子炉の状態		主要パラメータ	代替パラメータ	女川2号炉案		差異理由
適用される原子炉の状態	要素	要素	要素	主要パラメータ	代替パラメータ	
運転	原子炉水位 (燃料域)	①主要パラメータの他チャンネル が故障した場合は、 他チャンネルによ り推定する。	原子炉水位 (燃料域) の1チャンネルが故 障した場合は、他チャ ンネルにより推定す る。	原子炉水位 要素	原子炉水位 要素	原子炉水位 (燃料域) の1チャンネルが故 障した場合は、他チャ ンネルにより推定す る。
起動	原子炉水位 (燃料域)	②原子炉水位 (SA) に より推定する。	原子炉水位 (SA) に より推定する。	①主要パラメータの他チャンネル が故障した場合は、 他チャンネルによ り推定する。	②原子炉水位 (SA燃料域)	原子炉水位 (SA燃料域) により推定する。
高温停止	原子炉水位 (燃料域)	③高压代替注水系系統流量 ③復水補給水系流量 (RHR A系代替 注水流量)	機器動作状態にあ る流量より、肩操熱 による原子炉水位 変化量を考慮し、原 子炉圧力容器内の 水位を推定する。	③高压代替注水系ポンプ出口流量 ③残留熱除去系洗浄ライン流量 (残 留熱除去系ヘッドスプレイライ ン洗浄流量)	③高压代替注水系ポンプ出口流量 ③残留熱除去系洗浄ライン流量 (残 留熱除去系ヘッドスプレイライ ン洗浄流量)	・ SA時 の注水設備 である直流水系ポンプ による直流水流量 と崩壊熱除 去に必要な注水流量 により推定する。
冷温停止	原子炉水位 (燃料域)	③復水補給水系流量 (RHR B系代替 注水流量)	機器動作状態にあ る流量より、肩操熱 による原子炉水位 変化量を考慮し、原 子炉圧力容器内の 水位を推定する。	③直接駆動低圧注水系ポンプ出口 流量 ③代替循環冷却ポンプ出口流量 ③原子炉隔離時冷却系ポンプ出口 流量	③直接駆動低圧注水系ポンプ出口 流量 ③代替循環冷却ポンプ出口流量 ③原子炉隔離時冷却系ポンプ出口 流量	機器動作状態にあ る注水流量と崩壊熱除 去に必要な注水流量 により推定する。
燃料交換 <sup>*5</sup>	原子炉水位 (燃料域)	③原子炉隔離時冷却系系統流量 ③高压炉心注水系系統流量 ③残留熱除去系系統流量	機器動作状態にあ る流量より、肩操熱 による原子炉水位 変化量を考慮し、原 子炉圧力容器内の 水位を推定する。	③高压炉心スプレイ系ポンプ出口 流量 ③残留熱除去系ポンプ出口流量 ③低圧炉心スプレイ系ポンプ出口 流量	③高压炉心スプレイ系ポンプ出口 流量 ③残留熱除去系ポンプ出口流量 ③低圧炉心スプレイ系ポンプ出口 流量	・ SA時 の注水設備 である直流水系ポン プによる直流水流量 と崩壊熱除 去に必要な注水流量 により推定する。
		④原子炉圧力 (SA) ④原子炉圧力 (S/C) ④格納容器内圧力 (S/C)	差圧から原子炉压 力容器の満水を推 定する。	④原子炉圧力 ④原子炉圧力 (SA) ④圧力抑制室圧力	原子炉圧力、原子炉压 力 (SA) と圧力抑制 室圧力の差圧から原 子炉圧力容器の満水 を推定する。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）				女川2号炉案				
適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素		代替パラメータ 要素	差異理由
		要素	推定方法		要素	推定方法		
運動起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 <sup>※5</sup>	①原子炉水位（広帶域） ①原子炉水位（燃料域）  ②高压代替注水系系統流量 ②復水補給水系流量（RHR A系代替注水流量）  ②復水補給水系流量（RHR B系代替注水流量） ②原子炉隔離時冷却系系統流量 ②高压炉心注水系系統流量 ②残留熱除去系系統流量	原子炉水位（広帶域）  原子炉水位（SA）  原子炉水位（SA）	原子炉水位（広帶域）  ②高压代替注水系ポンプ出口流量 ②残留熱除去系洗浄ライン洗浄流量 ②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスフレイライン洗浄流量） ②直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 ②代替循環冷却ポンプ出口流量 ②原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 ②高压炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ②残留熱除去系ポンプ出口流量 ②低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量  ③原子炉圧力 ③原子炉圧力（SA） ③格納容器内圧力（S/C）	①原子炉水位（広帶域）  原子炉水位（燃料域）  原子炉水位（燃料域）	原子炉水位（広帶域）  ②高压代替注水系ポンプ出口流量 ②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスフレイライン洗浄流量） ②直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 ②代替循環冷却ポンプ出口流量 ②原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 ②高压炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ②残留熱除去系ポンプ出口流量 ②低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量  ③原子炉圧力 ③原子炉圧力（SA） ③圧力制御室圧力	原子炉水位（広帶域）  原子炉水位（燃料域）  原子炉水位（燃料域）	原子炉水位（広帶域）  ②高压代替注水系ポンプ出口流量 ②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスフレイライン洗浄流量） ②直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 ②代替循環冷却ポンプ出口流量 ②原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 ②高压炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ②残留熱除去系ポンプ出口流量 ②低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量  ③原子炉圧力 ③原子炉圧力（SA） ③圧力制御室圧力	・ S A時の注水設備 である直流駆動低圧注水系ポンプ、 代替循環冷却ポンプ及び低圧炉心ス プレイ系ポンプの 出口流量を代替バ ルメータに記載  ・ S A時の注水設備 である直流駆動低 圧注水系ポンプ、 代替循環冷却ポン プ及び低圧炉心ス プレイ系ポンプの 出口流量を代替バ ルメータに記載  ・ S A時の注水設備 である直流駆動低 圧注水系ポンプ、 代替循環冷却ポン プ及び低圧炉心ス プレイ系ポンプの 出口流量を代替バ ルメータに記載
	車動 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 <sup>※5</sup>	転起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 <sup>※5</sup>						

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

### 保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案			差異理由
<p>※ 5：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合            (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>				<p>※ 5：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合            (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

4. 原子炉正力容器への注水量						4. 原子炉正力容器への注水量							
原子炉の状態			要素			主要パラメータ			代替パラメータ			差異理由	
適用される 原子炉の状態	主要パラメータ	要素	水源である復水貯槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。										
高圧代替注水系統流量	①復水貯槽水位 (SA) ②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	①復水貯槽水位 (SA) ②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	①復水貯槽水位 (SA) ②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	①復水貯槽水位 (SA) ②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	①復水貯槽水位 (SA) ②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	①復水貯槽水位 (SA) ②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	①復水貯槽水位 (SA) ②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	①復水貯槽水位 (SA) ②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	①復水貯槽水位 (SA) ②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	①復水貯槽水位 (SA) ②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	①復水貯槽水位 (SA) ②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	①復水貯槽水位 (SA) ②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	①復水貯槽水位 (SA) ②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)
運転 原子炉隔離時冷却系 系統流量	②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)		
運転 高温停上※6 原子炉隔離時冷却系 系統流量	②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)		
高圧炉心注水系統流量	②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ④原子炉水位 (SA)		

※6：高压代替注水系系統流量及び原子炉隔離時冷却系系統流量については、原子炉圧力が1.03 MPa [gage]以上の場合に適用する。

1. 0.3 MPa [gage]以上の場合に適用する。

※ 6：高压代替注水系ポンプ出口流量および原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量については、原子炉圧力が1.04 MPa [gage]以上の場合に適用する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）				女川2号炉案	
適用される 原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ		差異理由	
		要素	推定方法		
代替循環冷却ポンプ 出口流量	①圧力抑制室水位 ②原子炉水位（圧帶域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（S A玄帯域） ②原子炉水位（S A燃料域）	水源である圧力抑制室水位 の変化量により注水量 を推定する。	・ S A時の注水設備 である代替循環冷 却ポンプ及び直流 駆動低圧注水系ボ ンプの出口流量を 主要パラメータに 記載。 （相違は、復水 移送ポンプとは別 の代替循環冷却系 ポンプ、直流駆動 低圧注水系ポンプ を設置しない。）		
運転 起動 高温停止	①復水貯蔵タンク水位 ②原子炉水位（S A燃料 域）	水源である復水貯蔵タ ンク水位により注 水量を推定する。ただし、復 水貯蔵タンクの補給状況 も考慮した上で注水量を 推定する。			
直流駆動低圧注水系 ポンプ出口流量	②原子炉水位（圧帶域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（S A玄帯 域） ②原子炉水位（S A燃料 域）	原子炉水位の変化量によ り注水量を推定する。			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表題、各称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）

適用される原子炉の状態		主要パラメータ	代替パラメータ	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	差異理由
復水補給水系流量（RHR A系代替注水流量）	①復水貯蔵槽水位（SA） ②原子炉水位（広帯域） ③原子炉水位（燃料域） ④原子炉水位（SA）	水源である復水貯蔵槽水位（SA）の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	水源である復水貯蔵槽水位（SA）の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	①復水貯蔵タンク水位 ②原子炉水位（広帯域） ③原子炉水位（燃料域） ④原子炉水位（SA広帯域） ⑤原子炉水位（SA燃料域）	水源である復水貯蔵タンク水位（SA）の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	水源である復水貯蔵タンク水位（SA）の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	水源である復水貯蔵タンク水位（SA）の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。
運転起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 <sup>※7</sup>	①復水貯蔵槽水位（SA） ②原子炉水位（広帯域） ③原子炉水位（燃料域） ④原子炉水位（SA）	水源である復水貯蔵槽水位（SA）の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	水源である復水貯蔵槽水位（SA）の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	①復水貯蔵タンク水位 ②原子炉水位（広帯域） ③原子炉水位（燃料域） ④原子炉水位（SA広帯域） ⑤原子炉水位（SA燃料域）	水源である復水貯蔵タンク水位（SA）の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	水源である復水貯蔵タンク水位（SA）の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	水源である復水貯蔵タンク水位（SA）の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。
運転起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 <sup>※7</sup>	①サブレーション・チエンバ・プール水位 ②原子炉水位（広帯域） ③原子炉水位（燃料域） ④原子炉水位（SA）	水源であるサブリジョン・チエンバ・プール水位の変化により注水量を推定する。	水源であるサブリジョン・チエンバ・プール水位の変化により注水量を推定する。	①圧力抑制室水位 ②原子炉水位（広帯域） ③原子炉水位（燃料域） ④原子炉水位（SA広帯域） ⑤原子炉水位（SA燃料域）	水源である圧力抑制室水位の変化により注水量を推定する。	水源である圧力抑制室水位の変化により注水量を推定する。	・ABWRとBWR-5のECCSの構成の違いによる。 女川：低圧炉心スプレイ系あり 柏崎：低圧炉心スプレイ系なし
運転起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 <sup>※7</sup>	①サブリジョン・チエンバ・プール水位 ②原子炉水位（広帯域） ③原子炉水位（燃料域） ④原子炉水位（SA）	注水先の原子炉水位の水位変化により残留熱除去系ボンブ出口流量を推定する。	注水先の原子炉水位の水位変化により残留熱除去系ボンブ出口流量を推定する。	①圧力抑制室水位 ②原子炉水位（広帯域） ③原子炉水位（燃料域） ④原子炉水位（SA広帯域） ⑤原子炉水位（SA燃料域）	水源である圧力抑制室水位の変化により注水量を推定する。	水源である圧力抑制室水位の変化により注水量を推定する。	※7：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

※7：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

※7：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

5. 原子炉格納容器への注水量				女川2号炉案			
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	推定方法	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	推定方法
運転 起動 高温停止	①復水貯蔵槽水位 (SA)  ②格納容器下部水位 (RHR B系代替注水流量)  ③原子炉格納容器内圧力 (W) ④格納容器内圧力 (S/C) ⑤格納容器下部水位 (RHR B系代替注水流量)	水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	①復水貯蔵タンク水位  ②原子炉格納容器下部水位 (RHR B系代替注水流量)  ③ドライウェル温度 ④ドライウェル圧力 ⑤圧力抑制室圧力	水源である復水貯蔵タンク水位  ①復水貯蔵タンク水位  ②原子炉格納容器下部水位 (RHR B系代替注水流量)  ③ドライウェル温度 ④ドライウェル圧力 ⑤圧力抑制室圧力	水源である復水貯蔵タンク水位  ①復水貯蔵タンク水位  ②原子炉格納容器下部水位 (RHR B系代替注水流量)  ③ドライウェル温度 ④ドライウェル圧力 ⑤圧力抑制室圧力	水源である復水貯蔵タンク水位  ①復水貯蔵タンク水位  ②原子炉格納容器下部水位 (RHR B系代替注水流量)  ③ドライウェル温度 ④ドライウェル圧力 ⑤圧力抑制室圧力
運転 起動 高温停止	①復水貯蔵槽水位 (SA)  ②格納容器下部水位 (RHR B系代替注水流量)  ③原子炉格納容器内圧力 (W) ④格納容器内圧力 (S/C) ⑤格納容器下部水位 (RHR B系代替注水流量)	注水先の格納容器内圧力 (W) 又は格納容器内圧力 (S/C) より格納容器への注水量を推定する。	注水先の格納容器内圧力 (W) 又は格納容器内圧力 (S/C) より格納容器への注水量を推定する。	①復水貯蔵タンク水位  ②原子炉格納容器下部水位 (RHR B系代替注水流量)  ③ドライウェル温度 ④ドライウェル圧力 ⑤圧力抑制室圧力	原子炉格納容器下部水位  ①復水貯蔵タンク水位  ②原子炉格納容器下部水位 (RHR B系代替注水流量)  ③ドライウェル温度 ④ドライウェル圧力 ⑤圧力抑制室圧力	原子炉格納容器下部水位  ①復水貯蔵タンク水位  ②原子炉格納容器下部水位 (RHR B系代替注水流量)  ③ドライウェル温度 ④ドライウェル圧力 ⑤圧力抑制室圧力	原子炉格納容器下部水位  ①復水貯蔵タンク水位  ②原子炉格納容器下部水位 (RHR B系代替注水流量)  ③ドライウェル温度 ④ドライウェル圧力 ⑤圧力抑制室圧力
運転 起動 高温停止	①復水貯蔵槽水位 (SA)  ②格納容器下部水位 (RHR B系代替注水流量)  ③原子炉格納容器内圧力 (W) ④格納容器内圧力 (S/C) ⑤格納容器下部水位 (RHR B系代替注水流量)	注水先の格納容器内圧力 (W) 又は格納容器内圧力 (S/C) より格納容器への注水量を推定する。	注水先の格納容器内圧力 (W) 又は格納容器内圧力 (S/C) より格納容器への注水量を推定する。	①復水貯蔵タンク水位  ②原子炉格納容器下部水位 (RHR B系代替注水流量)  ③ドライウェル温度 ④ドライウェル圧力 ⑤圧力抑制室圧力	原子炉格納容器下部水位  ①復水貯蔵タンク水位  ②原子炉格納容器下部水位 (RHR B系代替注水流量)  ③ドライウェル温度 ④ドライウェル圧力 ⑤圧力抑制室圧力	原子炉格納容器下部水位  ①復水貯蔵タンク水位  ②原子炉格納容器下部水位 (RHR B系代替注水流量)  ③ドライウェル温度 ④ドライウェル圧力 ⑤圧力抑制室圧力	原子炉格納容器下部水位  ①復水貯蔵タンク水位  ②原子炉格納容器下部水位 (RHR B系代替注水流量)  ③ドライウェル温度 ④ドライウェル圧力 ⑤圧力抑制室圧力

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由 （代替注水流量）にて計測）
適用される 原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	推定方法	
代替循環冷却ポンプ 出口流量	①原子炉格納容器下部水位 ②ドライウェル水位	原子炉格納容器下部水位 ドライウェル水位の変化量 により注水量を推定する。	原子炉格納容器下部水位、 ドライウェル水位の変化量 により注水量を推定する。	・女川では、代替循環 冷却ポンプ出ロ流 量を主要パラメー ータとして記載（相 互に代替循環冷却 ポンプを設置しな い）。
運転 起動 高溫停止	②ドライウェル温度 ②ドライウェル圧力 ②圧力抑制室圧力	ドライウェル温度、ドライ ウェル圧力、圧力抑制室圧 力が低下傾向にあることに より注水機能が確保され ていることを推定する。	ドライウェル温度、ドライ ウェル圧力、圧力抑制室圧 力が低下傾向にあることに より注水機能が確保され ていることを推定する。	・女川では、代替循環 冷却ポンプを設置しな い。
①復水貯蔵槽水位 復水補給水系流量 (格納容器下部注水 流量)	水源である復水貯蔵槽 水位（SA）の変化により 注水量を推定する。な お、復水貯蔵槽の補給状 況も考慮した上で注水 量を推定する。	①復水貯蔵タンク水位 原子炉格納容器下部 注水流量	水源である復水貯蔵タンク 水位の変化量により注水量 を推定する。なお、復水貯 蔵タンクの補給状況も考慮 した上で注水量を推定す る。	・女川では、復水貯 蔵タンクの補給状況も考慮 した上で注水量を推定す る。
	②格納容器下部水位 ②格納容器内圧力（D/W) ②格納容器内圧力（S/C）	②原子炉格納容器下部水位 ②ドライウェル水位	原子炉格納容器下部水位 ドライウェル水位の変化量 により注水量を推定する。	・女川では、ドライウ エル水位を代替パ ラメータとして記 載（抽蓄：注水先の 圧力とポンプの注 水特性より推定）

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

6. 原子炉格納容器内の温度				女川2号炉案	差異理由
6. 原子炉格納容器内の温度					
適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	推定方法		
ドライウェル雰囲気温度	ドライウェル雰囲気温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	ドライウェル内圧力(D/W)	ドライウェル内圧力を利用して格納容器内圧力(S/C)によりドライウェル雰囲気温度を推定する。	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器内圧力(S/C) ③格納容器内圧力(S/C)	ドライウェル内圧力を利用して格納容器内圧力(S/C)によりドライウェル雰囲気温度を推定する。
運転起動 高温停止	サブレッシュ・エンバ・ブール水温	サブレッシュ・エンバ・ブール水温	サブレッシュ・エンバ・ブール水温によりサブレッシュ・エンバ・ブール水温を推定する。	①サブレッシュ・エンバ・ブール水温 ②格納容器内圧力(S/C) ③サブレッシュ・エンバ・ブール水温	サブレッシュ・エンバ・ブール水温によりサブレッシュ・エンバ・ブール水温を推定する。
サブレッシュ・エンバ・ブール水温	サブレッシュ・エンバ・ブール水温によりサブレッシュ・エンバ・ブール水温を推定する。	サブレッシュ・エンバ・ブール水温	サブレッシュ・エンバ・ブール水温によりサブレッシュ・エンバ・ブール水温を推定する。	①サブレッシュ・エンバ・ブール水温 ②格納容器内圧力(S/C) ③サブレッシュ・エンバ・ブール水温	サブレッシュ・エンバ・ブール水温によりサブレッシュ・エンバ・ブール水温を推定する。
サブレッシュ・エンバ・ブール水温	サブレッシュ・エンバ・ブール水温によりサブレッシュ・エンバ・ブール水温を推定する。	サブレッシュ・エンバ・ブール水温	サブレッシュ・エンバ・ブール水温によりサブレッシュ・エンバ・ブール水温を推定する。	①サブレッシュ・エンバ・ブール水温 ②格納容器内圧力(S/C) ③サブレッシュ・エンバ・ブール水温	サブレッシュ・エンバ・ブール水温によりサブレッシュ・エンバ・ブール水温を推定する。

6. 原子炉格納容器内の温度

適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	推定方法	代替パラメータ 要素	推定方法
ドライウェル雰囲気温度	ドライウェル雰囲気温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	ドライウェル内圧力(D/W)	ドライウェル内圧力を利用して格納容器内圧力(S/C)によりドライウェル雰囲気温度を推定する。	①主要パラメータの他の検出器	ドライウェル温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。
ドライウェル 雰囲気温度	ドライウェル 雰囲気温度	ドライウェル 温度	ドライウェル温度によりドライウェル温度を推定する。	②ドライウェル圧力	飽和温度／圧力の関係を利用してドライウェル温度を推定する。
運転 起動 高温停止	サブレッシュ・エンバ・ブール水温	サブレッシュ・エンバ・ブール水温	サブレッシュ・エンバ・ブール水温によりサブレッシュ・エンバ・ブール水温を推定する。	③圧力抑制室圧力	飽和温度／圧力の関係を利用して圧力抑制室圧力によりドライウェル温度を推定する。
サブレッシュ・エンバ・ブール水温	サブレッシュ・エンバ・ブール水温によりサブレッシュ・エンバ・ブール水温を推定する。	サブレッシュ・エンバ・ブール水温	サブレッシュ・エンバ・ブール水温によりサブレッシュ・エンバ・ブール水温を推定する。	①主要パラメータの他の検出器	女川では、検出器を4個設置(拍峰:1回)
サブレッシュ・エンバ・ブール水温	サブレッシュ・エンバ・ブール水温によりサブレッシュ・エンバ・ブール水温を推定する。	サブレッシュ・エンバ・ブール水温	サブレッシュ・エンバ・ブール水温によりサブレッシュ・エンバ・ブール水温を推定する。	②サブレッシュ・エンバ・ブール水温	女川では、検出器を4個設置(拍峰:1回)
サブレッシュ・エンバ・ブール水温	サブレッシュ・エンバ・ブール水温によりサブレッシュ・エンバ・ブール水温を推定する。	サブレッシュ・エンバ・ブール水温	サブレッシュ・エンバ・ブール水温によりサブレッシュ・エンバ・ブール水温を推定する。	③圧力抑制室圧力	女川では、圧力抑制室内空気温度を推定する。
サブレッシュ・エンバ・ブール水温	サブレッシュ・エンバ・ブール水温によりサブレッシュ・エンバ・ブール水温を推定する。	サブレッシュ・エンバ・ブール水温	サブレッシュ・エンバ・ブール水温によりサブレッシュ・エンバ・ブール水温を推定する。	①主要パラメータの他の検出器	女川では、圧力抑制室内空気温度の検出器は複数あり、主要パラメータの検出器を代替パラメータに設定する。
サブレッシュ・エンバ・ブール水温	サブレッシュ・エンバ・ブール水温によりサブレッシュ・エンバ・ブール水温を推定する。	サブレッシュ・エンバ・ブール水温	サブレッシュ・エンバ・ブール水温によりサブレッシュ・エンバ・ブール水温を推定する。	②サブレッシュ・エンバ・ブール水温	女川では、圧力抑制室内空気温度を推定する。
サブレッシュ・エンバ・ブール水温	サブレッシュ・エンバ・ブール水温によりサブレッシュ・エンバ・ブール水温を推定する。	サブレッシュ・エンバ・ブール水温	サブレッシュ・エンバ・ブール水温によりサブレッシュ・エンバ・ブール水温を推定する。	③圧力抑制室圧力	女川では、圧力抑制室内空気温度を推定する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		
	②サブレッシュジョン・チエンバ エンバ気体温度	サブレッシュジョン・チエンバ 気体温度によりサブレッシュジョン・チエンバ・プール 水温度を推定する。

### 7. 原子炉格納容器内の圧力

適用される 原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		要素	要素	代替パラメータ	差異理由
		要素	要素				
運転	①格納容器内圧力 (S/C)	格納容器内圧力 (S/C)	格納容器内圧力 (S/C)	①原子炉の状態	①圧力抑制室圧力	②圧力抑制室内空気温 度	圧力抑制室内空気温度によりサブレッシュジョンプール水温度を推定する。
起動	②ドライウェル温度 格納容器内圧力 (D/W)	飽和温度／圧力の関係 を利用してドライウェル雰囲気温度により格納容器内圧力 (D/W) を推定する。	②ドライウェル温度 ドライウェル圧力	②原子炉の状態	②ドライウェル温度	②圧力抑制室温度の1 は、他チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	・女川では、原子炉格納容器下部温度の1 は、他チャンネルにより推定する。 ・女川では、原子炉格納容器下部温度の 納容器下部温度の 検出器は SA 設備
高溫停止	③〔格納容器内圧力 (D/W)〕	監視可能であれば格納容器内圧力 (D/W) (常用計器)により、圧力を推定する。	③〔ドライウェル圧力〕	③「ドライウェル圧力」	③「ドライウェル圧力」	監視可能であればドライ エル圧力 (常用計器) によ り、ドライウェル圧力を推 定する。	
	①格納容器内圧力 (D/W)	格納容器内圧力 (D/W)により推定する。	①ドライウェル圧力	①ドライウェル圧力	①ドライウェル圧力	ドライウェル圧力により推 定する。	
	②サブレッシュジョン・チエンバ 気体温度	飽和温度／圧力の関係 を利用してサブレッシュジョン・チエンバ気体温度により格納容器内圧力 (S/C) を推定する。	②圧力抑制室内空気温 度	②圧力抑制室圧力	②圧力抑制室内空気温 度	飽和温度／圧力の関係を利用 して圧力抑制室内空気温 度により圧力抑制室圧力を推 定する。	
	③〔格納容器内圧力 (S/C)〕	監視可能であれば格納容器内圧力 (S/C) (常用計器)により、圧力を推定する。	③「圧力抑制室圧力」	③「圧力抑制室圧力」	③「圧力抑制室圧力」	監視可能であれば圧力抑制 室圧力 (常用計器) により、 圧力抑制室圧力を推定す る。	

### 7. 原子炉格納容器内の圧力

適用される 原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		要素	要素	代替パラメータ	差異理由
		要素	要素				
原子炉の状態	①原子炉の状態	①圧力抑制室圧力	②ドライウェル温度	①圧力抑制室圧力	②ドライウェル温度	②圧力抑制室内空気温 度によりサブレッシュジョン プール水温度を推定する。	

		原子炉格納容器下部 温度	①主要パラメータの他 チャンネル	原子炉格納容器下部温度の1 は、他チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
--	--	-----------------	---------------------	--

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）

8. 原子炉格納容器内の水位				女川2号炉案			
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ
運転 起動 高温停止	①復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流量) ②復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流量) ③格納容器内圧力 (①/W) ③格納容器内圧力 (S/C)	サブレッショング・チエンバ・プール水位	差圧によりサブレッショング・チエンバ・プール水位を推定する。 ④「サブレッショング・チエンバ・プール水位」	運転 起動 高温停止	①主要パラメータの他チエンネル ②残留熱除去系洗浄ライン ③出口流量 ④残留熱除去系洗浄ライン ⑤直流駆動低圧注水系ボンブ出ロ流量 ⑥原子炉隔離時冷却系ボンブ出ロ流量 ⑦高压炉心スプレイ流量 ⑧原子炉格納容器下部注水流量 ⑨復水貯蔵タンク水位	①主要パラメータ ②残留熱除去系洗浄ライン ③出口流量 ④残留熱除去系洗浄ライン ⑤直流駆動低圧注水系ボンブ出ロ流量 ⑥原子炉隔離時冷却系ボンブ出ロ流量 ⑦高压炉心スプレイ流量 ⑧原子炉格納容器下部注水流量 ⑨復水貯蔵タンク水位	・女川では、圧力抑制室水位の検出器は複数あり、主要ハーマータの他検出器を代替パラメータとして設定
8. 原子炉格納容器内の水位	適用される原子炉の状態	要素	代替パラメータ	8. 原子炉格納容器内の水位	適用される原子炉の状態	要素	代替パラメータ
運転 起動 高温停止	①主要パラメータ ②残留熱除去系洗浄ライン ③出口流量 ④残留熱除去系洗浄ライン ⑤直流駆動低圧注水系ボンブ出ロ流量 ⑥原子炉隔離時冷却系ボンブ出ロ流量 ⑦高压炉心スプレイ流量 ⑧原子炉格納容器下部注水流量 ⑨復水貯蔵タンク水位	①主要パラメータ ②残留熱除去系洗浄ライン ③出口流量 ④残留熱除去系洗浄ライン ⑤直流駆動低圧注水系ボンブ出ロ流量 ⑥原子炉隔離時冷却系ボンブ出ロ流量 ⑦高压炉心スプレイ流量 ⑧原子炉格納容器下部注水流量 ⑨復水貯蔵タンク水位	・女川では、圧力抑制室水位の検出器は複数あり、主要ハーマータの他検出器を代替パラメータとして設定				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧文からの変更箇所

## 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
		適用される 原子炉の状態	主要パラメータ 要素	
①主要パラメータの他チャンネル	格納容器下部水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①主要パラメータの他チャンネル	要素	原子炉格納容器下部水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
②復水補給水系流量（格納容器下部水位）	復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）の注水量により、格納容器下部水位を推定する。  ②復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）	②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイ流量）、 ②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系統格納容器冷却ライン洗浄流量） ②原子炉格納容器代替スプレイ流量 ②代替循環冷却ポンプ出入口流量 ②原子炉格納容器下部注水流量	要素	原子炉格納容器にスプレインした水が原子炉格納容器下部へ流入することを考慮し代替パラメータを設定
③復水貯蔵槽水位（SA）	水源である復水貯蔵槽水位の変化により、格納容器下部水位を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	③復水貯蔵タンク水位	要素	原子炉格納容器下部注水流量により、原子炉格納容器下部水位を推定する。
運転 起動 高温停止	格納容器下部水位	①主要パラメータの他チャンネル	要素	原子炉格納容器下部水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
トライウエル水位	トライウエル水位	②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイ流量）、 ②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系統格納容器冷却ライン洗浄流量） ②原子炉格納容器代替スプレイ流量	要素	原子炉格納容器下部注水流量により、原子炉格納容器下部水位を推定する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
		②代替循環冷却水ノブ出する。		
	① 口流量 ②原子炉格納容器下部注水流量 ③復水貯蔵タンク水位	水槽である復水貯蔵タンク水位の変化により、ドライウェル水位を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。		

**赤字**：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
**緑字**：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）

保安規定比較表

9. 原子炉格納容器内の水素濃度				差異理由
9. 原子炉格納容器内の水素濃度				女川1号炉案
9. 原子炉格納容器内の水素濃度				女川2号炉案
適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	要素	代替パラメータ 要素	代替パラメータ 要素
運転 起動 高温停止	①主要パラメータの他チャンネル 格納容器内水素濃度 (SA)	格納容器内水素濃度 (SA) の 1 チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	格納容器内水素濃度 (SA) ②格納容器内水素濃度により推定する。	①主要パラメータの他チャンネル 格納容器内水素濃度 ( $S/W$ ) ②格納容器内水素濃度 ( $S/C$ )
適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	要素	代替パラメータ 要素	代替パラメータ 要素
運転 起動 高温停止	①主要パラメータの他チャンネル 格納容器内水素濃度 (SA)	格納容器内水素濃度 (SA) の 1 チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	格納容器内水素濃度 (SA) ②格納容器内水素濃度により推定する。	①主要パラメータの他チャンネル 格納容器内水素濃度 ( $S/W$ ) ②格納容器内水素濃度 ( $S/C$ )
10. 原子炉格納容器内の放射線量率				10. 原子炉格納容器内の放射線量率
適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	要素	代替パラメータ 要素	代替パラメータ 要素
運転 起動 高温停止	①主要パラメータの他チャンネル 格納容器内 零圧気放射線 レベル (D/W)	格納容器内零圧気放射線レベル (D/W) の 1 チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 監視可能であれば、エリア放射線モニタ [②「エリア放射線モニタ」]	格納容器内 零圧気放射線 モニタ (D/W) ②〔エリア放射線モニタ〕	①主要パラメータの他チャンネル 格納容器内 零圧気放射線 モニタ (S/C) ②〔エリア放射線モニタ〕

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
適用される原子炉の状態	主要ペラメータ	要素	代替ペラメータ	
起動*** 高温停止 冷温停止 燃料交換** <sup>9</sup>	①主要ペラメータの他 チャンネル ②平均出力領域モニタ ③「制御棒操作監視系」	起動領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 平均出力領域モニタにより推定する。 制御棒操作監視系（有効監視ペラメータ）により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	①主要ペラメータの他 チャンネル ②起動領域モニタ ③「制御棒操作監視系」	起動領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
平均出力領域モニタ 転動	①主要ペラメータの他 チャンネル ②起動領域モニタ ③「制御棒操作監視系」	平均出力領域モニタにより推定する。 起動領域モニタにより推定する。 制御棒操作監視系（有効監視ペラメータ）により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	①主要ペラメータの他 チャンネル ②起動領域モニタ ③「制御棒操作監視系」	平均出力領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
起動領域モニタ 転動	①起動領域モニタ ②平均出力領域モニタ ③「制御棒操作監視系」	起動領域モニタにより推定する。 平均出力領域モニタにより推定する。	①起動領域モニタ ②平均出力領域モニタ	起動領域モニタにより推定する。
				※8：計数領域の場合に適用する。 ※9：起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合は除く。

## 保安規定比較表

12. 最終ヒートシンクの確保				女川2号炉案	
（1）代替循環冷却系				1.2. 最終ヒートシンクの確保	差異理由
適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	推定方法
	①主要パラメータの他 チャンネル サブレッシュ・エンバ・ 水温度	サブレッシュ・エンバ・ 水温度	①主要パラメータの他 の検出器 サブレッシュ・エンバ・ 水温度	サブレッシュ・エンバ・ 水温度	サブレッシュ・エンバ・ 水温度の 1つの検出器が故障した場合 は、他の検出器により推定する。
運転 起動 高温停止	②サブレッシュ・エンバ・ 気体温度  復水補給水系温度 ((代替循環冷却))	②サブレッシュ・エンバ・ 水温度  ①サブレッシュ・エンバ・ 水温度	②圧力抑制室内空気温度  残留熱除去系熱交換器入口温度	①サブレッシュ・エンバ・ 水温度  ①圧力抑制室水位	圧力抑制室内空気温度により推定する。  ・女川では、圧力抑制室水位を代替パラメータとして使用
	①原子炉水位 (広帶域) ①原子炉水位 (燃料域) ①原子炉水位 (SA) ①原子炉水位 (RHR A系代替注水流量)	代替循環冷却ポンプ 出口流量 (原子炉 圧力容器への注水)	②原子炉水位 (広帶域) ②原子炉水位 (SA広帶域) ②原子炉水位 (SA燃料域)	①原子炉水位 (広帶域) ①原子炉水位 (SA)	注水先の原子炉水位の変化量に より代替循環冷却ポンプ出口流 量を推定する。
	②原子炉压力容器温度 ②原子炉压力容器温度	運転 高溫停止	③原子炉压力容器温度	③原子炉压力容器温度	原子炉压力容器温度により最終 ヒートシンクが確保されている ことを確認する。
	①復水補給水系流量 (RHR A系代替注水流量) ①復水補給水系流量 (格納容器下部注水流量) ①復水移送ポンプ吐出 压力 ①格納容器内圧力 (S/C) ①サブレッシュ・エンバ・ 水位 ①復水補給水系流量 (RHR B系代替注水 流量)	復水移送ポンプの注水特性 から推定した総流量より、原 子炉格納容器側への注水量 を推定する。	①原子炉格納容器下部 水位 ①ドライウェル水位 代替循環冷却ポンプ 格納容器への注水	①原子炉格納容器下部 水位 ①ドライウェル水位	原子炉压力容器温度により最 終ヒートシンクが確保されている ことを確認する。
	②サブレッシュ・エンバ・ 水温度 ②ドライウェル温度 ②サブレッシュ・エンバ・ 水温度	②ドライウェル温度 ②ドライウェル压力 ②圧力抑制室压力	ドライウェル温度、ドライウェ ル压力、圧力抑制室压力により、 最終ヒートシンクが確保されて いることを推定する。	ドライウェル温度 ドライウェル压力 圧力抑制室压力	・女川では、最終ヒー トシンクが確保さ れているかを原子 炉格納容器の圧力 も要素として使用 する。

## 保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	
<p>①復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流量) ②復水移送ポンプ吐出圧力 ③格納容器内圧力(S/C) ④サブレッシュ・エーシング・ペール水位</p> <p>復水補給水系下部注水 (格納容器下部注水流量)</p>	<p>復水移送ポンプの注水特性から推定した総流量より、原子炉格納容器下部への注水量を推定する。</p> <p>注水先の格納容器下部水位の変化により復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）を推定する。</p> <p>②格納容器下部水位</p>	<p>・柏崎の「復水補給水系流量（RHR B系代替注水流量）」は、女川では「代替循環冷却ポンプ出口流量（原子炉格納容器への注水）」に含まれる。</p>	

(2) 格納容器圧力逃がし装置

適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	代替パラメータ要素
フィルタ装置水位	①主要パラメータの他チャンネル	フィルタ装置水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	フィルタ装置水位（広帯域）
フィルタ装置入口圧力	①格納容器内圧力(D/W) ②格納容器内圧力(S/C)	格納容器内圧力(D/W)又は格納容器内圧力(S/C)の傾向監視により格納容器圧力逃がし装置の健全性を推定する。	フィルタ装置入口圧力（広帯域）
運転起動 高温停止			フィルタ装置出口圧力（広帯域）
フィルタ装置出口放射線モニタ	①主要パラメータの他チャンネル	フィルタ装置水温の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	フィルタ装置出口放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
フィルタ装置水素濃度	①主要パラメータの他チャンネル	フィルタ装置水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定	フィルタ装置水素濃度

(2) 原子炉格納容器フィルタベント系

適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	代替パラメータ要素
フィルタ装置水位（広帯域）	①主要パラメータの他チャンネル	フィルタ装置水位（広帯域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	フィルタ装置水位（広帯域）
フィルタ装置入口圧力（広帯域）	①ドライウェル圧力 ②圧力抑制室圧力	ドライウェル圧力または圧力抑制室圧力により原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置の健全性を推定する。	ドライウェル圧力または圧力抑制室圧力により原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置の健全性を推定する。
運転起動 高温停止	フィルタ装置出口圧力（広帯域）	ドライウェル圧力または圧力抑制室圧力により原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置の健全性を推定する。	ドライウェル圧力または圧力抑制室圧力により原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置の健全性を推定する。
フィルタ装置水温	①主要パラメータの他チャンネル	フィルタ装置水温の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	フィルタ装置水温の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
フィルタ装置出口放射線モニタ	①主要パラメータの他チャンネル	フィルタ装置出口放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	フィルタ装置出口放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
フィルタ装置水素濃度	①主要パラメータの他チャンネル	フィルタ装置水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定	フィルタ装置水素濃度

・柏崎の「復水補給水系流量（RHR B系代替注水流量）」は、女川では「代替循環冷却ポンプ出口流量（原子炉格納容器への注水）」に含まれる。

・女川では、2つの検出器の計測範囲が異なるため、他や

## 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）				女川2号炉案				差異理由	
②格納容器内水素濃度(SA)	する。			原子炉格納容器内の水素が格納容器圧力逃がし装置の配管内を通過することから、格納容器内水素濃度(SA)により推定する。	①格納容器内水素濃度 $(D/W)$	原子炉格納容器内の水素が原子炉格納容器フィルタメント系フィルタ装置の配管内を通過することから、格納容器内水素濃度(D/W)または格納容器内水素濃度(S/C)により推定する。	原子炉格納容器内の水素が原子炉格納容器フィルタメント系フィルタ装置入口圧力(広帶域)及び同出口圧力(広帶域)で確認可能	・女川では、金属ガスの閉塞状態を、フィルタ装置によるpH計は自主対策設備	補を代替パラメータに設定しない。
フィルタ装置金属フィルタ差圧	①主要パラメータの他チャンネル	原子炉格納容器内の水素が格納容器圧力逃がし装置の配管内を通過することから、格納容器内水素濃度(SA)により推定する。	フィルタ装置金属フィルタ差圧	原子炉格納容器内の水素が格納容器圧力逃がし装置の配管内を通過することから、格納容器内水素濃度(SA)により推定する。	①フィルタ装置水位	フィルタ装置水位によりベントガスに含まれる水蒸気の凝縮によるスクラバ水の希釈状況により推定する。	耐圧強化メント系放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	・女川では、炉心損傷後ベントは耐圧強化メント系放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	・女川では、金属ガスの閉塞状態を、フィルタ装置によるpH計は自主対策設備
フィルタ装置スクラバ水 pH	①フィルタ装置水位	原子炉格納容器内の水素が格納容器圧力逃がし装置の配管内を通過することから、格納容器内水素濃度(SA)により推定する。	原子炉格納容器内水素濃度(SA)	原子炉格納容器内の水素が耐圧強化メント系の配管内を通過することから、格納容器内水素濃度(SA)により推定する。	①主要パラメータ	原子炉の状態	主要パラメータ	耐圧強化メント系放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	・女川では、炉心損傷後ベントは耐圧強化メント系放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
(3) 耐圧強化メント系									
適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	原子炉の状態	主要パラメータ 要素	原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素
運転起動高温停止	耐圧強化メント系放射線モニタ	①主要パラメータの他チャンネル	耐圧強化メント系放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	運転起動高温停止	耐圧強化メント系放射線モニタ	①主要パラメータの他チャンネル	運転起動高温停止	耐圧強化メント系放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	耐圧強化メント系放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
運転起動高温停止	フィルタ装置水素濃度	①格納容器内水素濃度(SA)	原子炉格納容器内の水素が耐圧強化メント系の配管内を通過することから、格納容器内水素濃度(SA)により推定する。	運転起動高温停止	耐圧強化メント系放射線モニタ	①主要パラメータの他チャンネル	運転起動高温停止	耐圧強化メント系放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	耐圧強化メント系放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
(4) 残留熱除去系									
適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	原子炉の状態	主要パラメータ 要素	原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素
運転起動高温停止冷温停止燃料交換 <sup>※1</sup>	原子炉残留熱除去系熱交換器入口温度	①原子炉圧力容器温度 ①サブレッショングール水温度	原子炉圧力容器温度、サブレッショングール水温度により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。	運転起動高温停止冷温停止燃料交換 <sup>※10</sup>	残留熱除去系熱交換器入口温度	①原子炉圧力容器温度 ①サブレッショングール水温度	運転起動高温停止冷温停止燃料交換 <sup>※10</sup>	原子炉圧力容器温度およびサブレッショングール水温度により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。	原子炉圧力容器温度およびサブレッショングール水温度により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
残留熱除去系熱交換器出口温度	①残留熱除去系熱交換器入口温度	①残留熱除去系熱交換器入口温度	②原子炉冷却水系系統流量	
原子炉冷却水系系統流量 ②残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量	原子炉冷却水系系統流量により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。	原子炉冷却水系系統流量により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。	原子炉冷却水系系統流量により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。	・女川では、圧力抑制室水位を代替パラメータとして記載
残留熱除去系系統流量	①残留熱除去系ポンプ出力	①圧力抑制室水位	水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。	・女川では、圧力抑制室水位を代替パラメータとして記載
	②原子炉冷却水系ポンプ出力	②残留熱除去系ポンプ出力	水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。	・女川では、圧力抑制室水位を代替パラメータとして記載
				※10：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつフルゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつフルゲートが閉の場合
				13. 格納容器バイパスの監視
	(1) 原子炉水位の監視	(1) 原子炉水位の監視		
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	主要パラメータ	主要パラメータ	代替パラメータ
原子炉水位(広帯域)	要素	要素	要素	要素
運転起動高温停止	①主要パラメータの他チャンネル	原子炉水位(広帯域)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①主要パラメータの他チャンネル	原子炉水位(広帯域)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
原子炉水位(燃料域)	②原子炉水位(SA)	原子炉水位(SA)により推定する。	②原子炉水位(SA)	原子炉水位(SA)により推定する。
原子炉水位(燃料域)	①主要パラメータの他チャンネル	原子炉水位(燃料域)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①主要パラメータの他チャンネル	原子炉水位(燃料域)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	②原子炉水位(SA)	原子炉水位(SA)により推定する。	②原子炉水位(SA)	原子炉水位(SA)により推定する。
原子炉水位(燃料域)	①原子炉水位(広帯域) ①原子炉水位(燃料域)	原子炉水位(広帯域)により推定する。	①原子炉水位(広帯域) ①原子炉水位(燃料域)	原子炉水位(広帯域)により推定する。
	原子炉水位(燃料域)	原子炉水位(燃料域)により推定する。	原子炉水位(燃料域)	原子炉水位(燃料域)により推定する。

## 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
原子炉圧力	原子炉圧力 (SA)	①主要パラメータの他チャンネルにより推定する。	②原子炉圧力 (SA) により推定する。	
③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) ③原子炉圧力容器温度	原子炉圧力 ③原子炉水位 (SA)	原子炉圧力の飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	原子炉圧力 (SA) により推定する。	原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
①原子炉圧力 ②原子炉水位 (SA) ②原子炉水位 (SA) ②原子炉圧力容器温度	原子炉圧力 (SA)	原子炉圧力により推定する。	原子炉圧力 (SA) により推定する。	原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) ③原子炉圧力容器温度	原子炉圧力 ③原子炉水位 (SA)	原子炉圧力の飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	原子炉圧力 (SA) の①チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
①主要パラメータの他チャンネルにより推定する。 ②原子炉圧力 (SA) により推定する。	原子炉圧力 (SA)	原子炉圧力により推定する。	原子炉圧力 (SA) により推定する。	原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) ③原子炉圧力容器温度	原子炉圧力 ③原子炉水位 (SA)	原子炉圧力の飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	原子炉圧力 (SA) により推定する。	原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
(2) 原子炉格納容器内の状態		(2) 原子炉格納容器内の状態		
適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素
運転 起動 高温停止	ドライウェル 雰囲気温度	①主要パラメータの他チャンネルにより推定する。	①主要パラメータの他検出器 ドライウェル 温度	ドライウェル温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。
運転 起動 高温停止	格納容器内圧力 (D/W) 格納容器内圧力 (S/C)	ドライウェル雰囲気温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 格納容器内圧力 (D/W) によりドライウェル雰囲気温度を推定する。 格納容器内圧力 (S/C) により推定する。	②ドライウェル圧力 運転 起動 高温停止	ドライウェル圧力によりドライウェル温度を推定する。
運転 起動 高温停止	格納容器内圧力 (D/W) 格納容器内圧力 (S/C)	ドライウェル雰囲気温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 格納容器内圧力 (D/W) を推定する。	①圧力抑制室圧力 ドライウェル圧力	圧力抑制室圧力により推定する。
運転 起動 高温停止	格納容器内圧力 (D/W)	ドライウェル雰囲気温度によりドライウェル温度を推定する。	②ドライウェル圧力 ドライウェル温度	ドライウェル温度によりドライウェル圧力を推定する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

	柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	監視可能であれば格納容器内圧力①/W（常用計器）により、圧力を推定する。
--	----------------------	--------------------------------------

適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	要素	代替パラメータ	要素	要素	推定方法
運転 起動 高温停止	高压炉心注水系ポンプ吐出圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。 エリア放射線モニタ（有効監視パラメータ）により格納容器バイパスの発生を推定する。	高压炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	代替パラメータ
運動 起動 高温停止	残留熱除去系ポンプ吐出圧力	②[エリア放射線モニタ] ①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。 エリア放射線モニタ（有効監視パラメータ）により格納容器バイパスの発生を推定する。	運動 起動 高温停止	②[エリシア放射線モニタ] ①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	代替パラメータ
運動 起動 高温停止	復水貯蔵槽水位(SA)	②[エリア放射線モニタ] ②[エリア放射線モニタ]	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。 エリア放射線モニタ（有効監視パラメータ）により格納容器バイパスの発生を推定する。	運動 起動 高温停止	②[エリシア放射線モニタ] ①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	代替パラメータ

適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	要素	代替パラメータ	要素	要素	推定方法
運動 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	復水貯蔵槽水位(SA)	①復水補給水系流量(RHR A系代替注水流量) ①復水補給水系流量(RHR B系代替注水流量)	復水貯蔵槽を水源とするポンプの注水量から、復水貯蔵槽水位(SA)を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。	運動 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	①高圧代替注水系ポンプ出口流量 ①残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) ①残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)	高圧代替注水系ポンプ出口流量、残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量)、残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)	高圧代替注水系ポンプ出口流量
運動 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	復水貯蔵槽水位(SA)	①復水補給水系流量(RHR B系代替注水流量)		運動 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	①復水貯蔵槽タンク水位	①残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)	高圧代替注水系ポンプ出口流量
運動 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換					①直流水系ポンプ出口流量、原水系ポンプ出	①直流水系ポンプ出口流量、原水系ポンプ出	直流水系ポンプ出

## 女川2号炉案

(3) 原子炉建屋内の状態	女川2号炉案	女川2号炉案	女川2号炉案	差異理由			
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	要素	代替パラメータ			
原子炉の状態	原子炉の状態	要素	要素	要素			
運転 起動 高温停止	高压炉心注水系ポンプ吐出圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。 エリア放射線モニタ（有効監視パラメータ）により格納容器バイパスの発生を推定する。	高压炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	代替パラメータ
運動 起動 高温停止	残留熱除去系ポンプ吐出圧力	②[エリシア放射線モニタ] ①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。 エリア放射線モニタ（有効監視パラメータ）により格納容器バイパスの発生を推定する。	運動 起動 高温停止	②[エリシア放射線モニタ] ①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	代替パラメータ
運動 起動 高温停止	復水貯蔵槽水位(SA)	②[エリシア放射線モニタ]	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	運動 起動 高温停止	②[エリシア放射線モニタ] ①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	代替パラメータ
(3) 原子炉建屋内の状態	女川2号炉案	女川2号炉案	女川2号炉案	女川では、低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力を主要パラメータとして記載(AWRとBWR-5のECCS構成の違いによる)。			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉 (令和2年11月9日施行)		女川 2号炉案	
①原子炉隔壁時冷却系系統流量 ①高压炉心注水系系統流量 ①復水補給水系系統流量(格納容器下部注水流量)		<u>ア出口流量</u> ①原子炉隔壁時冷却系ポンプ出口流量 <u>①高压炉心スプレイ系ポンプ出口流量</u> <u>①原子炉格納容器下部注水流量</u>	<u>アイ系ポンプ出口流量および原子炉格納容器下部注水流量のうち、復水貯蔵タンクを水源として実際の機器動作状態にある流量により推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で水位を推定する。</u>
		<u>②高压代替注水系ポンプ出口圧力</u> <u>②直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力</u> <u>②原子炉隔壁時冷却系ポンプ出口圧力</u> <u>②高压炉心スプレイ系ポンプ出口圧力</u> <u>②復水移送ポンプ出口圧力</u>	<u>復水貯蔵タンクを水源とする高压代替注水系ポンプ出入口圧力、直流駆動低圧注水系ポンプ出入口圧力、原子炉隔壁時冷却系ポンプ出入口圧力、高压炉心スプレイ系ポンプ出入口圧力および復水移送ポンプ出入口圧力が正常に動作していることを把握することにより、水源である復水貯蔵タンク水位が確保されていることを推定する。</u>
			<u>注水先の原子炉水位の水位変化により復水貯蔵槽水位(SA)を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。</u> <u>復水移送ポンプが正常に動作していることを把握することにより、水源である復水貯蔵槽水位が確保されていることを推定する。</u>
		<u>②原子炉水位(広帯域) ②原子炉水位(燃料城) ②原子炉水位(SA) ②復水移送ポンプ吐出圧力</u> <u>③「復水貯蔵槽水位」</u>	<u>注水先の原子炉水位の変化量により復水貯蔵タンク水位を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で水位を推定する。</u> <u>・柏崎では、SA以外の復水貯蔵槽水位を代替パラメータとして記載</u> <u>・柏崎の※11の記載は、女川では次表下に記載</u>

※11：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案						差異理由
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	要素	要素	主要パラメータ	適用される原子炉の状態
					①主要パラメータの他チャンネルにより推定する。	・圧力抑制室水位の相違 推定方法の相違 (女川では圧力抑制室水位の検出器2個（柏崎：1個）のため、代替パラメータを主要パラメータの他チャンネルに設定)
					②主要パラメータの他チャンネルにより推定する。	・圧力抑制室水位の相違 推定方法の相違 (女川では圧力抑制室水位の検出器2個（柏崎：1個）のため、代替パラメータを主要パラメータの他チャンネルに設定)
運転起動 高温停止	サブレッシュ・エンバ・ブル水位	①復水補給水系流量 (RHR A系代替注水流量) ①復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流量) ①残留熱除去系系統流量	①復水補給水系流量 (RHR A系代替注水流量)・チエンバ・ブル水から原子炉圧力容器へ注水する復水補給水系流量 (RHR A系代替注水流量) 又は残留熱除去系系統流量と経過時間より算出した注水量から推定する。	②代替循環冷却ポンプ出口流量 ②残留熱除去系ポンプ出口流量 ②低圧貯心スプレイ系ポンプ出口流量	サブレッシュ・エンバのブル水を水源とする代替循環冷却ポンプ、残留熱除去系ポンプの出口流量から、これらのポンプが正常に動作していることを把握することにより水源である圧力抑制室水位が確保されていることを推定する。	・女川では、ポンプが正常に動作していることの把握にポンプ出口流量も用いる。
運転起動 高温停止	サブレッシュ・エンバ・ブル水位	②復水移送ポンプ吐出圧力 ②残留熱除去系ポンプ吐出圧力	復水移送ポンプ、残留熱除去系ポンプが正常に動作していることを把握することにより、水源であるサブレッシュ・エンバ・ブル水位が確保されていることを推定する。	③代替循環冷却ポンプ出口圧力 ③残留熱除去系ポンプ出口圧力 ③低圧貯心スプレイ系ポンプ出口圧力	サブレッシュ・エンバのブル水を水源とする代替循環冷却ポンプ、残留熱除去系ポンプの出口圧力から、これらのポンプが正常に動作していることを把握することにより水源である圧力抑制室水位が確保されていることを推定する。	・ABWRとBWR-5のECCS構成の相違

## 保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）				女川2号炉案																																																			
				差異理由																																																			
<table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="3">監視可能であればばサブレッシュ・ジョン・チエンバ・ブル水位（常用計器）により、水位を推定する。</td></tr> </table>						監視可能であればばサブレッシュ・ジョン・チエンバ・ブル水位（常用計器）により、水位を推定する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・相崎では、SA以外のサブレッシュ・ジョン・チエンバ・ブル水位を代替パラメータとして記載</li> <li>・女川の※11の記載は、相崎では前表下に記載</li> </ul>																																															
		監視可能であればばサブレッシュ・ジョン・チエンバ・ブル水位（常用計器）により、水位を推定する。																																																					
<p>※11：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合          (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>				<p>※11：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合          (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>																																																			
<p>15. 原子炉建屋内の水素濃度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>主要パラメータ</th> <th>代替パラメータ</th> <th>要素</th> <th>要素</th> <th>要素</th> <th>代替パラメータ</th> <th>推定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転</td> <td>①主要パラメータの他チャンネル</td> <td>原子炉建屋内水素濃度</td> <td>原子炉建屋内水素濃度</td> <td>①主要パラメータの他チャンネル</td> <td>原子炉建屋内水素濃度</td> <td>原子炉建屋内水素濃度</td> <td>1チャンネルが故障した場合、他チャンネルにより推定する。</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td>原子炉建屋</td> <td>原子炉建屋内水素濃度※13</td> <td>原子炉建屋内水素濃度※13</td> <td>②静的触媒式水素再結合装置動作監視装置※14</td> <td>原子炉建屋内水素濃度</td> <td>原子炉建屋内水素濃度</td> <td>静的触媒式水素再結合装置（静的触媒式水素再結合装置入口および出口の差温度により水素濃度を推定）により推定する。</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td>水素濃度※13</td> <td>水素濃度※13</td> <td>水素濃度※13</td> <td>②静的触媒式水素再結合装置動作監視装置※14</td> <td>水素濃度※13</td> <td>水素濃度※13</td> <td>静的触媒式水素再結合装置（静的触媒式水素再結合装置入口および出口の差温度により水素濃度を推定）により推定する。</td> </tr> <tr> <td>冷温停止</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料交換※12</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	要素	要素	要素	代替パラメータ	推定方法	運転	①主要パラメータの他チャンネル	原子炉建屋内水素濃度	原子炉建屋内水素濃度	①主要パラメータの他チャンネル	原子炉建屋内水素濃度	原子炉建屋内水素濃度	1チャンネルが故障した場合、他チャンネルにより推定する。	起動	原子炉建屋	原子炉建屋内水素濃度※13	原子炉建屋内水素濃度※13	②静的触媒式水素再結合装置動作監視装置※14	原子炉建屋内水素濃度	原子炉建屋内水素濃度	静的触媒式水素再結合装置（静的触媒式水素再結合装置入口および出口の差温度により水素濃度を推定）により推定する。	高温停止	水素濃度※13	水素濃度※13	水素濃度※13	②静的触媒式水素再結合装置動作監視装置※14	水素濃度※13	水素濃度※13	静的触媒式水素再結合装置（静的触媒式水素再結合装置入口および出口の差温度により水素濃度を推定）により推定する。	冷温停止								燃料交換※12								<p>※12：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合          (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>			
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	要素	要素	要素	代替パラメータ	推定方法																																																
運転	①主要パラメータの他チャンネル	原子炉建屋内水素濃度	原子炉建屋内水素濃度	①主要パラメータの他チャンネル	原子炉建屋内水素濃度	原子炉建屋内水素濃度	1チャンネルが故障した場合、他チャンネルにより推定する。																																																
起動	原子炉建屋	原子炉建屋内水素濃度※13	原子炉建屋内水素濃度※13	②静的触媒式水素再結合装置動作監視装置※14	原子炉建屋内水素濃度	原子炉建屋内水素濃度	静的触媒式水素再結合装置（静的触媒式水素再結合装置入口および出口の差温度により水素濃度を推定）により推定する。																																																
高温停止	水素濃度※13	水素濃度※13	水素濃度※13	②静的触媒式水素再結合装置動作監視装置※14	水素濃度※13	水素濃度※13	静的触媒式水素再結合装置（静的触媒式水素再結合装置入口および出口の差温度により水素濃度を推定）により推定する。																																																
冷温停止																																																							
燃料交換※12																																																							
<p>※13：「6 6 - 8 - 2 原子炉建屋内の水素濃度監視」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※14：1チャンネルとは1個の静的触媒式水素再結合装置の出入口に設置している2個の静的触媒式水素再結合装置動作監視装置をいう。</p>				<p>※12：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合          (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>																																																			
<p>16. 原子炉格納容器内の酸素濃度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>主要パラメータ</th> <th>代替パラメータ</th> <th>要素</th> <th>要素</th> <th>要素</th> <th>代替パラメータ</th> <th>推定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転</td> <td>格納容器内酸素濃度</td> <td>格納容器内酸素濃度</td> <td>格納容器内酸素濃度</td> <td>①主要パラメータの他チャンネル</td> <td>格納容器内酸素濃度</td> <td>格納容器内酸素濃度</td> <td>1チャンネルが故障した場合、他チャンネルにより推定する。</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td>酸素濃度</td> <td>酸素濃度</td> <td>酸素濃度</td> <td>②格納容器内酸素濃度放射線レベル(D/W)</td> <td>酸素濃度</td> <td>酸素濃度</td> <td>格納容器内酸素濃度放射線モニタ(D/W)または格納容器内酸素濃度放射線モニタ(D/V)により推定する。</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>②格納容器内酸素濃度放射線レベル(S/C)</td> <td>酸素濃度</td> <td>酸素濃度</td> <td>格納容器内酸素濃度放射線モニタ(S/C)にて炉心損傷を判断した後、初期酸素濃度と保守的なG値を入力とした。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>②ドライウェル圧力</td> <td>酸素濃度</td> <td>酸素濃度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	要素	要素	要素	代替パラメータ	推定方法	運転	格納容器内酸素濃度	格納容器内酸素濃度	格納容器内酸素濃度	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器内酸素濃度	格納容器内酸素濃度	1チャンネルが故障した場合、他チャンネルにより推定する。	起動	酸素濃度	酸素濃度	酸素濃度	②格納容器内酸素濃度放射線レベル(D/W)	酸素濃度	酸素濃度	格納容器内酸素濃度放射線モニタ(D/W)または格納容器内酸素濃度放射線モニタ(D/V)により推定する。	高温停止				②格納容器内酸素濃度放射線レベル(S/C)	酸素濃度	酸素濃度	格納容器内酸素濃度放射線モニタ(S/C)にて炉心損傷を判断した後、初期酸素濃度と保守的なG値を入力とした。					②ドライウェル圧力	酸素濃度	酸素濃度		<p>※12：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合          (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>											
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	要素	要素	要素	代替パラメータ	推定方法																																																
運転	格納容器内酸素濃度	格納容器内酸素濃度	格納容器内酸素濃度	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器内酸素濃度	格納容器内酸素濃度	1チャンネルが故障した場合、他チャンネルにより推定する。																																																
起動	酸素濃度	酸素濃度	酸素濃度	②格納容器内酸素濃度放射線レベル(D/W)	酸素濃度	酸素濃度	格納容器内酸素濃度放射線モニタ(D/W)または格納容器内酸素濃度放射線モニタ(D/V)により推定する。																																																
高温停止				②格納容器内酸素濃度放射線レベル(S/C)	酸素濃度	酸素濃度	格納容器内酸素濃度放射線モニタ(S/C)にて炉心損傷を判断した後、初期酸素濃度と保守的なG値を入力とした。																																																
				②ドライウェル圧力	酸素濃度	酸素濃度																																																	

## 保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案				
		②圧力抑制室圧力	評価結果（解析結果）により格納容器内空気酸素濃度を推定する。	差異理由
②格納容器内圧力 (S/C)	酸素濃度と保守的なG値を入力とした評価結果（解析結果）により格納容器内酸素濃度を推定する。	事故後の原子炉格納容器内の空気（酸素）の流入有無を把握し、水素燃焼の可能性を推定する。	ドライウェル圧力および圧力制御室圧力により原子炉格納容器内の圧力が正確であることを確認する。事故後の原子炉格納容器内への空気（酸素）の流入有無を把握し、水素燃焼の可能性を推定する。	
適用される 原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	適用される 原子炉の状態	主要パラメータ 要素
①使用済燃料貯蔵プール 水位・温度 (SA)	①使用済燃料貯蔵プール 水位・温度 (SA)	①使用済燃料ブール水位／温度 (ガイドバルス式)	①使用済燃料ブール水位・温度 (ガイドバルス式)により、水位・温度を推定する。	①使用済燃料ブール水位／温度 (ガイドバルス式)により、水位・温度を推定する。
②使用済燃料貯蔵プール 放射線モニタ（高レンジ・低レンジ） （ヒートサーモ式）	②使用済燃料貯蔵プール 放射線モニタ（高レンジ・低レンジ） （ヒートサーモ式）	②使用済燃料ブール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量) ②使用済燃料ブール監視カメラにて使用済燃料ブールの状態を監視する。	使用済燃料貯蔵プール放 射線モニタ（高レンジ・低 レンジ）にて使用済燃料ブ ールの水位を推定する。	②使用済燃料ブール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量) ②使用済燃料ブール監 視カメラにて使用済燃料ブ ールの状態を監視する。
使用済燃料貯蔵 プール水位・ 温度 (SA 広域)  使用済燃料ブール に照射された燃料 を貯蔵している 期間	③使用済燃料貯蔵プール 監視カメラ	③使用済燃料貯蔵プール 監視カメラにより、使用済燃料ブールの状態を監視する。	使用済燃料貯蔵プール に照射された燃料を貯 蔵している期間	①使用済燃料ブール水 位／温度 (ヒートサ ーモ式)
①使用済燃料貯蔵プール 水位・温度 (SA 广域)	①使用済燃料貯蔵プール 水位・温度 (SA 广域)	①使用済燃料ブール水 位／温度 (ヒートサ ーモ式)	使用済燃料貯蔵プール水 位・温度 (SA 広域)により， 水位・温度を推定する。	①使用済燃料ブール水 位／温度 (ヒートサ ーモ式)により、水位・温 度を推定する。
使用済燃料貯蔵 プール水位・ 温度 (SA)	②使用済燃料貯蔵プール 放射線モニタ（高レン ジ・低レンジ）	②使用済燃料ブール水 位／温度 (ガイドバル ス式)	使用済燃料貯蔵プール放 射線モニタ（高レンジ・低 レンジ）にて使用済燃料ブ ールの水位を推定する。	②使用済燃料ブール上部空間放射 線モニタ (高線量、低線量) ②使用済燃料ブール監 視カメラにて使用済燃料ブ ールの状態を監視する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
		①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域） ②使用済燃料貯蔵カーネルモニタ（高線量）	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域） ②使用済燃料貯蔵カーネルモニタ（高線量）	
使用済燃料貯蔵プール監視カメラ（低レンジ）	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA） ②使用済燃料貯蔵カーネル監視カメラ	使用済燃料貯蔵カーネル監視カメラにより、使用済燃料プールの状態を監視する。	使用済燃料貯蔵カーネル監視カメラにより、放射線量率を推定する。	①使用済燃料プール水位／温度（ヒートサートサーモ式）および使用済燃料プール水位／温度（ガイドドバレス式）にて水位を計測した後、水位と放射線量率の関係により放射線量率を推定する。 ②使用済燃料プール監視カメラにより、使用済燃料プールの状態を監視する。
使用済燃料貯蔵カーネル放射線モニタ（高レンジ）	①使用済燃料貯蔵カーネル水位・温度（SA） ②使用済燃料貯蔵カーネル監視カメラ（高レンジ）	使用済燃料貯蔵カーネル監視カメラ（高レンジ）により、放射線モニタ（高レンジ）を含む）	使用済燃料貯蔵カーネル監視カメラ（高レンジ）により、放射線モニタ（高レンジ）を含む）	①使用済燃料プール水位／温度（ヒートサートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドドバレス式） ②使用済燃料カーネル監視カメラにより、放射線モニタ（高線量）を推定する。
※15：「6 6 - 9 - 3 使用済燃料プール監視設備」において運転上の制限等を定める。		※15：「6 6 - 9 - 4 使用済燃料プール監視設備」において運転上の制限等を定める。		
(2) 確認事項				
項目	頻度	担当	担当	計測制御課長
1. 動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	当直長	定事検停止時	主任は 電気課長
2. チャンネル校正を実施する。	定期停止時	計測制御GM	1ヶ月に1回	登壇課長 主任は 計測制御課長
(3) 要求される措置				
条件	要求される措置	完了時間	完了時間	完了時間
A. 主要パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	A 1. 当直長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 A 2. 当直長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 A 3. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに	速やかに	速やかに
B. 計器すべてが動作可能である場合	B 1. 発電課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 B 2. 発電課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 B 3. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに	速やかに	速やかに

## 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	
B. 代替ペラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	B 1. 当直長は、主要ペラメータが動作可能であることを確認する。 及び B 2. 当直長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び B 3. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに 30日間	B1. 代替ペラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合 <u>お上がり</u> B2. 送電課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 <u>お上がり</u> B3. 送電課長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。
C. 1つの機能を確認するすべての計器が動作不能である場合	C 1. 当直長は、当該機能の主要ペラメータ又は代替ペラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	3日間	C1. 1つの機能を確認するすべての計器が動作不能である場合 <u>またま</u> C2. 送電課長は、当該機能の主要ペラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。
D. 運転、起動又は高温停止において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D 1. 当直長は、高温停止にする。 及び D 2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	D1. 送電課長は、高温停止にする。 <u>お上がり</u> D2. 送電課長は、冷温停止にする。
E. 冷温停止、燃料交換において条件A、B又はCの措置を完了時間以内に達成できない場合	E 1. 当直長は、当該計器を動作開始する。	速やかに	E1. 送電課長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。 E2. 送電課長は、当該計器を動作開始する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

### 保安規定比較表

6 6 - 1 3 - 2 標示刈羽 7 号炉（令和 2 年 1 月 9 日施行）		6 6 - 1 3 - 2 標示刈羽 2 号炉（令和 2 年 1 月 9 日施行）																																																																																																																																																																
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限																																																																																																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助パラメータ</td> <td>補助パラメータが監視可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	補助パラメータ	補助パラメータが監視可能であること※1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助パラメータ</td> <td>補助パラメータを計測する計器が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	補助パラメータ	補助パラメータを計測する計器が動作可能であること※1																																																																																																																																																							
項目	運転上の制限																																																																																																																																																																	
補助パラメータ	補助パラメータが監視可能であること※1																																																																																																																																																																	
項目	運転上の制限																																																																																																																																																																	
補助パラメータ	補助パラメータを計測する計器が動作可能であること※1																																																																																																																																																																	
1. 電源関係		1. 電源関係																																																																																																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>補助パラメータ</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数</th> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>補助パラメータ</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>M/C C 電圧</td> <td></td> <td>1</td> <td><u>6 - 2 F - 1</u> 母線電圧</td> <td></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td>M/C D 電圧</td> <td></td> <td>1</td> <td><u>6 - 2 F - 2</u> 母線電圧</td> <td></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td>M/C E 電圧</td> <td></td> <td>1</td> <td><u>6 - 2 C</u> 母線電圧</td> <td></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td>P/C C - 1 電圧</td> <td></td> <td>1</td> <td><u>6 - 2 D</u> 母線電圧</td> <td></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td>P/C D - 1 電圧</td> <td></td> <td>1</td> <td><u>6 - 2 H</u> 母線電圧</td> <td></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td>P/C E - 1 電圧</td> <td></td> <td>1</td> <td><u>4 - 2 C</u> 母線電圧</td> <td></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td>直流 1.25V 主母線盤 A 電圧</td> <td></td> <td>1</td> <td><u>4 - 2 D</u> 母線電圧</td> <td></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td>直流 1.25V 主母線盤 B 電圧</td> <td></td> <td>1</td> <td><u>1.25V</u> 直流主母線 2A 電圧</td> <td></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td>直流 1.25V 主母線盤 C 電圧</td> <td></td> <td>1</td> <td><u>1.25V</u> 直流主母線 2B 電圧</td> <td></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td>直流 1.25V 充電器盤 A - 2 蓄電池電圧</td> <td></td> <td>1</td> <td><u>1.25V</u> 直流主母線 2A - 1 電圧</td> <td></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td>AM 用直流 1.25V 充電器盤蓄電池電圧</td> <td></td> <td>1</td> <td><u>1.25V</u> 直流主母線 2B - 1 電圧</td> <td></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td>非常用 D/G 発電機電圧</td> <td>1※2</td> <td></td> <td>H P C S 1.25V 直流主母線電圧</td> <td></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td>非常用 D/G 発電機周波数</td> <td>1※2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用 D/G 発電機電力</td> <td>1※2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第一 G T G 発電機電圧</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電源車電圧</td> <td>1※3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電源車周波数</td> <td>1※3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">運転起動</td><td colspan="2">運転起動</td><td colspan="2">運転起動</td></tr> <tr> <td>高温停止</td><td></td><td>高溫停止</td><td></td><td>高溫停止</td><td></td></tr> <tr> <td>低温停止</td><td></td><td>冷溫停止</td><td></td><td>冷溫停止</td><td></td></tr> <tr> <td>燃料交換</td><td></td><td>燃料交換</td><td></td><td>燃料交換</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">非常用 D/G 発電機電圧</td><td colspan="2">非常用 D/G 発電機電圧</td><td colspan="2">非常用 D/G 発電機電圧</td></tr> <tr> <td colspan="2">第一 G T G 発電機周波数</td><td colspan="2">第一 G T G 発電機周波数</td><td colspan="2">第一 G T G 発電機周波数</td></tr> <tr> <td colspan="2">電源車電圧</td><td colspan="2">電源車電圧</td><td colspan="2">電源車電圧</td></tr> <tr> <td colspan="2">電源車周波数</td><td colspan="2">電源車周波数</td><td colspan="2">電源車周波数</td></tr> <tr> <td colspan="2">差異理由</td><td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>• TS-25 6 6 - 1 3 - 2 「補助パラメータ」</li> <li>• TS-79 補助パラメータの運用について</li> </ul> </td><td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>• TS-25 6 6 - 1 3 - 2 「補助パラメータ」</li> <li>• TS-79 補助パラメータの運用について</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	補助パラメータ	動作可能であるべきチャンネル数	適用される原子炉の状態	補助パラメータ	動作可能であるべきチャンネル数	M/C C 電圧		1	<u>6 - 2 F - 1</u> 母線電圧		<u>1</u>	M/C D 電圧		1	<u>6 - 2 F - 2</u> 母線電圧		<u>1</u>	M/C E 電圧		1	<u>6 - 2 C</u> 母線電圧		<u>1</u>	P/C C - 1 電圧		1	<u>6 - 2 D</u> 母線電圧		<u>1</u>	P/C D - 1 電圧		1	<u>6 - 2 H</u> 母線電圧		<u>1</u>	P/C E - 1 電圧		1	<u>4 - 2 C</u> 母線電圧		<u>1</u>	直流 1.25V 主母線盤 A 電圧		1	<u>4 - 2 D</u> 母線電圧		<u>1</u>	直流 1.25V 主母線盤 B 電圧		1	<u>1.25V</u> 直流主母線 2A 電圧		<u>1</u>	直流 1.25V 主母線盤 C 電圧		1	<u>1.25V</u> 直流主母線 2B 電圧		<u>1</u>	直流 1.25V 充電器盤 A - 2 蓄電池電圧		1	<u>1.25V</u> 直流主母線 2A - 1 電圧		<u>1</u>	AM 用直流 1.25V 充電器盤蓄電池電圧		1	<u>1.25V</u> 直流主母線 2B - 1 電圧		<u>1</u>	非常用 D/G 発電機電圧	1※2		H P C S 1.25V 直流主母線電圧		<u>1</u>	非常用 D/G 発電機周波数	1※2					非常用 D/G 発電機電力	1※2					第一 G T G 発電機電圧	1					電源車電圧	1※3					電源車周波数	1※3					運転起動		運転起動		運転起動		高温停止		高溫停止		高溫停止		低温停止		冷溫停止		冷溫停止		燃料交換		燃料交換		燃料交換		非常用 D/G 発電機電圧		非常用 D/G 発電機電圧		非常用 D/G 発電機電圧		第一 G T G 発電機周波数		第一 G T G 発電機周波数		第一 G T G 発電機周波数		電源車電圧		電源車電圧		電源車電圧		電源車周波数		電源車周波数		電源車周波数		差異理由		<ul style="list-style-type: none"> <li>• TS-25 6 6 - 1 3 - 2 「補助パラメータ」</li> <li>• TS-79 補助パラメータの運用について</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• TS-25 6 6 - 1 3 - 2 「補助パラメータ」</li> <li>• TS-79 補助パラメータの運用について</li> </ul>	
適用される原子炉の状態	補助パラメータ	動作可能であるべきチャンネル数	適用される原子炉の状態	補助パラメータ	動作可能であるべきチャンネル数																																																																																																																																																													
M/C C 電圧		1	<u>6 - 2 F - 1</u> 母線電圧		<u>1</u>																																																																																																																																																													
M/C D 電圧		1	<u>6 - 2 F - 2</u> 母線電圧		<u>1</u>																																																																																																																																																													
M/C E 電圧		1	<u>6 - 2 C</u> 母線電圧		<u>1</u>																																																																																																																																																													
P/C C - 1 電圧		1	<u>6 - 2 D</u> 母線電圧		<u>1</u>																																																																																																																																																													
P/C D - 1 電圧		1	<u>6 - 2 H</u> 母線電圧		<u>1</u>																																																																																																																																																													
P/C E - 1 電圧		1	<u>4 - 2 C</u> 母線電圧		<u>1</u>																																																																																																																																																													
直流 1.25V 主母線盤 A 電圧		1	<u>4 - 2 D</u> 母線電圧		<u>1</u>																																																																																																																																																													
直流 1.25V 主母線盤 B 電圧		1	<u>1.25V</u> 直流主母線 2A 電圧		<u>1</u>																																																																																																																																																													
直流 1.25V 主母線盤 C 電圧		1	<u>1.25V</u> 直流主母線 2B 電圧		<u>1</u>																																																																																																																																																													
直流 1.25V 充電器盤 A - 2 蓄電池電圧		1	<u>1.25V</u> 直流主母線 2A - 1 電圧		<u>1</u>																																																																																																																																																													
AM 用直流 1.25V 充電器盤蓄電池電圧		1	<u>1.25V</u> 直流主母線 2B - 1 電圧		<u>1</u>																																																																																																																																																													
非常用 D/G 発電機電圧	1※2		H P C S 1.25V 直流主母線電圧		<u>1</u>																																																																																																																																																													
非常用 D/G 発電機周波数	1※2																																																																																																																																																																	
非常用 D/G 発電機電力	1※2																																																																																																																																																																	
第一 G T G 発電機電圧	1																																																																																																																																																																	
電源車電圧	1※3																																																																																																																																																																	
電源車周波数	1※3																																																																																																																																																																	
運転起動		運転起動		運転起動																																																																																																																																																														
高温停止		高溫停止		高溫停止																																																																																																																																																														
低温停止		冷溫停止		冷溫停止																																																																																																																																																														
燃料交換		燃料交換		燃料交換																																																																																																																																																														
非常用 D/G 発電機電圧		非常用 D/G 発電機電圧		非常用 D/G 発電機電圧																																																																																																																																																														
第一 G T G 発電機周波数		第一 G T G 発電機周波数		第一 G T G 発電機周波数																																																																																																																																																														
電源車電圧		電源車電圧		電源車電圧																																																																																																																																																														
電源車周波数		電源車周波数		電源車周波数																																																																																																																																																														
差異理由		<ul style="list-style-type: none"> <li>• TS-25 6 6 - 1 3 - 2 「補助パラメータ」</li> <li>• TS-79 補助パラメータの運用について</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• TS-25 6 6 - 1 3 - 2 「補助パラメータ」</li> <li>• TS-79 補助パラメータの運用について</li> </ul>																																																																																																																																																														

## 保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）				※1：計測対象の系統本体が動作可能であることを要求されない場合を除く。	※1：計測対象の系統本体が動作可能であることを要求されない場合を除く。	
2. その他				2. その他		
適用される原子炉の状態				適用される原子炉の状態		
運転	高圧窒素ガス供給系ADS入口圧力	1 ※4	動作可能なチャネル数	補助パラメータ	動作可能なチャネル数	
起動	高圧窒素ガス供給系窒素ガスボンベ出口圧力	1 ※4	運転	高圧窒素ガス供給系ADS入口圧力	1 ※2	
高温停止	格納容器圧力逃がし装置 ドレンタンク水位 格納容器圧力逃がし装置・耐圧強化メント系 遠隔空気駆動弁操作用ボンベ出口圧力	4 1 ※5	起動	代替高压窒素ガス供給系窒素ガス供給止め弁入口圧力	1 ※3	
運転	RCWサーチタンク水位	1 ※6	高温停止	・般置許可申請書添付書類十追補1に基づく補助パラメータの設定の違い		
起動	原子炉補機冷却水系熱交換器出口冷却水温度	1 ※6	冷温停止	※2：高压窒素ガス供給系1系列あたり。 ※3：代替高压窒素ガス供給系1系列あたり。		
燃料交換	※4：高压窒素ガス供給系1系列あたり。 ※5：遠隔空気駆動弁操作用ボンベ1本あたり。 ※6：原子炉補機冷却水系1系列あたり。				※2：高压窒素ガス供給系1系列あたり。 ※3：代替高压窒素ガス供給系1系列あたり。	
(2) 確認事項						
項目		頻度	担当	項目		
1. 补助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認する。	定事検停止時	電気機器GM	担当	1. 补助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認する。	電気課長	
2. 补助パラメータ（その他）を監視する計器のチャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM		2. 补助パラメータ（その他）を監視する計器のチャンネル校正を実施する。	計測制御課長	
3. 补助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数を除く）を監視する計器が健全であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長		3. 补助パラメータを監視する計器が健全であることを確認する。	1ヶ月に1回	
4. 补助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数）を監視する計器が健全であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM		4. 补助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数）を監視する計器が健全であることを確認する。	・女川では、電源車電圧及び電源車周波数にLCO設定していない、	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

(3) 要求される措置				女川2号炉案		差異理由
(3) 要求される措置						
(3) 要求される措置						
適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置
運転 起動 高温停止	A. 情報パラメータが 監視不能の場合	A 1. 当直長は、代替措置 <sup>※7</sup> を検討し、 原子炉主任技術者の確認を得て 実施する措置を開始する。  A 2. 当直長は、当該計器が故障状態で あることが運転員に明確に分か るような措置を講じる。  A 3. 当直長は、当該計器を動作可能な 状態に復旧する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	A. 情報パラメータを 計測する計器が動作 不能の場合	A1. 発電課長は、代替措置 <sup>※4</sup> を検討し、原子炉 主任技術者の確認を得て実施する措置を 開始する。  A2. 発電課長は、当該計器が故障状態である ことが運転員に明確に分かるような措置 を講じる。  A3. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態 に復旧する。	A1. 発電課長は、代替措置 <sup>※4</sup> を検討し、原子炉 主任技術者の確認を得て実施する措置を 開始する。  A2. 発電課長は、当該計器が故障状態である ことが運転員に明確に分かるような措置 を講じる。  A3. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態 に復旧する。
運転 起動 高温停止	B. 条件AのA 1又は A 2で要求され る措置を完了時 間に達成でき ない場合	B 1. 当直長は、当該計器を動作可能な 状態に復旧する。	3日間	B. 条件AのA 1または A 2で要求され る措置を完了時 間に達成可能 な場合	B1. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態 に復旧する。	3日間
C. 条件AのA 3又は 条件Bで要求さ れる措置を完了 時間内に達成で きない場合	C 1. 当直長は、高温停止にする。  C 2. 当直長は、低温停止にする。	2 4時間 3 6時間	C. 条件AのA 3または 条件Bで要求され る措置を完了時 間に達成できない 場合	C1. 発電課長は、高温停止にする。  C2. 発電課長は、低温停止にする。	2 4時間 3 6時間	
冷温停止 燃料交換	A. 情報パラメータが 監視不能の場合	A 1. 当直長は、当該計器を動作可能な 状態に復旧する措置を開始する。  A 2. 当直長は、代替措置 <sup>※7</sup> を検討し、 原子炉主任技術者の確認を得て 実施する措置を開始する。  A 3. 当直長は、当該計器が故障状態で あることが運転員に明確に分か るような措置を講じる。	速やかに 速やかに 速やかに	A. 情報パラメータを 計測する計器が動作 不能の場合	A1. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態 に復旧する措置を開始する。  A2. 発電課長は、代替措置 <sup>※4</sup> を検討し、原子炉 主任技術者の確認を得て実施する措置を 開始する。  A3. 発電課長は、当該計器が故障状態である ことが運転員に明確に分かるような措置 を講じる。	速やかに 速やかに 速やかに

※4 : 代替計器等による監視をいう。

※7 : 代替計器等による監視をいう。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

### 保安規定比較表

6 6 - 1 3 - 3 可搬型計測器  (1) 運転上の制限		柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）  6 6 - 1 3 - 3 可搬型計測器  (1) 運転上の制限		女川2号炉案  6 6 - 1 3 - 3 可搬型計測器  (1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
可搬型計測器	所要数が動作可能であること	可搬型計測器	所要数が動作可能であること	原子炉の状態	設 備
運 転		運 転		運 転	設 備
起 動		起 動		起 動	設 備
高溫停止		高溫停止		高溫停止	所要数
冷溫停止		冷溫停止		冷溫停止	所要数
燃料交換		燃料交換		燃料交換	所要数
(2) 確認事項					
項目	頻 度	項目	頻 度	担当	担当
1. 所要数の可搬型計測器の機能を確認する。	1年に1回	計測制御 G.M	1年に1回	計測制御課長	計測制御課長
2. 所要数の可搬型計測器が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	当直長	3ヶ月に1回	防災課長	防災課長

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

(3) 要求される措置			女川2号炉案			
			(3) 要求される措置			
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な可搬型計測器が所要数を満足している場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 A 2. 当直長は、代替措置 <sup>※1</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する <sup>※2</sup> 。	3 0 日間	A. 動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または 主任技術者の確認を得て実施する <sup>※2</sup> 。  A2. 防災課長は、代替措置 <sup>※1</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する <sup>※2</sup> 。	3 0 日間
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。 B 2. 当直長は、冷温停止にする。	2 4 時間	B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 B2. 発電課長は、冷温停止にする。	2 4 時間
冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な可搬型計測器が所要数を満足している場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 当直長は、代替措置 <sup>※1</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	3 6 時間	A. 動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または A2. 防災課長は、代替措置 <sup>※1</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	3 6 時間

※1：代替品の補充等をいう。

※2：30日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、30日間を超えたとしても条件Bには移行しない。

※1：代替品の補充等をいう。

※2：30日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、30日間を超えたとしても条件Bには移行しない。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

### 保安規定比較表

6 6 - 1 3 - 4 パラメータ記録		柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 1 月 9 日施行）		6 6 - 1 3 - 4 パラメータ記録	女川 2 号炉案	TS-25 - 4 「パラメータ記録」
(1) 運転上の制限						
(1) 運転上の制限		運転上の制限			運転上の制限	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	差異理由
パラメータ記録	安全パラメータ表示システム（SPDS）が動作可能であること	パラメータ記録	安全パラメータ表示システム（SPDS）が動作可能であること			
(2) 運転上の制限						
適用される原子炉の状態	設 備	所要数	設 備	所要数		
運 転	データ伝送装置	※1	データ収集装置	※1		
起動	安全パラメータ表示システム（SPDS）	緊急時対策支援システム伝送装置	SPDS 伝送装置	※1		
高温停止	SPDS 表示装置	高溫停止	SPDS	※1		
冷温停止		冷温停止				
燃料交換		燃料交換	SPDS 表示装置	※1		
※1：「6 6 - 1 7 - 1 通信連絡設備」において運転上の制限等を定める。						

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表題、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

表6 6-14 運転員が中央制御室にとどまるための設備

6 6 - 1 4 - 1 中央制御室の居住性確保

### (1) 運転上の制限

項目	運転上の制限		
被ばく低減設備	(1) 中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること※1 (2) 中央制御室(待避室)陽圧化装置(空気ボンベ)による加圧系が動作可能であること※2 (3) データ表示装置(待避室)、中央制御室待避室遮蔽(可搬型)、差圧計及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること		
その他設備	可搬型蓄電池内蔵型照明及び中央制御室用乾電池用乾電池用乾電池用乾電池(ランタンタイプ) の所要数が動作可能であること		

表6 6-14 運転員が中央制御室にとどまるための設備

6 6 - 1 4 - 1 中央制御室の居住性確保

### (1) 運転上の制限

項目	運転上の制限		
被ばく低減設備	(1) 中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること※1 (2) 中央制御室(待避室)陽圧化装置(空気ボンベ)による加圧系が動作可能であること※2 (3) データ表示装置(待避室)、中央制御室待避室遮蔽(可搬型)、差圧計及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること  その他設備 可搬型蓄電池内蔵型照明及び中央制御室用乾電池用乾電池用乾電池用乾電池(ランタンタイプ) の所要数が動作可能であること		

女川2号原子炉

6 6 - 1 4 - 1 中央制御室の居住性確保

### (1) 運転上の制限

項目	運転上の制限		
被ばく低減設備	(1) 中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること※1 (2) 中央制御室(待避室)陽圧化装置(空気ボンベ)による加圧系が動作可能であること※2 (3) データ表示装置(待避室)、中央制御室待避室遮蔽(可搬型)、差圧計及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること  その他設備 可搬型蓄電池内蔵型照明及び中央制御室用乾電池用乾電池用乾電池用乾電池(ランタンタイプ) の所要数が動作可能であること		

適用される原子炉の状態	設備	所要数	所要数
運転	中央制御室可搬型陽圧化空調機(フィルタユニット)	2台	1台
起動	中央制御室可搬型陽圧化空調機(プロワユニット)	4台	1台
高溫停止	中央制御室再循環送風機		1台
炉心変更時※4	中央制御室再循環フィルタ装置		1基
または原子炉建屋照射された燃料に係る作業時	中央制御室待避所(空気ボンベ) データ表示装置(待避室) 酸素濃度・二酸化炭素濃度計 差圧計	174本 1台 1式 2個	40本 データ表示装置(待避室) 酸素濃度計(中央制御室用) 二酸化炭素濃度計(中央制御室用) 差圧計(中央制御室待避所用) 可搬型照明(S.A.)
運転	可搬型蓄電池内蔵型照明 中央制御室用乾電池内蔵型照明(ランタンタイプ) 衛星電話設備(常設) 無線連絡設備(常設) 燃料交換	2個 4個 ※5 ※5 ※6	2個 6個 衛星電話設備(固定型) 無線連絡設備(固定型) 常設代替交流電源設備
起動			※5 ※5 ※6
高溫停止	高溫停止		
冷温停止			
燃料交換			

差異理由  
 TS-25 6 6 - 1 4  
 - 1 中央制御室の居住性確保

・女川は、放射性雲通過前後は、既存設備である中央制御室待避室の環境を維持する。

・女川は可搬型の中央制御室待避所遮蔽はないと、LCO 設定は不要。(女川の中央制御室待避所遮蔽は、常設設備であることから、基本方針を適用し、LCO 対象としてはしない。(基本方針4.3-6ページを準用「遮蔽(建築物の壁等)については、運用による厚さの変化や故障等により機能喪失するものではないことから LCO 基準とはしない。)

## 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由 (い))
※1：陽圧化に必要なバウンダリ※3、弁、配管、ダクト及びダンパーを含む。また、当該系統が動作不能時は、作不能時は、「 <b>第57条</b> 中央制御室非常用換気空調系」の運転上の制限も確認する。	※1：隔離に必要なバウンダリ※3、ダクトおよびダンパーを含む。また、当該系統が動作不能時は、「 <b>第56条</b> 中央制御室非常用換気空調系」の運転上の制限も確認する。	・中央制御室換気空調系（事故時モード）は、隔離を目的とした設備である。
※2：陽圧化に必要なバウンダリ※3、弁及び配管を含む。	※2：正圧化に必要なバウンダリ※3、弁および配管を含む。	・停止余裕に係る運転上の制限の相違
※3：バウンダリの一時的な開放については、速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されていれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。	※3：バウンダリの一時的な開放については、速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されていれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。	・停止余裕に係る運転上の制限の相違
※4：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒の挿入・引抜を除く。	※4：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。	・停止余裕確認後における運転上の制限等を定める。
※5：「6 6 - 1 7 - 1 通信連絡設備」において運転上の制限等を定める。	※5：「6 6 - 1 7 - 1 通信連絡設備」において運転上の制限等を定める。	・常設代替交流電源設備において運転上の制限等を定める。
※6：「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※6：「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	・常設代替交流電源設備において運転上の制限等を定める。
(2) 確認事項		
項目		
1. 中央制御室可搬型陽圧化空調機（プロワユニット）の性能確認を実施する。	1. 中央制御室換気空調系の性能確認を実施する。	・設備の相違による
2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※7又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）が使用可能であることを確認する。	2. 中央制御室再循環フィルタ装置の性能確認を実施する。	・設備の相違による
3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※7又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室換気空調系を起動し、動作可能であることを確認する。	3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時※7又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室換気空調系を起動し、動作可能であるため、頻度を1カ月毎に設定	・相場の中央制御室可搬型陽圧化空調機が可搬設備であるのに対し、女川の中央制御室換気空調系は、常設設備であるため、頻度を1カ月毎に設定
4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※7又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、MCR排気隔壁ダンパー、MCR通常時外気取入隔壁ダンパー及びMCR非常時外気取入隔壁ダンパーが閉することを確認する。	4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時※7又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室排風機出口ダンパー、中央制御室外気取入ダンパー、中央制御室少量外気取入口ダンパー及び中央制御室再循環フィルタ装置入口ダンパーが動作可能であることを確認する。	・設備の相違による
5. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※7又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、所要数の中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ）が規定圧力であることを確認する。	5. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時※7又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、所要数の中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ）が規定圧力であることを確認する。	・常設代替交流電源設備において運転上の制限等を定める。

## 保安規定比較表

			女川2号炉案		差異理由
6. 可搬型蓄電池内蔵型照明の点灯確認を行い、使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回 当直長	6. 可搬型照明（S.A.）の点灯確認を行い、使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回 発電課長		
7. 中央制御室用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）の点灯確認を行い、使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回 放射線管理GM				
8. 差圧計が健全であることを確認する。	定事検停止時 計測制御GM	7. 差圧計（中央制御室待避所用）の計器校正を実施する。	定事検停止時 計測制御課長		
9. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※ <sup>7</sup> 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、差圧計が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回 当直長	8. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時※ <sup>7</sup> または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、差圧計（中央制御室待避所用）が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回 発電課長	・柏崎の差圧計が可搬設備であるのに対し、女川の差圧計は、常設設備であるため、頻度を1ヶ月毎に設定	
10. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※ <sup>7</sup> 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、酸素濃度・二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回 発電GM	9. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時※ <sup>7</sup> または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、酸素濃度計（中央制御室用）および二酸化炭素濃度計（中央制御室用）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回 発電課長	・女川は、可搬型S.A.設備のサーべイランス（性能確認）の頻度を参考に設定	
11. 酸素濃度・二酸化炭素濃度計の計器校正を実施する。	定事検停止時 発電GM	10. 酸素濃度計（中央制御室用）および二酸化炭素濃度計（中央制御室用）の計器校正を実施する。	1年に1回 計測制御課長	・女川のデータ表示装置（待避所）は常設設備であるため、頻度を1ヶ月毎に設定	
12. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※ <sup>7</sup> 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、データ表示装置（待避室）の伝送確認を実施する。	3ヶ月に1回 計測制御GM	11. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時※ <sup>7</sup> または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、データ表示装置（待避所）の伝送確認を実施する。	1ヶ月に1回 発電課長	・女川は可搬型の中央制御室待避所遮蔽はないと認められ、確認は不要	
13. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※ <sup>7</sup> 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室待避室遮蔽（可搬型）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回 放射線管理GM			・停止余裕に係る運転上の制限の相違による	
※ 7：停止余裕確認後の一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒の挿入・引抜を除く。					・停止余裕に係る運転上の制限の相違による

### 保安規定比較表

(3) 要求される措置				女川2号炉案			
(3) 要求される措置				差異理由			
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転	A. 中央制御室可搬型陽圧化空調機による中央制御室の加圧系が動作不能の場合	A 1. 当直長は、7号炉の中央制御室非常用換気空調系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。	速やかに	運転	A. 中央制御室換気空調系が動作不能の場合	A1. 発電課長は、残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。	速やかに
起動		及び A 2. 当直長は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	3日間			おまけ A2. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日間
高温停止		及び A 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日間		B. 中央制御室待避室待避所加工設備(空気ボンベ)が動作不能の場合	B1. 発電課長は、残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。	速やかに
		B. 中央制御室待避室陽圧化装置(空気ボンベ)による中央制御室待避室の加工装置が動作不能の場合				B2. 発電課長は、7号炉の中央制御室非常用換気空調系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。	

## 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
		3日間	3日間	
B 2. 当直長は当該機能を補完する自主対策設備※1-1が動作可能であることを確認する。	及び B 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	3日間 10日間	3日間 10日間	・設備の相違による (相違：カードル式空気ボンベユニットによる中央制御室待避室の加圧を自主対策設備としている。 女川：代替品の補充をD設備としている。)
C. 動作可能なデータ表示装置（待避室）、中央制御室待避室遮蔽（可搬型）、差圧計、酸素濃度計、可搬型蓄電池内蔵型照明又は中央制御室用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）が所要数を満足していない場合	C 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は C 2. 当直長は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※12。	10日間 10日間	10日間 10日間	・設備の相違による (相違：カードル式空気ボンベユニットによる中央制御室待避室の加圧を自主対策設備としている。 女川：代替品の補充をD設備としている。)
D. 条件A、B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D 1. 当直長は、高温停止にする。 及び D 2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	24時間 36時間	・設備の相違による (相違：カードル式空気ボンベユニットによる中央制御室待避室の加圧を自主対策設備としている。 女川：代替品の補充をD設備としている。)
冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な可搬型蓄電池内蔵型照明又は中央制御室用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）が所要数を満足していない場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	・設備の相違による (相違：カードル式空気ボンベユニットによる中央制御室待避室の加圧を自主対策設備としている。 女川：代替品の補充をD設備としている。)
炉心変更時※8 又は 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	A. 炉心変更時※8又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において要求される設備が、運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1. 当直長は、炉心変更を中止する。 及び A 2. 当直長は、原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに	・設備の相違による (相違：カードル式空気ボンベユニットによる中央制御室待避室の加圧を自主対策設備としている。 女川：代替品の補充をD設備としている。)
				※8：運転中のポンプについてでは、運転状態により確認する。 ※9：残りの中央制御室非常用換気空調系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※10：代替品の補充等をいう。
				※9：非常用ディーゼル発電機2台（A系およびB系）、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機冷却海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
				※11：カードル式空気ボンベユニットによる中央制御室待避室の加圧を行う。（準備時間短縮の補助）

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

### 保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	女川12号炉案	差異理由
<p><b>完措置を含む)</b></p> <p>※12：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Dには移行しない。</p> <p>※8：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒の挿入・引抜を除く。</p>	<p>※11：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Dには移行しない。</p> <p>※12：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>停止余裕に係る運転上の制限の相違による</li> </ul>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表題、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）

## 保安規定比較表

6 6 - 1 4 - 2 原子炉建屋 7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案																									
(1) 運転上の制限		6 6 - 1 4 - 2 原子炉建屋プローアウトバネルおよび閉止装置																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋プローアウトバネル※1</td> <td>燃料取替床プローアウトバネル閉止装置の機能が健全であること</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	原子炉建屋プローアウトバネル※1	燃料取替床プローアウトバネル閉止装置の機能が健全であること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋プローアウトバネルおよび閉止装置※1</td> <td>原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	原子炉建屋プローアウトバネルおよび閉止装置※1	原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置が動作可能であること																
項目	運転上の制限																										
原子炉建屋プローアウトバネル※1	燃料取替床プローアウトバネル閉止装置の機能が健全であること																										
項目	運転上の制限																										
原子炉建屋プローアウトバネルおよび閉止装置※1	原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置が動作可能であること																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設 備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運 転 起 動 高 温 停 止</td> <td>燃料取替床プローアウトバネル閉止装置</td> <td>4台</td> </tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	設 備	所要数	運 転 起 動 高 温 停 止	燃料取替床プローアウトバネル閉止装置	4台	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設 備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運 転 起 動 高 温 停 止</td> <td>原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置</td> <td>2台</td> </tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	設 備	所要数	運 転 起 動 高 温 停 止	原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置	2台												
適用される原子炉の状態	設 備	所要数																									
運 転 起 動 高 温 停 止	燃料取替床プローアウトバネル閉止装置	4台																									
適用される原子炉の状態	設 備	所要数																									
運 転 起 動 高 温 停 止	原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置	2台																									
※1 : 燃料取替床プローアウトバネル及び主蒸気系トンネル室プローアウトバネルの開放機能は、「第49条 原子炉建屋」で確認する。		※1 : 「原子炉建屋プローアウトバネルおよび閉止装置」のうち原子炉建屋プローアウトバネルの開放機能は、「第49条 原子炉建屋」で確認する。																									
(2) 確認事項		(2) 確認事項																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目</th> <th>頻 度</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 燃料取替床プローアウトバネル閉止装置の性能を確認する。</td> <td>1. 原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置の性能を確認する。</td> <td>定事検停時</td> <td>原子炉課長</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、燃料取替床プローアウトバネル閉止装置が動作可能であることを確認する。</td> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置が動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	項目	頻 度	担 当	1. 燃料取替床プローアウトバネル閉止装置の性能を確認する。	1. 原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置の性能を確認する。	定事検停時	原子炉課長	2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、燃料取替床プローアウトバネル閉止装置が動作可能であることを確認する。	2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻 度</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置の性能を確認する。</td> <td>定事検停時</td> <td>原子炉課長</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置が動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻 度	担 当	1. 原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置の性能を確認する。	定事検停時	原子炉課長	2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長			
項目	項目	頻 度	担 当																								
1. 燃料取替床プローアウトバネル閉止装置の性能を確認する。	1. 原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置の性能を確認する。	定事検停時	原子炉課長																								
2. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、燃料取替床プローアウトバネル閉止装置が動作可能であることを確認する。	2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長																								
項目	頻 度	担 当																									
1. 原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置の性能を確認する。	定事検停時	原子炉課長																									
2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長																									
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>要 求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料取替床プローアウトバネル閉止装置の機能が健全でない場合</td> <td>A 1. 当直長は、燃料取替床プローアウトバネルの機能が健全であることを確認する。 A 2. 当直長は、代替措置※2を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 A 3. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>A1. 発電課長は、原子炉建屋プローアウトバネルの機能が健全であることを確認する。 A2. 発電課長は、代替措置※2を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 A3. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>3日間 おまけ 3日間 1.0日間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了した場合</td> <td>B 1. 当直長は、高温停止にする。 B 2. 当直長は、冷温停止にする。</td> <td>B1. 発電課長は、高温停止にする。 B2. 発電課長は、冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間 2.4時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>		条件	要求される措置	要 求される措置	完了時間	A. 燃料取替床プローアウトバネル閉止装置の機能が健全でない場合	A 1. 当直長は、燃料取替床プローアウトバネルの機能が健全であることを確認する。 A 2. 当直長は、代替措置※2を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 A 3. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	A1. 発電課長は、原子炉建屋プローアウトバネルの機能が健全であることを確認する。 A2. 発電課長は、代替措置※2を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 A3. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	3日間 おまけ 3日間 1.0日間	B. 条件Aで要求される措置を完了した場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。 B 2. 当直長は、冷温停止にする。	B1. 発電課長は、高温停止にする。 B2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間 2.4時間 36時間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>要 求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料取替床プローアウトバネル閉止装置の機能が健全でない場合</td> <td>A 1. 当直長は、燃料取替床プローアウトバネルの機能が健全であることを確認する。 A 2. 当直長は、代替措置※2を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 A 3. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>A1. 発電課長は、原子炉建屋プローアウトバネルの機能が健全であることを確認する。 A2. 発電課長は、代替措置※2を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 A3. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>3日間 おまけ 3日間 1.0日間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了した場合</td> <td>B 1. 当直長は、高温停止にする。 B 2. 当直長は、冷温停止にする。</td> <td>B1. 発電課長は、高温停止にする。 B2. 発電課長は、冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間 2.4時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>		条件	要求される措置	要 求される措置	完了時間	A. 燃料取替床プローアウトバネル閉止装置の機能が健全でない場合	A 1. 当直長は、燃料取替床プローアウトバネルの機能が健全であることを確認する。 A 2. 当直長は、代替措置※2を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 A 3. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	A1. 発電課長は、原子炉建屋プローアウトバネルの機能が健全であることを確認する。 A2. 発電課長は、代替措置※2を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 A3. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	3日間 おまけ 3日間 1.0日間	B. 条件Aで要求される措置を完了した場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。 B 2. 当直長は、冷温停止にする。	B1. 発電課長は、高温停止にする。 B2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間 2.4時間 36時間
条件	要求される措置	要 求される措置	完了時間																								
A. 燃料取替床プローアウトバネル閉止装置の機能が健全でない場合	A 1. 当直長は、燃料取替床プローアウトバネルの機能が健全であることを確認する。 A 2. 当直長は、代替措置※2を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 A 3. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	A1. 発電課長は、原子炉建屋プローアウトバネルの機能が健全であることを確認する。 A2. 発電課長は、代替措置※2を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 A3. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	3日間 おまけ 3日間 1.0日間																								
B. 条件Aで要求される措置を完了した場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。 B 2. 当直長は、冷温停止にする。	B1. 発電課長は、高温停止にする。 B2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間 2.4時間 36時間																								
条件	要求される措置	要 求される措置	完了時間																								
A. 燃料取替床プローアウトバネル閉止装置の機能が健全でない場合	A 1. 当直長は、燃料取替床プローアウトバネルの機能が健全であることを確認する。 A 2. 当直長は、代替措置※2を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 A 3. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	A1. 発電課長は、原子炉建屋プローアウトバネルの機能が健全であることを確認する。 A2. 発電課長は、代替措置※2を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 A3. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	3日間 おまけ 3日間 1.0日間																								
B. 条件Aで要求される措置を完了した場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。 B 2. 当直長は、冷温停止にする。	B1. 発電課長は、高温停止にする。 B2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間 2.4時間 36時間																								
※2 : 手動操作等による閉止手段の確認をいう。		※2 : 手動操作等による閉止手段の確認をいう。																									

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

表6 6-1 5 監視測定設備		柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		表6 6-1 5 <u>監視測定設備</u>	女川2号炉案	TS-25 6 6 - 1 5 - 1 <u>監視測定設備</u>
6 6 - 1 5 - 1 監視測定設備		6 6 - 1 5 - 1 <u>監視測定設備</u>		6 6 - 1 5 - 1 <u>監視測定設備</u>	6 6 - 1 5 - 1 <u>監視測定設備</u>	
(1) 運転上の制限						
項目		運転上の制限			項目	運転上の制限
監視測定設備		所要数が動作可能であること			監視測定設備	所要数が動作可能であること
運転起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	適用される原子炉の状態	設 備	所要数	適用される原子炉の状態	設 備	所要数
	GMI汚染サーベイメータ	2台※1		γ線サーベイメータ	2台	
	NaIシンチレーションサーベイメータ	2台		β線サーベイメータ	2台	
	ZnSシンチレーションサーベイメータ	1台		α線サーベイメータ	1台	
	電離箱サーベイメータ	2台		電離箱サーベイメータ	2台	
	可搬型ダスト・よう素サンプラー	2台		可搬型ダスト・よう素サンプラー	2台	
	可搬型モニタリングボスト※2	15台		可搬型モニタリングボスト※1	9台	
	モニタリングボスト用発電機	3台		常設代替交流電源設備	※2	
	可搬型気象観測装置※2	1台		代替気象観測設備	1台	
	小型船舶（海上モニタリング用）	1台		小型船舶	1艇	
※1 : 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所あたりの合計所要数。 ※2 : データ処理装置を含む。						
※2 : 「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。						
(2) 確認事項						
項目			項目		頻 度	担当
1. 所要数の可搬型ダスト・よう素サンプラーの機能確認を実施する。			1年に1回		放射線管理課長	
2. 所要数の可搬型ダスト・よう素サンプラーが動作可能であることを確認する。			3ヶ月に1回		放射線管理課長	

・女川ではT S C  
が1箇所につき記  
載は不要。

## 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
条 件	要求される措置	要 求 さ れ る 措 置	要 求 さ れ る 措 置	
3. 所要数のNaシンチレーションサーベイメータの機能確認を実施する。	1年に1回 放射線安全GM	3. 所要数のα線サーベイメータの機能確認を実施する。	1年に1回 放射線管理課長	
4. 所要数のNaシンチレーションサーベイメータが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回 放射線安全GM	4. 所要数の電離管サーベイメータの機能確認を実施する。	1年に1回 放射線管理課長	
5. 所要数のGM汚染サーベイメータの機能確認を実施する。	1年に1回 放射線安全GM	5. 所要数の可搬型ダスト・よう素サンプラーの機能確認を実施する。	1年に1回 放射線管理課長	
6. 所要数の電離管サーベイメータが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回 放射線安全GM	6. 所要数の可搬型モニタリングボストの機能確認を実施する。	1年に1回 放射線管理課長	
7. 所要数の電離管サーベイメータの機能確認を実施する。	1年に1回 放射線安全GM	7. 所要数の代替気象観測設備の機能確認を実施する。	1年に1回 放射線管理課長	
8. 所要数の電離管サーベイメータが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回 放射線安全GM	8. 所要数のγ線サーベイメータが動作可能であることを確認する。	1年に1回 放射線管理課長	
9. 所要数のZnSシンチレーションサーベイメータの機能確認を実施する。	1年に1回 放射線安全GM	9. 所要数のβ線サーベイメータが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回 放射線管理課長	
10. 所要数のZnSシンチレーションサーベイメータが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回 放射線安全GM	10. 所要数のα線サーベイメータが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回 放射線管理課長	
11. 所要数の可搬型モニタリングボストの機能確認を実施する。	1年に1回 放射線安全GM	11. 所要数の電離管サーベイメータが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回 放射線管理課長	
12. 所要数の可搬型モニタリングボストが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回 放射線安全GM	12. 所要数の可搬型ダスト・よう素サンプラーが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回 放射線管理課長	
13. 所要数の小型船舶（海上モニタリング用）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回 放射線安全GM	13. 所要数の可搬型モニタリングボストが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回 放射線管理課長	
14. 所要数の可搬型気象観測装置の機能確認を実施する。	1年に1回 放射線安全GM	14. 所要数の代替気象観測設備が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回 放射線管理課長	
15. 所要数の可搬型気象観測装置が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回 放射線安全GM	15. 所要数の小型船舶が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回 放射線管理課長	
16. 所要数のモニタリングボスト用発電機の機能確認を実施する。	1年に1回 放射線安全GM			・女川では、モニタリングボストの代替交流電源の確認は、「66-12-1 常設代替交流電源設備」で整理
17. 所要数のモニタリングボスト用発電機が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回 放射線安全GM			
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
A. 動作可能な監視測定設備が所要数を満足していない場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 当直長は、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 防災課長は、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	完了時間 速やかに および 速やかに	完了時間 速やかに および 速やかに
※ 3：代替品の補充等をいう。				

## 保安規定比較表

表6 6－1 6 緊急時対策所 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

6 6－1 6－1 緊急時対策所の居住性確保（対策本部）

(1) 運転上の制限

項目	運転上の制限		
(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ボンベ）による加圧系が動作可能であること※1			
(2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の所要数が動作可能であること			
(3) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入れ風機及び可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること※2			
(4) 差圧計（対策本部）、酸素濃度計（対策本部）及び二酸化炭素濃度計（対策本部）の所要数が動作可能であること			
その他設備 池内蔵型照明（ランタンタイプ）	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）の所要数が動作可能であること		

表6 6－1 6 緊急時対策所 女川2号炉案

6 6－1 6－1 緊急時対策所

(1) 運転上の制限

項目	運転上の制限		
(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ボンベ）による加圧系が動作可能であること※1			
(2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の所要数が動作可能であること※1			
(3) 差圧計、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること※1			

適用される原子炉の状態	設備	設備	所要数
運転起動高温停止 恒心変更時※3	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ボンベ）	1 2 3本	4 1 5本
<span style="color: green;">又は</span> 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置	1台	
運転起動 恒温停止 恒温交換	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入れ風機	2台	1台
運転起動 恒温停止 恒温交換	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機	1台	1基
運転起動 恒温停止 恒温交換	差圧計（対策本部） 酸素濃度計（対策本部） 二酸化炭素濃度計（対策本部） 燃料交換	1個 1個 1個 1個	1台 1台 1台 1台
運転起動 恒温停止 恒温交換	可搬型エリモニタ（対策本部） 可搬型モニタリングポスト	1台 ※6	1個 ※4
運転起動 恒温停止 恒温交換	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）	4個	

※1：陽圧化に必要なバウンダリ※3、弁および配管を含む。

項目	運転上の制限			差異理由
(1) 運転上の制限	(1) 緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）が動作可能であること※1	(2) 緊急時対策所非常用送風機および緊急時対策所非常用フィルタ装置が動作可能であること※1	(3) 差圧計、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること※1	・女川では、放射性雲通過時の10時間加圧において、CO <sub>2</sub> 濃度が許容値を満足するため、二酸化炭素吸収装置は設置不要 (別紙 66-16-1) (1) 参照
被ばく低減設備	被ばく低減設備	被ばく低減設備	被ばく低減設備	・女川では、乾電池内蔵型照明をチェンジングエリア用資機材として整理
その他設備	その他設備	その他設備	その他設備	・女川では、放射性雲通過時の10時間加圧において、CO <sub>2</sub> 濃度が許容値を満足するため、二酸化炭素吸収装置は設置不要 (別紙 66-16-1) (1) 参照

※1：正圧化に必要なバウンダリ※2、弁および配管を含む。

## 保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）				女川12号炉案	差異理由
(2) 確認事項				(2) 確認事項	
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当
※2：陽圧化に必要なバウンダリ※3及びダクトを含む。			※2：バウンダリの一時的な開放については、速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されていれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。		材として整理 ・設備構成要素の相違
※3：バウンダリの性能を維持されていることを確認する。			※3：停止余裕確認後の制御奉1本の挿入・引抜を除く。		・女川の緊急時対策所は複数箇所に分かれていらない。
※4：停止余裕確認後の制御奉1本の挿入・引抜を除く。			※4：「6.6-1.5-1 監視測定設備」において運転上の制限等を定める。		・停止余裕に係る運転上の制限の相違による
※5：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットにおいて運転上の制限等を定める。					
※6：「6.6-1.5-1 監視測定設備」において運転上の制限等を定める。					
6. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※5 または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ボンベ）が規定圧力であることを確認する。	3ヶ月に1回	5号炉当直長	1. 給排気隔壁弁（緊急対策室給気）、給排気隔壁弁（緊急対策室排気）が閉ずることおよび富圧空気ボンベ出口電動弁が開することならびに給排気隔壁弁（緊急対策室正體調整弁）が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定期検査停止時 タービン課長	・女川は、本系統に期待される機能を発揮するために必要な弁の動作確認を行う（相場、放射性雲通過時ににおける空気ボンベによる陽圧化に必要な弁は全て手動弁）。
7. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機の性能確認を実施する。	3ヶ月に1回	原子炉GM	2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時※5 または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時ににおいて、緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）が規定圧力であることを確認する。	定期検査停止時 タービン課長	・女川は、本系統に期待される機能を発揮するために必要な弁は全て手動弁）。
8. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機の性能確認を実施する。	3ヶ月に1回	原子炉GM	3. 緊急時対策所非常用送風機の性能確認を実施する。	定期検査停止時 タービン課長	・女川は、本系統に期待される機能を発揮するために必要な弁は全て手動弁）。
9. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機の性能確認を実施する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	4. 緊急時対策所非常用送風機を起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査停止時 防災課長	・女川は、本系統に期待される機能を発揮するために必要な弁は全て手動弁）。
10. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	5. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時※5 または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時ににおいて、給排気隔壁弁（緊急対策室給気）および給排気隔壁弁（緊急対策室排気）が開することならびに給排気隔壁弁（緊急対策室正體調整弁）および給排気隔壁弁（建屋壳正排気隔壁弁）が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定期検査停止時 防災課長	・女川は、本系統に期待される機能を発揮するために必要な弁は全て手動弁）。
11. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の性能が維持されていることを確認する。	定期検査停止時	原子炉GM			・女川では、放射性雲通過時のCO <sub>2</sub> 濃度において、CO <sub>2</sub> 濃度

### 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年1月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
8. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※ 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る 作業時において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策 本部）二酸化炭素吸収装置が動作可能であることを確認す る。	1ヶ月に1回 原子炉GM	6. 緊急時対策所非常用フィルタ装置の性能確認を実施する。  7. 緊急時対策所非常用フィルタ装置が使用可能であることを 確認する。	定事検停止時 <u>放射線管理課長</u>	度が許容値を満足 するため、二酸化 炭素吸収装置は設 置不要 (別紙 66-16-1 (1) 参照)
1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽 圧化空調機の活性炭フィルタが使用可能であることを確認 する。	1年に1回 化学管理GM	8. 差正計の計器校正を実施する。  9. 差正計が使用可能であることを外観点検により確認する。	定事検停止時 <u>防災課長</u>	・女川の緊急時対策 所非常用フィルタ 装置は、常設設備 であるため、実施 頻度 <u>1カ月毎に1 回</u> ・女川の差正計は、常 設設備であるた め、実施頻度 <u>1 カ月毎に1回</u>
15. 差正計（対策本部）が健全であることを確認する。	1年に1回 計測制御GM	10. 酸素濃度計の計器校正を実施する。  11. 酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	定事検停止時 <u>計測制御課長</u>	・計測制御課長 は、常設設備である ため、実施頻度 <u>1 カ月毎に1回</u>
16. 差正計（対策本部）が使用可能であることを外観点検により 確認する。	3ヶ月に1回 計測制御GM	12. 二酸化炭素濃度計の計器校正を実施する。  13. 二酸化炭素濃度計（対策本部）の計器校正を実施する。	定事検停止時 <u>計測制御課長</u>	・計測制御課長 は、常設設備である ため、実施頻度 <u>1 カ月毎に1回</u>
11. 酸素濃度計（対策本部）の計器校正を実施する。	1年に1回 発電GM	14. 二酸化炭素濃度計（対策本部）が使用可能であることを確認 する。	定事検停止時 <u>計測制御課長</u>	・計測制御課長 は、常設設備である ため、実施頻度 <u>1 カ月毎に1回</u>
12. 酸素濃度計（対策本部）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回 発電GM	15. 緊急時対策所可搬型エリモニタが動作可能であることを 確認する。	定事検停止時 <u>放射線管理課長</u>	・女川は、乾電池内蔵 型照明をチエーン ンゲリア用資機 材として整備 による
13. 二酸化炭素濃度計（対策本部）の計器校正を実施する。	1年に1回 発電GM	17. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ラン タンタイフ）の点灯確認を行い、使用可能であることを確認 する。	定事検停止時 <u>放射線管理課長</u>	・停止余裕を除く。 ※5：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御棒1本の挿入・引抜を除く。
9. 可搬型エリモニタ（対策本部）の機能確認を実施する。	1年に1回 放射線安全管理GM			
10. 可搬型エリモニタ（対策本部）が動作可能であることを確 認する。	3ヶ月に1回 放射線安全管理GM			
17. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ラン タンタイフ）の点灯確認を行い、使用可能であることを確認 する。	3ヶ月に1回 放射線管理GM			

## 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

(3) 要求される措置		(3) 要求される措置			差異理由		
適用される原子炉状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	
運転	A. 動作可能な可搬型エリアモニタ（対策本部）が所要数を満足していない場合	A.1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 又は A.2. 当直長は、代替措置※ <sup>9</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	運動	A. 動作可能な緊急時対策所可搬型エリアモニタが所要数を満足していない場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 又は A2. 防災課長は、代替措置※ <sup>7</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに
起動	B. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機及び可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作不能の場合	B.1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 又は B.2. 当直長は、代替措置※ <sup>9</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※ <sup>10</sup> 。	10日間	高溫停止	B. 緊急時対策所非常用送風機が動作不能の場合	B1. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日間
高溫停止	又は 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ）による加圧系が動作不能の場合	又は C. 動作可能な5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置、差圧計（対策本部）、酸素濃度計（対策本部）、二酸化炭素濃度計（対策本部）又は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）が所要数を満足しない場合	10日間	高溫停止	C. 緊急時対策所非常用フィルタ装置が動作不能の場合	C1. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日間
	D. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D.1. 当直長は、高溫停止にする。 又は D.2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間		E. 条件B, C, DまたはEで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 発電課長は、高温停止にする。 又は E2. 発電課長は、代替措置※ <sup>7</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※ <sup>8</sup> 。	24時間
			36時間			F2. 発電課長は、冷温停止にする。	36時間

## 保安規定比較表

		柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）				女川2号炉案				
		適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	差異理由				
A.	動作可能な可搬型エリアモニタ（対策本部）が所要数を満足していない場合	A.1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2. 当直長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	A.動作可能な緊急時対策所可搬型エリアモニタが所要数を満足していない場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 防災課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	・A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 防災課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。			
B.	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取り入送風機及び可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作不能の場合	B.1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B.2. 当直長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	B.緊急時対策所非常用送風機が動作不能の場合	B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	・B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。			
C.	動作可能な差圧計（対策本部）、酸素濃度計（対策本部）、二酸化炭素濃度計（対策本部）又は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）が所要数を満足していない場合	C.1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び C.2. 当直長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	C.緊急時対策所非常用ファイル装置が動作不能の場合	C1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	・C1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。			
	炉心変更時※8	A.当直長は、原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。 又は 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	速やかに	D.動作可能な差圧計、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	D1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および D2. 防災課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	・D1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 D2. 防災課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。			
		A.炉心変更時※6又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において要求される設備が、運転上の制限を満足していないと判断した場合	速やかに	A.緊急時対策所加压設備（空気ポンベ）が動作不能の場合	A1. 差電課長は、炉心変更を中止する。 および A2. 発電課長は、原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに	・A1. 差電課長は、炉心変更を中止する。 A2. 発電課長は、原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。			
							・停止余裕に係る運転上の制限の相違による			

※8：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の挿入・引抜を除く。

※9：代替品の補充等をいう。

※10：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Dには移行しない。

※6：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

※7：代替品の補充等をいう。

※8：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Eには移行しない。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

6 6 - 1 6 - 2 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 1 月 9 日施行）		女川 2 号炉案									
(1) 運転上の制限		差異理由									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">                     (1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ボンベ）による加圧系が動作可能であること<sup>*1</sup>                      (2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること<sup>*2</sup>                      (3) 差圧計（待機場所）、酸素濃度計（待機場所）及び二酸化炭素濃度計（待機場所）の所要数が動作可能であること                       その他設備 可搬型エリアモニタ（待機場所）の所要数が動作可能であること                 </td></tr> </tbody> </table>		運転上の制限		(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ボンベ）による加圧系が動作可能であること <sup>*1</sup> (2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること <sup>*2</sup> (3) 差圧計（待機場所）、酸素濃度計（待機場所）及び二酸化炭素濃度計（待機場所）の所要数が動作可能であること  その他設備 可搬型エリアモニタ（待機場所）の所要数が動作可能であること		<ul style="list-style-type: none"> <li>柏崎は、5号炉原子炉建屋内に対策本部と待機場所をそれぞれ設置。女川は、緊急時対策所のみで要員が収容可能なため、該当設備なし</li> </ul>					
運転上の制限											
(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ボンベ）による加圧系が動作可能であること <sup>*1</sup> (2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること <sup>*2</sup> (3) 差圧計（待機場所）、酸素濃度計（待機場所）及び二酸化炭素濃度計（待機場所）の所要数が動作可能であること  その他設備 可搬型エリアモニタ（待機場所）の所要数が動作可能であること											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用される原子炉の状態</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">                     運転 起動 高温停止                      炉心変更時<sup>*5</sup>                      又は                      原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時                 </td></tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態		運転 起動 高温停止 炉心変更時 <sup>*5</sup> 又は 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設 備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">所要数<sup>*4</sup></td></tr> </tbody> </table>		設 備		所要数 <sup>*4</sup>	
適用される原子炉の状態											
運転 起動 高温停止 炉心変更時 <sup>*5</sup> 又は 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時											
設 備											
所要数 <sup>*4</sup>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">運転 起動 高温停止 炉心変更時<sup>*5</sup> 又は 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ボンベ）</td></tr> </tbody> </table>		運転 起動 高温停止 炉心変更時 <sup>*5</sup> 又は 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時		5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ボンベ）		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">1 4 2 1 本</th></tr> </thead> </table>		1 4 2 1 本			
運転 起動 高温停止 炉心変更時 <sup>*5</sup> 又は 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時											
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ボンベ）											
1 4 2 1 本											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">運転 起動 高温停止 高溫停止 冷温停止 燃料交換</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機 差圧計（待機場所） 酸素濃度計（待機場所） 二酸化炭素濃度計（待機場所） 可搬型エリアモニタ（待機場所）</td></tr> </tbody> </table>		運転 起動 高温停止 高溫停止 冷温停止 燃料交換		5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機 差圧計（待機場所） 酸素濃度計（待機場所） 二酸化炭素濃度計（待機場所） 可搬型エリアモニタ（待機場所）		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">2 台 1 個 1 個 1 個 1 台</th></tr> </thead> </table>		2 台 1 個 1 個 1 個 1 台			
運転 起動 高温停止 高溫停止 冷温停止 燃料交換											
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機 差圧計（待機場所） 酸素濃度計（待機場所） 二酸化炭素濃度計（待機場所） 可搬型エリアモニタ（待機場所）											
2 台 1 個 1 個 1 個 1 台											
<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 1 : 陽圧化に必要なバウンダリ<sup>*3</sup>、弁及び配管を含む。</li> <li>※ 2 : 陽圧化に必要なバウンダリ<sup>*3</sup>及びダクトを含む。</li> <li>※ 3 : バウンダリの一時的な開放については、速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されなければ、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</li> <li>※ 4 : 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）あたりの合計所要数。</li> <li>※ 5 : 停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御奉 1 組又は 1 本の挿入・引抜を除く。</li> </ul>		<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>化学管理 GM</td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻度	担当	1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化	3ヶ月に1回	化学管理 GM		
項目	頻度	担当									
1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化	3ヶ月に1回	化学管理 GM									

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年1月9日施行）				女川2号炉案			
				差異理由			
空調機の活性炭フィルタが使用可能であることを確認する。							
2. 5号原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化 空調機の性能確認を実施する。	1年に1回	原子炉GM					
3. 5号原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化 空調機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル 設備管理GM					
4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時は 原子炉建屋原子炉庫内で照射された燃料に係る作業時において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化 装置（空気ポンベ）が規定圧力であることを確認する。	3ヶ月に1回	5号炉当直長					
5. 可搬型エリアモニタ（待機場所）の機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM					
6. 可搬型エリアモニタ（待機場所）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線安全GM					
7. 酸素濃度計（待機場所）の計器校正を実施する。	1年に1回	発電GM					
8. 酸素濃度計（待機場所）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	発電GM					
9. 二酸化炭素濃度計（待機場所）の計器校正を実施する。	1年に1回	発電GM					
10. 二酸化炭素濃度計（待機場所）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	発電GM					
11. 差圧計（待機場所）が健全であることを確認する。	1年に1回	計測制御GM					
12. 差圧計（待機場所）が使用可能であることを外観点検により 確認する。	3ヶ月に1回	計測制御GM					
※6：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の挿入・引抜を除く。							
(3) 要求される措置							
適用される 原 子 炉 の 状 态	条件	要求される措置	完了時間				
運転 起動 高溫停止	A. 動作可能な可搬型エリアモニタ（待機場所）が所要数を満足しない場合	A.1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2. 当直長は、代替措置 <sup>※8</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに				

保安規定比較表

		女川2号炉案		
				差異理由
B. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作不能の場合又は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ボンベ）による加圧系が動作不能の場合	B. 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 又はB. 2. 当直長は、代替措置 <sup>※8</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する <sup>※9</sup> 。	10日間	10日間	
C. 動作可能な差圧計（待機場所）、酸素濃度計（待機場所）又は二酸化炭素濃度計（待機場所）が所要数を満足していない場合	C. 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又はC. 2. 当直長は、代替措置 <sup>※8</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する <sup>※9</sup> 。	10日間	10日間	
D. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D. 1. 当直長は、高温停止にする。 D. 2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間	36時間	
冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な可搬型エリアモニタ（待機場所）が所要数を満足していない、場合	A. 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及びA. 2. 当直長は、代替措置 <sup>※8</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	
B. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作不能の場合	B. 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及びB. 2. 当直長は、代替措置 <sup>※8</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	速やかに	
C. 動作可能な差圧計（待機場所）、酸素濃度計（待機場所）又は二酸化炭素濃度計（待機場所）が所要数を満足していない場合。	C. 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及びC. 2. 当直長は、代替措置 <sup>※8</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	速やかに	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年1月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
炉心変更時 <sup>※7</sup> 又は 原子炉建屋原 子炉棟内で照 射された燃料 に係る作業時	A. 炉心変更時 <sup>※7</sup> 又は原子 炉建屋原子炉棟内で照 射された燃料に係る作 業時において要求され る設備が、運転上の制限 を満足していないと判 断した場合	A 1. 当直長は、炉心変更を中止す る。  A 2. 当直長は、原子炉建屋原子炉 棟内で照射された燃料に係る 作業を中止する。	速やかに	
※7：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の挿入・引抜を除く。 ※8：代替品の補充等をいう。 ※9：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は 継続するが、10日間を超えたとしても条件Dには移行しない。				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

6 6 – 1 6 – 3 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 1 月 9 日施行）				女川 2 号炉案	差異理由
(1) 運転上の制限				6 6 – 1 6 – 2 緊急時対策所の代替電源設備	TS-25 6 6 – 1 6 – 2 緊急時対策所の代替電源設備
項目	運転上の制限			緊急時対策所の代替電源設備	緊急時対策所の代替電源設備が動作可能であること※1※2
緊急時対策所の代替電源設備	代替電源設備による電源系が動作可能であること			緊急時対策所の代替電源設備	緊急時対策所の代替電源設備が動作可能であること※1※2
適用される 原子炉の状態	設 備	所要数※1	適用される 原子炉の状態	設 備	所要値・所要数
転 起 動	ガススタービン発電機	※3	高温停止	ガススタービン発電設備軽油タンク	※3
冷温停止	タンクローリ	※4	冷温停止	タンクローリ	※4
燃料交換	軽油タンク	※4	燃料交換	ガススタービン発電設備燃料移送ポンプ	※3
	ガススタービン発電機接続盤	※5		ガススタービン発電機接続盤	※5
	緊急用高圧母線 2 F 系	※5		緊急用高圧母線 2 F 系	※5
	電源車（緊急時対策所用）	1 台		電源車（緊急時対策所用）	1 台
	緊急時対策所軽油タンク レベル	2,410mm		緊急時対策所軽油タンク レベル	2,410mm
	緊急時対策所用高圧母線 1 系	2 系列		緊急時対策所用高圧母線 1 系	2 系列
	負荷変圧器	1 台		負荷変圧器	1 台

※1 : 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所あたりの合計所要数。

※2 : 2 セットとは、1 相分 1 本の 3 相分 3 本を 1 セット及び 1 相分 2 本の 3 相分 2 本を 1 セットをいう。

※1 : 燃料移送系の必要な弁および配管を含む。

※2 : 動作可能な弁は、電源車接続口（緊急時対策建屋北側）に接続できることを含む。

※3 : 「6 6 – 1 2 – 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※4 : 「6 6 – 1 2 – 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

※5 : 「6 6 – 1 2 – 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。

※3 : 「6 6 – 1 2 – 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※4 : 「6 6 – 1 2 – 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

※5 : 「6 6 – 1 2 – 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。

※3 : 「6 6 – 1 2 – 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

※3 : 「6 6 – 1 2 – 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

## 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

(2) 確認事項				女川2号炉案			
				(2) 確認事項			
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	差異理由	
1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2年に1回	電気機器GM	1. 電源車（緊急時対策所用）を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2年に1回	防災課長	・女川では、緊急時対策所用高圧母線J系は、常設設備であるため、実施頻度を1ヶ月毎に設定	
2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	2. 電源車（緊急時対策所用）を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	・女川では、緊急時対策所用高圧母線J系は、常設設備であるため、実施頻度を1ヶ月毎に設定	
3. 負荷変圧器が使用可能であることを外観点検にて確認する。	1ヶ月に1回	電気機器GM	3. 緊急時対策所用軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	防災課長	・女川では、緊急時対策所用高圧母線J系は、常設設備であるため、実施頻度を1ヶ月毎に設定	
4. 交流分電盤が使用可能であることを外観点検にて確認する。	1ヶ月に1回	電気機器GM	4. 緊急時対策所用高圧母線J系が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	防災課長	・女川では、緊急時対策所用高圧母線J系は、常設設備であるため、実施頻度を1ヶ月毎に設定	
5. 可搬ケーブルが使用可能であることを外観点検にて確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM					
(3) 要求される措置							
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	要求される措置	完了時間		
運転起動 高温停止	A. 代替電源設備による電源系が動作不能の場合	A. 代替電源設備が動作不能の場合	運転 起動 高温停止	A1. 防災課長は、当該系統を補完する自主対策設備※6が動作可能であることを確認する。  または A2. 防災課長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※7。	1.0日間	・女川は、自主対策設備を AOT 延長に活用	
	A1. 当直長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※5。  又は A2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	A3. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	運転 起動 高温停止	または A3. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	1.0日間		
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。  B2. 当直長は、冷温停止にする。	2.4時間	B1. 電力課長は、高温停止にする。  および B2. 電力課長は、冷温停止にする。	2.4時間	3.6時間		
冷温停止 燃料交換	A. 代替電源設備による電源系が動作不能の場合	A1. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。  及び A2. 1. 防災課長は、当該系統を補完する自主対策設備※6が動作可能であることを	冷温停止 燃料交換	A1. 代替電源設備が動作不能の場合  A2. 1. 防災課長は、当該系統を補完する自主対策設備※6が動作可能であることを	3.6時間	・女川は、「運転、起動、高温停止」と同様に復旧する措置を開始する。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表題、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
A 2 . 当直長は、代替措置 <sup>*4</sup> を検討し、 原子炉主任技術者の確認を得て 実施する措置を開始する。		<u>確認する。</u> <u>または</u> <u>A2.2.防災課長は、代替措置<sup>*8</sup>を検討し、 原子炉主任技術者の確認を得て実施す る。</u>		様に自主対策設備 を設定

※ 6 : 予備電源車および電源車接続口（緊急時交換建屋南側）をいう。

※ 5 : 10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Bには移行しない。

※ 4 : 代替品の補充をいう。

※ 8 : 代替品の補充等をいう。

添付資料 1.18.2(7)

### 添付 2-3 緊急時対策所の必要換気流量について

#### 1. 緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置

##### (1) 設備仕様

緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、第1表に示す数量、仕様であり、緊急時対策所非常用送風機1台により、必要換気風量を確保している。

第1表 緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置  
 換気空調設備仕様

設備名称	数量	仕様
緊急時対策所 非常用送風機	1台 (予備1台)	風量：1,000m <sup>3</sup> /h
緊急時対策所 非常用フィルタ装置	1台 (予備1台)	高性能フィルタ総合捕集効率：99.99% チャコールエアフィルタ総合捕集効率： 99.75%

##### (2) 必要換気量の考え方

###### a. 収容人数

緊急時対策所の換気空調設備は、重大事故等時において、収容人数として下記の「①プルーム通過前後」及び「②プルーム通過中」の最大人数となる200名を収容可能な設計とする。

###### ①プルーム通過前及び通過後

- ・収容人数：200名  
(本部要員：38名、現場要員：46名+余裕)

###### ②プルーム通過中

- ・収容人数：83名  
(本部要員：36名、現場要員：29名、1号炉運転員：4名、3号炉運転員：4名、初期消火要員（消防車隊）：6名、運転検査官：4名)

###### b. 許容二酸化炭素濃度、許容酸素濃度

許容二酸化炭素濃度は、労働安全衛生規則に記載の「坑内の作業場における炭酸ガス濃度を、一・五パーセント以下としなければならない。（第583条抜粋）」に余裕をみて1.0%以下とする。許容酸素濃度は、労働安全衛生法酸素欠乏症等防止規則に定める18%以上とする。

###### c. 必要換気量の計算式

###### ①二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量 ( $Q_1$ )

- |            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| ・収容人数      | : n 名                           |
| ・許容二酸化炭素濃度 | : C = 1.0% (労働安全衛生規則に余裕をみた値)    |
| ・大気二酸化炭素濃度 | : $C_0 = 0.03\%$ (標準大気の二酸化炭素濃度) |

添付資料 1.18.2(8)

- ・呼吸による二酸化炭素排出量 :  $M = 0.03 \text{m}^3/\text{h}/\text{名}$  (空気調和・衛生工学便覧の軽作業の作業程度の吐出し量)

- ・必要換気量 :  $Q_1 = 100 \times M \times n \div (C - C_0) \text{m}^3/\text{h}$  (空気調和・衛生工学便覧の二酸化炭素濃度基準必要換気量)

$$Q_1 = 100 \times 0.03 \times n \div (1.0 - 0.03) = 3.1 \times n [\text{m}^3/\text{h}]$$

②酸素濃度基準に基づく必要換気量 ( $Q_2$ )

- ・収容人数 :  $n$  名

- ・吸気酸素濃度 :  $a = 20.95\%$  (標準大気の酸素濃度)

- ・許容酸素濃度 :  $b = 18\%$  (労働安全衛生法 酸素欠乏症等防止規則)

- ・成人の呼吸量 :  $c = 0.48 \text{m}^3/\text{h}/\text{名}$  (空気調和・衛生工学便覧)

- ・乾燥空気換算呼吸気酸素濃度 :  $d = 16.4\%$  (空気調和・衛生工学便覧)

- ・必要換気量 :  $Q_2 = c \times (a - d) \times n \div (a - b) \text{m}^3/\text{h}$  (空気調和・衛生工学便覧の酸素濃度基準必要換気量)

$$Q_2 = 0.48 \times (20.95 - 16.4) \times n \div (20.95 - 18.0) = 0.74 \times n [\text{m}^3/\text{h}]$$

d. 必要換気量

①プルーム通過前及び通過後 (緊急時対策所非常用送風機の必要換気量)

プルーム通過前及び通過後における緊急時対策所非常用送風機運転時は、重大事故等時における緊急時対策所への最大の収容人数である 200 名に対して、「c. 必要換気量の計算式」でもとめた必要換気量の計算式から二酸化炭素濃度上昇が支配的となった場合において窒息防止に必要な換気量を有する設計とする。

よって必要換気量は、二酸化炭素濃度基準の必要換気量の計算式を用い以下のとおりとする。

$$Q_1 = 3.1 \times 200 = \underline{\underline{620 [\text{m}^3/\text{h}]}} \text{以上}$$

②プルーム通過中 (緊急時対策所加圧設備 (空気ボンベ) の必要給気量)

プルーム通過中においては収容人数 83 名に対し緊急対策所の容量 ( $2,811.6 \text{m}^3$ ) が大きいため、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の上昇よりも緊急時対策所の設計漏えい量が支配的となる。そのため、緊急時対策所の設計漏えい量である  $282 \text{m}^3/\text{h}$  以上の空気ボンベ給気量  $\underline{\underline{290 \text{m}^3/\text{h}}} \text{以上}$  を有する設計とする。

添付資料 1.18.2(9)

## 2. 緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）

### (1) 設備仕様

必要ボンベ本数としては、以下（2）に示す「a. 正圧維持に必要となるボンベ本数」に必要となる415本以上確保する設計とする。

緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）換気空調設備仕様を第2表に示す。

第2表 緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ） 换気空調設備仕様

設備名称	数量	仕様
緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）	415本以上	容量：46.7L（1本当たり） 充填圧力：19.6MPa [gage]

### (2) 必要ボンベ容量

#### a. 正圧維持に必要となるボンベ本数

緊急時対策所を10時間正圧化する必要最低限のボンベ本数は、緊急時対策所の設計漏えい量である  $282\text{m}^3/\text{h}$  以上の空気ボンベ給気量  $290\text{ m}^3/\text{h}$  を考慮すると、ボンベ供給可能空気量である  $7.0\text{m}^3/\text{本}$  から下記のとおり 415 本となる。現場に設置するボンベ本数については、メンテナンス予備を考慮し 540 本確保する設計とする。

- ・ボンベ初期充填圧力 :  $19.6\text{MPa}$  (at  $35^\circ\text{C}$ )
- ・ボンベ内容積 :  $46.7\text{L}$
- ・圧力調整弁最低制御圧力 :  $3.0\text{MPa}$
- ・ボンベ供給可能空気量 :  $7.0\text{m}^3/\text{本}$  (at  $-4.9^\circ\text{C}$ )

以上より、必要ボンベ本数は下記のとおり 415 本以上となる。

$$290\text{ m}^3/\text{h} \div 7.0\text{ m}^3/\text{本} \times 10\text{ 時間} \approx 415\text{ 本}$$

#### b. 酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持に必要なボンベ本数

緊急時対策所における緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）使用時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度並びに空気ボンベ本数について評価を行った。緊急時対策所内への空気の流入はないものとし、プルーム通過中に収容する要員 83 名による 10 時間後の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の変化は、許容酸素濃度 18% 以上及び許容二酸化炭素濃度 1.0% 以下を満足する結果となった。したがって、許容酸素濃度及び許容二酸化炭素濃度を維持するのに必要な空気ボンベ本数は正圧維持に必要な 415 本で十分となる。

#### (a) 評価条件

- ・在室人員 : 83 名
- ・加圧バウンダリ内体積 :  $2,811.6\text{m}^3$
- ・空気流入はないものとする。
- ・許容酸素濃度 : 18% 以上（労働安全衛生規則）
- ・許容炭酸ガス濃度 : 1.0% 以下  
(労働安全衛生規則の許容炭酸ガス濃度 1.5% に余裕を見た値)

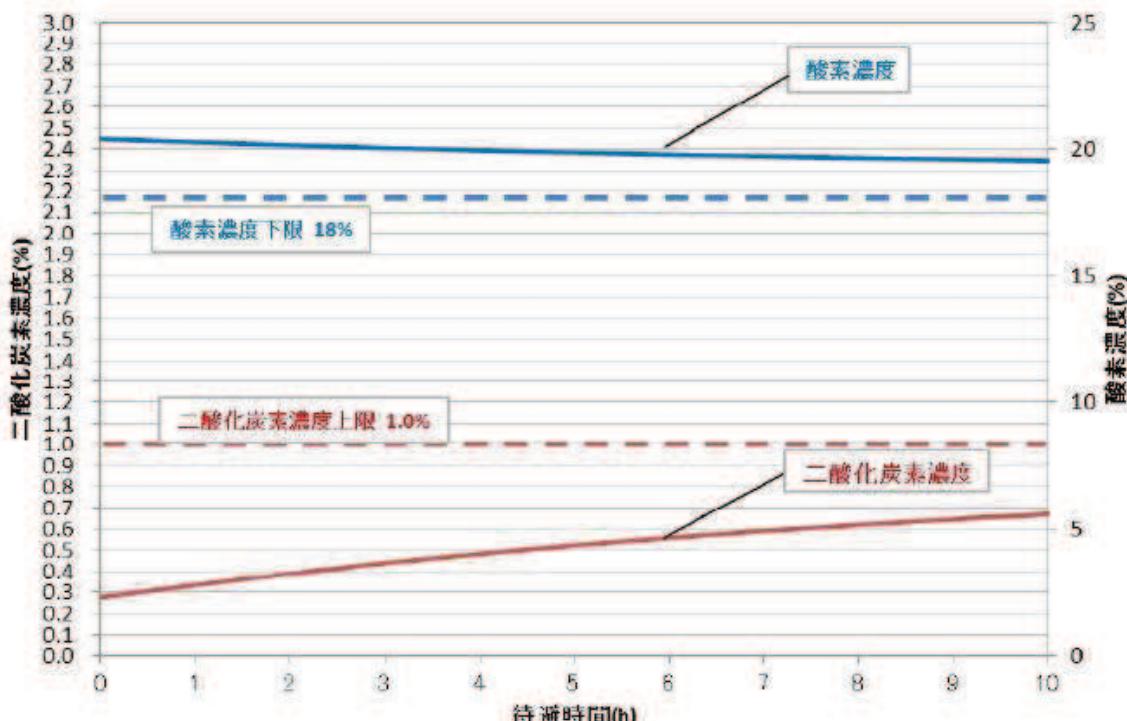
添付資料 1.18.2(10)

- ・酸素消費量：  $0.066\text{m}^3/\text{h}/\text{人}$   
 (「空気調和・衛生工学便覧」の作業強度分類の「歩行」の作業強度に対する酸素消費量)
- ・呼吸による炭酸ガス排出量： $0.03\text{m}^3/\text{h}/\text{人}$   
 (「空気調和・衛生工学便覧」の労働強度別二酸化炭素吐出し量の「軽作業」の作業程度に対する二酸化炭素吐出し量の値)
- ・加圧開始時酸素濃度：20.40% (加圧バウンダリ内酸素濃度)
- ・加圧開始時二酸化炭素濃度： $0.2760\%$  (加圧バウンダリ内二酸化炭素濃度)
- ・空気ポンベ加圧時間：10 時間

## (b) 評価結果

10 時間加圧の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の時間変化を第3図に示す。酸素濃度の最小値及び二酸化炭素濃度の最大値は以下のとおりであり、いずれも許容値を満足している。

	酸素濃度 (%)	二酸化炭素濃度 (%)
加圧 10 時間後	19.54	0.6703



第3図 緊急時対策所 プルーム放出期間中の酸素濃度及び二酸化炭素濃度変化

添付資料 1.18.2(11)

(3) 必要差圧

緊急時対策所は、配置上、風の影響を直接受けない屋内に設置されているため、緊急時対策所へのインリークは隣接区画との温度差によって生じる空気密度の差に起因する差圧によるものが考えられる。隣接区画との境界壁間に隙間がある場合は、両区画に温度差があると、空気の密度差に起因し、高温区画では上部の空気が低温側に、低温区画では下部の空気が高温側に流れ込む。これら各々の方向に生じる圧力差の合計は、高温区画の境界で $\angle P_1$ 、低温区画の境界で $\angle P_2$ となる。

緊急時対策所の設計に際しては、重大事故等時の室内の温度を、緊急時対策建屋の設計最高温度40.0°C、隣接区画を設計最低温度-4.9°Cと仮定し、生じる最大圧力差 $\angle P_3 = \angle P_2 - \angle P_1$ 以上に正圧化することにより、隣接区画から室内へのインリークを防止する設計とする。

ここで、緊急時対策所の必要差圧は、下記の計算式より、 $\angle P_3 = 10.7\text{Pa}$ に余裕をもった20Pa以上とする。

- ・緊急時対策所階高 :  $H \leq 5.8\text{m}$
- ・外気（大気圧）の乾燥空気密度 :  $\rho_0$
- ・隣接区画（高温／低温）の乾燥空気密度  $\rho_1, \rho_2$   
     隣接区画（高温）  $\rho_1 = 1.127[\text{kg}/\text{m}^3]$  (設計最高温度40°C想定)  
     隣接区画（低温）  $\rho_2 = 1.316[\text{kg}/\text{m}^3]$  (設計最低温度-4.9°C想定)
- ・隣接区画（高温／低温）に対して生じる差圧 :  $\angle P_1, \angle P_2$   
     隣接区画（高温）  $\angle P_1 = |\rho_0 - \rho_1| \times H$   
     隣接区画（低温）  $\angle P_2 = |\rho_2 - \rho_0| \times H$
- ・室内へのインリークを防止するための必要差圧 :  $\angle P_3$   

$$\begin{aligned}\angle P_3 &= \angle P_2 - \angle P_1 \\ &= (\rho_2 - \rho_1) \times H \\ &= (1.316 - 1.127) \times 5.8 \\ &= 1.096[\text{kg}/\text{m}^2] (= 10.7[\text{Pa}])\end{aligned}$$

赤字 : 設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字 : 記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）  
 下線 : 旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

表6 6－1 7 通信連絡を行うたために必要な設備

6 6－1 7－1 通信連絡設備

### (1) 連転上の制限

項目	連転上の制限
通信連絡設備	<p>(1) 緊急時対策支援システム伝送装置及びデータ伝送装置が動作可能であること</p> <p>(2) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）が動作可能であること</p> <p>(3) SPDS 表示装置、衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（可搬型）、無線連絡設備（常設）、無線連絡設備（可搬型）、携帯型音声呼出電話機及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの所要数が動作可能であること</p>
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）	
運転起動高温停止冷温停止燃料交換	

表6 6－1 7 通信連絡を行ったために必要な設備

6 6－1 7－1 通信連絡設備

### (1) 連転上の制限

項目	連転上の制限
通信連絡設備	<p>(1) 緊急時対策支援システム伝送装置及びデータ伝送装置が動作可能であること</p> <p>(2) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）が動作可能であること</p> <p>(3) SPDS 表示装置、衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（可搬型）、無線連絡設備（常設）、無線連絡設備（可搬型）、携帯型音声呼出電話機及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの所要数が動作可能であること</p>
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）	

適用される原子炉の状態	設備	所要数	適用される原子炉の状態	設備	所要数
5号炉	安全パラメータ表示システム (SPDS) SPDS 表示装置	1式※2 1台※2	5号炉	安全パラメータ表示システム (SPDS) SPDS表示装置	1式※2 1台
5号炉中央制御室	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（常設）	1台※3	5号炉	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（常設）	1台※3
5号炉外緊急連絡用インターフォン	IP-FAX	2台※3	5号炉	IP電話機	6台※3
5号炉外緊急連絡用インターフォン	衛星電話設備（常設）	5台	5号炉	IP-FAX	3台※3
5号炉外緊急連絡用インターフォン	衛星電話設備（可搬型）	4台	5号炉	衛星電話設備（固定型）	4台
5号炉外緊急連絡用インターフォン	無線連絡設備（常設）	4台	5号炉	衛星電話設備（可搬型）	10台
5号炉外緊急連絡用インターフォン	無線連絡設備（可搬型）	2台	5号炉	無線車両連絡設備（固定型）	4台
5号炉外緊急連絡用インターフォン	携帯型音声呼出電話機	2台	5号炉	無線連絡設備（可搬型）	3台
7号炉	7号炉プロセス計算機室	1式※2	7号炉	プロセス計算機室	1式※2
7号炉	衛星電話設備（常設）	1台	7号炉	衛星電話設備（固定型）	2台
7号炉外緊急連絡用インターフォン	無線連絡設備（常設）	1台	7号炉	無線車両連絡設備（固定型）	2台
5号炉外緊急連絡用インターフォン	携帯型音声呼出電話機	3台	5号炉	無線車両連絡設備（可搬型）	5台
5号炉外緊急連絡用インターフォン	5号炉	2台※4	5号炉	携帯型電話装置	10台
5号炉外緊急連絡用インターフォン	5号炉	6台※4			

※1：データ伝送設備を含む。

※2：緊急時対策支援システム伝送装置及びデータ伝送装置については、A系又はB系のいずれかにより所内には有線系又は無線系回線、所外は有線系または衛星系回線で伝送可能であることを

※1：データ収集装置を含む。

※2：SPDS伝送装置およびデータ収集装置については、A系またはB系のいずれかにより所内には有線系または無線系回線で伝送可能であることををいう。

## 保安規定比較表

(2) 確認事項		女川1号炉案		差異理由	
※ 3：統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP電話機又はIP-FAXのいずれかにより有線系又は衛星系回線で所外へ通信可能であることをいう。		※ 3：統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP電話またはIP-FAXのいずれかにより有線系または衛星系回線で所外へ通信可能であることをいう。		・S A時に期待する通信連絡設備の相違。	
1. 緊急時対策支援システム伝送装置、データ伝送装置	頻度 1ヶ月に1回	担当 計測制御GM	頻度 1ヶ月に1回	技術課長 または 発電課長	
及びSPDS表示装置の伝送機能を確認する。また、データの記録機能を確認する。					
2. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話機及びIP-FAX）の通話及び通信機能を確認する。	頻度 1ヶ月に1回	担当 電子通信GM	頻度 1ヶ月に1回	技術課長	
3. 衛星電話設備（常設）の通話機能を確認する。	頻度 1ヶ月に1回	担当 電子通信GM	頻度 1ヶ月に1回	技術課長 または 発電課長	
4. 衛星電話設備（可搬型）の通話機能を確認する。	頻度 3ヶ月に1回	担当 電子通信GM	頻度 3ヶ月に1回	技術課長	
5. 無線連絡設備（常設）の通話機能を確認する。	頻度 1ヶ月に1回	担当 電子通信GM	頻度 1ヶ月に1回	技術課長 または 発電課長	
6. 無線連絡設備（可搬型）の通話機能を確認する。	頻度 3ヶ月に1回	担当 電子通信GM	頻度 3ヶ月に1回	技術課長 または 発電課長	
7. 携帯型音声呼出電話機の通話確認を実施する。	頻度 3ヶ月に1回	(7号炉中央制御室) 発電GM (緊急時対策所) 電子通信GM	頻度 3ヶ月に1回	発電課長	
8. 5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの通話機能を確認する。	頻度 1ヶ月に1回	電気機器GM		・S A時に期待する通信連絡設備の相違。	

### 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		差異理由		
適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される 原子炉 の状態	要求される措置	完了時間
運転 起動 高温停止	A. 緊急時対策支援システム 伝送装置※5又はデータ伝送装置※5が動作不能である場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A 2. 当直長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※9。	10日間※13	運転 起動 高温停止	A. S P D S 伝送装置※4またはデータ収集装置※4が動作不能である場合	10日間※12
	B. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備※6が動作不能の場合	B 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は B 2. 当直長は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※9。	10日間※13		B. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備※5が動作不能の場合	10日間※12
	C. SPD S 表示装置※5が動作不能の場合	C 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は C 2. 当直長は、代替措置※11を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※9。	10日間		C. SPD S 表示装置※4が動作不能の場合	10日間
	D. 動作可能な衛星電話設備(固定型)※6,衛星電話設備(携帯型)※6,無線連絡設備(固定型)※6,無線連絡設備(携帯型)※6,無線連絡設備(携帯型)※6または搬行型電話装置※6が所要数を満足しない場合	D 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は D 2. 当直長は、代替措置※12を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※9。	10日間※13		D. 動作可能な衛星電話設備(固定型)※6,衛星電話設備(携帯型)※6,無線連絡設備(固定型)※6,無線連絡設備(携帯型)※6または搬行型電話装置※6が所要数を満足していな場合	10日間※12
	E. 条件AからDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E 1. 当直長は、高温停止にする。 又は E 2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間		E. 条件AからDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	24時間
			36時間		E 2. 発電課長は、冷温停止にする。	36時間

- ・S A時に期待する通信連絡設備の相違。

## 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
冷温停止 燃料交換	A. S P D S 伝送装置※4 またはデータ伝送装置※5が動作不能である場合	A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。  A2. 当直長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。  A2. 防災課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに※12
B. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備※6が動作不能の場合	B1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。  B2. 当直長は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。  B2. 防災課長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに※12	
C. SPDS 表示装置※5が動作不能の場合	C1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。  C2. 当直長は、代替措置※11を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	C1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。  C2. 防災課長は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに※12	
D. 動作可能な、衛星電話設備（常設）※7、衛星電話設備（可搬型）※7、無線連絡設備（常設）※7、無線連絡設備（可搬型）※7、携帯型音声呼出電話機※7 または 5号炉屋外緊急連絡用インターフォン※7が所要数を満足していない場合	D1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。  D2. 当直長は、代替措置※12を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	D1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。  D2. 防災課長は、代替措置※11を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに※12	
※5 : サーバー切替等による一時的なデータ伝送停止は、運転上の制限を満足していないとはみなされない。また、所要の確認対象、パラメータを記録し、連絡する要員を確保することを条件に行う計画的な保全作業及び機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検及び試験に伴うデータ伝送停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなされない。		※4 : サーバー切替等による一時的なデータ伝送停止は、運転上の制限を満足していないとはみなされない。また、所要の確認対象、パラメータを記録し、連絡する要員を確保することを条件に行う計画的な保全作業及び機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検及び試験に伴うデータ伝送停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなされない。		
※6 : 衛星電話設備（固定型）等による通信手段を確保することを条件に行う計画的な保全作業（機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検及び試験に伴う停止を含む。）は、能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検及び試験に伴う停止を含む。）		※5 : 衛星電話設備（固定型）等による通信手段を確保することを条件に行う計画的な保全作業（機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検及び試験に伴う停止を含む。）は、能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検及び試験に伴う停止を含む。）		

## 保安規定比較表

女川2号炉案	柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	
差異理由		
	<p>運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※7：連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加又は他種の通信機器等による通信手段を確保するることを条件に行う計画的な保全作業及び機能試験による停止時(他の事業者等が所掌する設備点検及び試験に伴う停止を含む。)は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※8：緊急時対策支援システム伝送装置及びデータ伝送装置の代替措置は、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保すること等をいう。</p> <p>※9：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限は継続するが、10日間を超えたとしても条件Eには移行しない。</p> <p>※10：統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の代替措置は、通信機器の補充等をいう。</p> <p>※11：SPDS表示装置の代替措置は、連絡要員の追加又は他種の通信機器の追加又は同種の通信機器による通信手段の確保及びあらかじめ記録対象パラメータを定め、記録要員を確保すること等をいう。</p> <p>※12：連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加又は他種の通信機器による通信手段による措置をいう。</p> <p>※13：緊急時対策支援システム伝送装置、衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（可搬型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話機及びIP-FAX）については、原子炉設置者所掌外の設備（通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備）の故障等により運転上の制限を逸脱した場合において、当該要求される措置に対する完了時間を除する。</p>	<p>※6：連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加または他種の通信機器等による通信手段を確保することを条件に行う計画的な保全作業および機能試験による停止時(他の事業者等が所掌する設備の点検及び試験に伴う停止を含む。)は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※7：<u>S P D S</u>伝送装置およびデータ収集装置の代替措置は、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保すること等をいう。</p> <p>※8：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限は継続するが、10日間を超えたとしても条件Eには移行しない。</p> <p>※9：統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の代替措置は、通信機器の補充等をいう。</p> <p>※10：SPDS表示装置の代替措置は、連絡要員の追加または他種の通信機器による通信手段の確保及びあらかじめ記録対象パラメータを定め、記録要員を確保すること等をいう。</p> <p>※11：連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加または他種の通信機器による通信手段による措置をいう。</p> <p>※12：<u>S P D S</u>伝送装置、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）および統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話機およびIP-FAX）については、原子炉設置者所掌外の設備（通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備）の故障等により運転上の制限を逸脱した場合において、当該要求される措置に対する完了時間を除する。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）  
 上線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

表6 6－1 8 アクセスルートの確保 6 6－1 8－1 ホイールローダ		柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）																
(1) 運転上の制限																		
(1) 運転上の制限																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホイールローダ</td> <td>所要数が動作可能であること</td> <td>運転上の制限</td> </tr> </tbody> </table>				項目	運転上の制限		ホイールローダ	所要数が動作可能であること	運転上の制限									
項目	運転上の制限																	
ホイールローダ	所要数が動作可能であること	運転上の制限																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設 備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運 転 起 動 高溫停止 冷溫停止 燃料交換</td> <td>ホイールローダ 4台<sup>※1</sup></td> <td>4台<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	設 備	所要数	運 転 起 動 高溫停止 冷溫停止 燃料交換	ホイールローダ 4台 <sup>※1</sup>	4台 <sup>※1</sup>	<p>※1:ホイールローダは、荒浜側高台保管場所及び大漢側高台保管場所に分散配置されていること。</p>										
適用される原子炉の状態	設 備	所要数																
運 転 起 動 高溫停止 冷溫停止 燃料交換	ホイールローダ 4台 <sup>※1</sup>	4台 <sup>※1</sup>																
(2) 確認事項																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻 度</th> <th>担 当</th> <th>頻 度</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ホイールローダについて、所要数が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>2. バックホウについて、所要数が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td></td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table>				項目	頻 度	担 当	頻 度	担 当	1. ホイールローダについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	3ヶ月に1回	防災課長	2. バックホウについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回		3ヶ月に1回	防災課長
項目	頻 度	担 当	頻 度	担 当														
1. ホイールローダについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	3ヶ月に1回	防災課長														
2. バックホウについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回		3ヶ月に1回	防災課長														
<p>※1:女川では、所要数を各1台としているため、分散配置の記載は不要</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻 度</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ブルドーザについて、所要数が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>2. バックホウについて、所要数が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table>				項目	頻 度	担 当	1. ブルドーザについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	2. バックホウについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長						
項目	頻 度	担 当																
1. ブルドーザについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																
2. バックホウについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																
<p>表6 6－1 8 アクセスルートの確保 6 6－1 8－1 ブルドーザおよびバックホウ</p>																		
<p>(1) 運転上の制限</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブルドーザおよび バックホウ</td> <td>所要数が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	ブルドーザおよび バックホウ	所要数が動作可能であること	<p>・女川では、所要数を各1台としているため、分散配置の記載は不要</p>												
項目	運転上の制限																	
ブルドーザおよび バックホウ	所要数が動作可能であること																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設 備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運 転 起 動 高溫停止 冷溫停止 燃料交換</td> <td>ブルドーザ 1台</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>バックホウ 1台</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>				適用される原子炉の状態	設 備	所要数	運 転 起 動 高溫停止 冷溫停止 燃料交換	ブルドーザ 1台	1台		バックホウ 1台	1台						
適用される原子炉の状態	設 備	所要数																
運 転 起 動 高溫停止 冷溫停止 燃料交換	ブルドーザ 1台	1台																
	バックホウ 1台	1台																
<p>(2) 確認事項</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻 度</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ブルドーザについて、所要数が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>2. バックホウについて、所要数が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table>				項目	頻 度	担 当	1. ブルドーザについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	2. バックホウについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長						
項目	頻 度	担 当																
1. ブルドーザについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																
2. バックホウについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																
<p>TS-25 6 6－1 8 -1 ブルドーザお よびバックホウ</p>																		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）  
 上線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

### 柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

### 女川2号炉案

(3) 要求される措置		(3) 要求される措置			差異理由		
適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転 起動 高温停止	A. 動作可能なホール ローダが所要数を満足していない場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 A 2. 当直長は、代替措置 <sup>*2</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する <sup>*3</sup> 。	10日間	運転 起動 高温停止	A. 動作可能なブルドー <sup>サ</sup> が所要数を満足しない場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A2. 防災課長は、代替措置 <sup>*1</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する <sup>*</sup> <sub>2</sub> 。	10日間
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。 B 2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間		B. 動作可能なベックホ <sup>ク</sup> が所要数を満足しない場合	B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または B2. 防災課長は、代替措置 <sup>*1</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する <sup>*</sup> <sub>2</sub> 。	10日間
冷温停止 燃料交換	A. 動作可能なホール ローダが所要数を満足していない場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 当直長は、代替措置 <sup>*2</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	冷温停止 燃料交換	A. 動作可能なブルドー <sup>サ</sup> が所要数を満足しない場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 防災課長は、代替措置 <sup>*1</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに
	B. 動作可能なベックホ <sup>ク</sup> が所要数を満足しない場合	B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 および B2. 防災課長は、代替措置 <sup>*1</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに				

\*2 : 代替品の補充等をいう。

\*3 : 10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Bには移行しない。

\*1 : 代替品の補充等をいう。

\*2 : 10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Cには移行しない。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）  
 緑字：記載表題、記載箇所、各称等の相違（実質的な相違なし）  
 下線：旧条文からの変更箇所

## 保安規定比較表

表6 6－1 9 可搬型代替注水ポンプ (A－2級)	B	柏崎刈羽7号炉 (令和2年11月9日施行)	表6 6－1 9 大容量送水ポンプ
6 6－1 9－1 可搬型代替注水ポンプ (A－2級)		6 6－1 9－1 大容量送水ポンプ (タイプI)	
(1) 運転上の制限			
(1) 運転上の制限			
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
可搬型代替注水ポンプ (A－2級)	可搬型代替注水ポンプ (A－2級) の所要数が動作可能であること※1	大容量送水ポンプ (タイプI)	大容量送水ポンプ (タイプI) の所要数が動作可能であること※1
適用される原子炉の状態	設 備	適用される原子炉の状態	設 備
運 転		運 転	
起動		起動	
高温停止		高温停止	
低温停止		低温停止	
燃料交換		燃料交換	
使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間		使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	

※1：動作可能とは、可搬型代替注水ポンプ (A－2級) 及びホースにより送水できることをいうことを含む。ことをいう。

可搬型代替注水ポンプ (A－2級) を使用する各系統の必要数は以下のとおり。

- ・ 6 6－4－2 低圧代替注水系 (可搬型) 4台×2
- ・ 6 6－5－1 格納容器圧力逃がし装置 4台
- ・ 6 6－6－2 代替格納容器スプレイ冷却系 (可搬型) 4台×2
- ・ 6 6－7－2 格納容器下部注水系 (可搬型) 4台×2
- ・ 6 6－9－1 燃料プール代替注水系 4台×2
- ・ 6 6－1 1－2 復水貯蔵槽への移送設備 4台×2

※2：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。  
 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合  
 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合  
 ※3：可搬型代替注水ポンプ (A－2級) は、荒浜側高台保管場所、大湊側高台保管場所及び5号炉東側第二保管場所に分散配置されていること。

※4：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

※5：可搬型代替注水ポンプ (A－2級) は、第1保管エリア、第2保管エリアおよび第3保管エリアに分散配置されていること。

表6 6－1 9 大容量送水ポンプ	6 6－1 9 大容量送水ポンプ (タイプI)	TS-25 「大容量送水ポンプ (タイプI、タイプII) に関する LCO 等について」	差異理由
6 6－1 9－1 大容量送水ポンプ (タイプI)			TS-25 6 6－1 9 -1 大容量送水ポンプ (タイプI)
(1) 運転上の制限			
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
可搬型代替注水ポンプ (A－2級)	あること※1	大容量送水ポンプ (タイプI)	大容量送水ポンプ (タイプI) の所要数が動作可能であること※1
適用される原子炉の状態	設 備	適用される原子炉の状態	設 備
運 転		運 転	
起動		起動	
高温停止		高温停止	
低温停止		低温停止	
燃料交換		燃料交換	
使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間		使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	

※1：動作可能なことは、大容量送水ポンプ (タイプI) およびホースにより送水できる（海水を水源とする）ことを含む。ことをいう。

大容量送水ポンプ (タイプI) を使用する各系統の必要数は以下のとおり。

- 【注水設備お上び水の供給設備※3※4※5】  
 1 「6 6－4－3 低圧代替注水系 (可搬型)」、「6 6－5－1 原子炉格納容器フィルタント系」、「6 6－6－2 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (可搬型)」、「6 6－7－3 原子炉格納容器下部注水系 (可搬型)」、「6 6－9－1 燃料プール代替注水系」、「6 6－9－2 燃料プールスプレイ系」、「6 6－1 1－2 復水貯蔵タンクへの供給設備」および「6 6－1 1－3 海水供給設備」：1台×2

- 【除熱設備※4】  
 「6 6－5－4 原子炉補機代替冷却水系」：1台×2  
 「6 6－5－4 原子炉補機代替冷却水系」：1台×2
- ・女川は、注水設備及び水の供給設備用の大容量送水ポンプ (タイプI) の必要台数を1 N = 1台とする。

- ・女川は、大容量送水ポンプ (タイプI) を除熱設備としても使用 (1 N = 1台)  
 ・設備の相違  
 TS-25 1066 ページ (概要図) 参照

※3：注水用ヘッダを含む。

## 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案																															
<p>※4：ホース延長回収車を含む。必要数は、「6.6-1.9-2 大容量送水ポンプ（タイプII）」と合わせて2台×2とする。</p> <p>※5：「6.6-6-2 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）および「6.6-9-2 燃料ブールスプレイ系」については、可搬型ストレーナを含む。</p>		<p>・女川は、ホース延長回収車もSA設備</p> <p>TS-27 27~29ページ参照</p> <p>・設工認査の追加設備であるため、女川は可搬型ストレーナを含むことを明確化する。（別紙65-19-1(1)参考照）</p>																															
(2) 確認事項		<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）の性能確認を実施し、以下の3項目を全て満足することを確認する。</td> <td>1. 大容量送水ポンプ（タイプI）の性能確認を実施し、以下の項目を満足することを確認する。</td> <td>頻度</td> <td>担当</td> </tr> <tr> <td>(1) 吐出圧力が1.29MPa[gage]以上、流量が1.47m<sup>3</sup>/h以上。</td> <td>(1) 流量が10m<sup>3</sup>/h/台以上、揚程が21.6m以上。</td> <td>1年に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>(2) 吐出圧力が1.63MPa[gage]以上、流量が1.20m<sup>3</sup>/h以上。</td> <td>(2) 流量が50m<sup>3</sup>/h/台以上、揚程が98.8m以上。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 吐出圧力が1.67MPa[gage]以上、流量が9.0m<sup>3</sup>/h以上。</td> <td>(3) 流量が88m<sup>3</sup>/h/台以上、揚程が95.0m以上。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が動作可能であることを確認する。</td> <td>2. 大容量送水ポンプ（タイプI）が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	項目	頻度	担当	1. 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）の性能確認を実施し、以下の3項目を全て満足することを確認する。	1. 大容量送水ポンプ（タイプI）の性能確認を実施し、以下の項目を満足することを確認する。	頻度	担当	(1) 吐出圧力が1.29MPa[gage]以上、流量が1.47m <sup>3</sup> /h以上。	(1) 流量が10m <sup>3</sup> /h/台以上、揚程が21.6m以上。	1年に1回	防災課長	(2) 吐出圧力が1.63MPa[gage]以上、流量が1.20m <sup>3</sup> /h以上。	(2) 流量が50m <sup>3</sup> /h/台以上、揚程が98.8m以上。			(3) 吐出圧力が1.67MPa[gage]以上、流量が9.0m <sup>3</sup> /h以上。	(3) 流量が88m <sup>3</sup> /h/台以上、揚程が95.0m以上。			2. 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が動作可能であることを確認する。	2. 大容量送水ポンプ（タイプI）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長						
項目	項目	頻度	担当																														
1. 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）の性能確認を実施し、以下の3項目を全て満足することを確認する。	1. 大容量送水ポンプ（タイプI）の性能確認を実施し、以下の項目を満足することを確認する。	頻度	担当																														
(1) 吐出圧力が1.29MPa[gage]以上、流量が1.47m <sup>3</sup> /h以上。	(1) 流量が10m <sup>3</sup> /h/台以上、揚程が21.6m以上。	1年に1回	防災課長																														
(2) 吐出圧力が1.63MPa[gage]以上、流量が1.20m <sup>3</sup> /h以上。	(2) 流量が50m <sup>3</sup> /h/台以上、揚程が98.8m以上。																																
(3) 吐出圧力が1.67MPa[gage]以上、流量が9.0m <sup>3</sup> /h以上。	(3) 流量が88m <sup>3</sup> /h/台以上、揚程が95.0m以上。																																
2. 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が動作可能であることを確認する。	2. 大容量送水ポンプ（タイプI）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																														
(3) 要求される措置		<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転</td> <td>A. 動作可能な大容量送水ポンプ（A-2級）が動作可能であること</td> <td>A1. 防災課長は、残りの大容量送水ポンプ（タイプI）が動作可能であることを確認する。</td> <td>A1. 防災課長は、残りの大容量送水ポンプ（タイプI）が動作可能であることを確認する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td>A1. 当直長は、残りの可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が動作可能であることを確認する。</td> <td>A2. 発電機1台（A系またはB系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※6が動作可能であることを確認する。</td> <td>A2. 発電機1台（A系またはB系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※6が動作可能であることを確認する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td>A2. 当直長は、残留熱除去系1系統及び非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※6が動作可能であることを確認する。</td> <td>A3. 防災課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>A3. 防災課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>1.0日間</td> </tr> <tr> <td>8台未満の場合</td> <td>及び</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4台以上が動作可能)</td> <td>A3. 当直長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>A4. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>A4. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>3.0日間</td> </tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	要求される措置	完了時間	運転	A. 動作可能な大容量送水ポンプ（A-2級）が動作可能であること	A1. 防災課長は、残りの大容量送水ポンプ（タイプI）が動作可能であることを確認する。	A1. 防災課長は、残りの大容量送水ポンプ（タイプI）が動作可能であることを確認する。	速やかに	起動	A1. 当直長は、残りの可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が動作可能であることを確認する。	A2. 発電機1台（A系またはB系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※6が動作可能であることを確認する。	A2. 発電機1台（A系またはB系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※6が動作可能であることを確認する。	速やかに	高温停止	A2. 当直長は、残留熱除去系1系統及び非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※6が動作可能であることを確認する。	A3. 防災課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	A3. 防災課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	1.0日間	8台未満の場合	及び				(4台以上が動作可能)	A3. 当直長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	A4. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	A4. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	3.0日間
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	要求される措置	完了時間																													
運転	A. 動作可能な大容量送水ポンプ（A-2級）が動作可能であること	A1. 防災課長は、残りの大容量送水ポンプ（タイプI）が動作可能であることを確認する。	A1. 防災課長は、残りの大容量送水ポンプ（タイプI）が動作可能であることを確認する。	速やかに																													
起動	A1. 当直長は、残りの可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が動作可能であることを確認する。	A2. 発電機1台（A系またはB系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※6が動作可能であることを確認する。	A2. 発電機1台（A系またはB系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※6が動作可能であることを確認する。	速やかに																													
高温停止	A2. 当直長は、残留熱除去系1系統及び非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※6が動作可能であることを確認する。	A3. 防災課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	A3. 防災課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	1.0日間																													
8台未満の場合	及び																																
(4台以上が動作可能)	A3. 当直長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	A4. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	A4. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	3.0日間																													

## 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
B.動作可能な大容量送水ポンプ（タイプ1）が動作可能であることを確認する。	B1.防災課長は、残りの大容量送水ポンプ（タイプ1）が動作可能であることを確認する。 おより B2.防災課長は、底圧代替注水系（可搬型）、原子炉格納容器（可搬型）の代替地盤装置フィルタント系、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）、原子炉貯蔵タンクへの供給設備および海水供給設備を動作不能とみなす。 おより B3.発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系またはB系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 <sup>※8</sup> が動作可能であることを確認する。 おより B4.防災課長は、代替措置 <sup>※7</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 おより B5.防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに 重やかに 3日間 10日間	・女川は、2N未満1N以上の状態であることから、条件A同様の確認を行う。 ・設備の相違（女川の大容量送水ポンプ（タイプ1）は、注水設備及び水の供給設備用と除熱設備用で個別に使用することから、除熱設備用が1N以上あることを条件とした。） ・女川は、大容量送水ポンプ（タイプ1）を海水供給設備でも使用
C.動作可能な大容量送水ポンプ（タイプ1）が動作可能であることを確認する。	C1.防災課長は、残りの大容量送水ポンプ（タイプ1）が動作可能であることを確認する。 おより C2.防災課長は、原子炉補機代替冷却水系を動作不能とみなす。 おより C3.発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系またはB系）を起動し、動作可能であることを確認する。 おより C4.防災課長は、代替措置 <sup>※7</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 おより C5.防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに 速やかに 3日間 10日間	・女川は、2N未満1N以上の状態であることから、条件A同様の確認を行う。 ・設備の相違（女川の大容量送水ポンプ（タイプ1）は、注水設備及び水の供給設備用と除熱設備用で個別に使用することから、注水設備及び水の供給設備用が1N以上あることを条件とした。）

## 保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年1月9日施行）

女川2号炉案

適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	差異理由
冷温停止 燃料交換 <sup>※6</sup>	A. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ(A-2級)が8台未満の場合 及び A.2. 当直長は、第60条で要求される非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 <sup>※7</sup> が動作可能であることを確認する。	D. 動作可能な大容量送水ポンプ(タイプ1)が1台未満の場合 D1. 防災課長は、低圧代替注水系(可搬型)、原子炉格納容器フィルタベント系、原子炉補機代替冷却水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)、原子炉格納容器下部注水系(可搬型)、復水貯藏タンクへの供給設備 <sup>※8</sup> も上び海水供給設備を動作不能とみます。 おより D2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台(A系またはB系)を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 <sup>※8</sup> が動作可能であることを確認する。 おより D3. 防災課長は、代替措置 <sup>※7</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 おより D4. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 E. 条件A,B,CまたはDで要求される措置を完了時 間内に達成できない場合	速やかに 3日間 10日間 24時間 36時間 10日間 24時間 36時間	・女川は、大容量送水ポンプ(タイプ1)を原子炉補機代替冷却水系、海水供給設備でも使用 ・女川は、運転・起動・高温停止の場合と同様に、残りの大容量送水ポンプ(タイプ1)について確認する。 ・設備の相違(女川の大容量送水ポンプ(タイプ1)は、注水設備 <sup>※9</sup> と水の供給設備用と除熱設備用で個別に使用することから、それぞれ1N以上あることを条件とした。)
B. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ(A-2級)が4台未満の場合 及び B.3. 当直長は、代替措置 <sup>※5</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び B.4. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C.1. 当直長は、高温停止にする。 C.2. 当直長は、冷温停止にする。	3日間 10日間 24時間 36時間	・女川は、運転・起動・高温停止の場合と同様に、残りの大容量送水ポンプ(タイプ1)について確認する。 ・設備の相違(女川の大容量送水ポンプ(タイプ1)は、注水設備 <sup>※9</sup> と水の供給設備用と除熱設備用で個別に使用することから、それぞれ1N以上あることを条件とした。)

## 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）			
女川2号炉案			
適用される原子炉の状態	要求される措置	要求される措置	差異理由
B.動作可能な大容量送水ポンプ（タイプ1）が動作可能であることを確認する。 おより 3.台未満の場合 (動作可能な注水設備および水の供給設備用が1台未満の場合)	BI.防災課長は、残りの大容量送水ポンプ（タイプ1）が動作可能であることを確認する。 おより B2.防災課長は、低圧代替注水系（可搬型）、復水貯藏タンクへの供給設備および海水供給設備を動作不能とみなす。 おより B3.防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 おより B4.発電課長は、第60条で要求される非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高压炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備が動作可能であることを確認する。 おより B5.防災課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	BI.防災課長は、残りの大容量送水ポンプ（タイプ1）が動作可能であることを確認する。 おより B2.防災課長は、低圧代替注水系（可搬型）、復水貯藏タンクへの供給設備および海水供給設備を動作不能とみなす。 おより B3.防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 おより B4.発電課長は、第60条で要求される非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高压炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備が動作可能であることを確認する。 おより B5.防災課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	・女川は、2N未満1N以上の状態であることから、条件A同様の確認を行う。  ・女川は、大容量送水ポンプ（タイプ1）を、注水設備および水の供給設備用と除熱設備用で個別に使用することから、除熱設備用が1N以上あることを条件とした。)
C.動作可能な大容量送水ポンプ（タイプ1）が動作可能であることを確認する。 おより 3.台未満の場合 (動作可能な除熱設備用が1台未満の場合)	C1.防災課長は、残りの大容量送水ポンプ（タイプ1）が動作可能であることを確認する。 おより C2.防災課長は、原子炉補機代替冷却水系を動作不能とみだす。 おより C3.防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	C1.防災課長は、残りの大容量送水ポンプ（タイプ1）が動作可能であることを確認する。 おより C2.防災課長は、原子炉補機代替冷却水系を動作不能とみだす。 おより C3.防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	・女川は、2N未満1N以上の状態であることから、条件A同様の確認を行いう。  ・女川は、大容量送水ポンプ（タイプ1）を原子炉補機代替冷却水系で使用する。  ・設備の相違 (女川の大容量送水ポンプ（タイプ1）は、注水設備および水の供給設備用と除熱設備用で個別に使用することから、注水設備および水の供給設備用が1N以上あることを条件とした。)

## 保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年1月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
B.	B. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ(A-2級)が4台未満の場合及び	B1. 当直長は、低圧代替注水系(可搬型)、復水貯蔵槽への移送設備を動作不能とみます。 B2. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	D1. 防災課長は、低圧代替注水系(可搬型)、原子炉補機代替冷却海水系、復水貯蔵タンクへの供給設備および海水供給設備でも使用	速やかに 速やかに
B.	B3. 当直長は、第60条で要求される非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※7が動作可能であることを確認する。	B4. 当直長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	D2. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。  D3. 発電課長は、第60条で要求される非常用ディーゼル発電機1台(A系、B系または高圧火心スプレイ系)を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに
A.	A. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ(A-2級)が8台未満の場合及び	A1. 当直長は、燃料プール代替注水系を動作不能とみなす。 A2. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	A. 動作可能な注水設備および燃料ブールスプレイ系を動作不能とみなす。 B. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに
A.	A3. 当直長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	A3. 防災課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	速やかに 速やかに
※5：代替品の補充等をいう。 ※4：残りの非常用ディーゼル発電機2台、原子炉補機冷却海水系3系列及び原子炉補機冷却海水系3系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※7：動作可能であることを確認する機器に必要な原子炉補機冷却海水系1系列及び原子炉補機冷却海水系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。		<p>※6：残りの残留熱除去系2系列、非常用ディーゼル発電機1台、原子炉補機冷却海水系2系列おおよび原子炉補機冷却海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※7：代替品の補充等をいう。</p> <p>※8：残りの非常用ディーゼル発電機1台、原子炉補機冷却海水系2系列および原子炉補機冷却海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※9：動作可能であることを確認する機器に必要な原子炉補機冷却海水系1系列、原子炉補機冷却海水系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※10：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合          (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>		

### 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）				
(なし) 以下、参考用		女川2号炉案		
再掲			表 6.6-1.9 大容量送水ポンプ 6.6-1.9-2 大容量送水ポンプ（タイプII）	
表 6.6-1.9 大容量送水ポンプ 6.6-1.9-2 大容量送水ポンプ（タイプII）			(1) 運転上の制限	
運転上の制限			重転上の制限	
(1) 運転上の制限		重転上の制限		
項目		項目		
可搬型代替注水ポンプ（A-2級） あること※1		大容量送水ポンプ（タイプII） 1		
可搬型代替注水ポンプ（A-2級） あること※1		大容量送水ポンプ（タイプII） 1		
適用される 原子炉の状態		適用される 原子炉の状態		
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換※2 使用済燃料プールに照射された 燃料を貯蔵している期間		運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換		
8台※3		大容量送水ポンプ（タイプII） 2台※2		
※1：動作可能とは、可搬型代替注水ポンプ（A-2級）及びホースにより送水できることをいう。 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を使用する各系統の必要数は以下のとおり。				
・6.6-4-2 低圧代替注水系（可搬型） 4台×2 ・6.6-5-1 格納容器圧力逃がし装置 4台 ・6.6-6-2 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型） 4台×2 ・6.6-7-2 格納容器下部注水系（可搬型） 4台×2 ・6.6-9-1 燃料ブール代替注水系 4台×2 ・6.6-1-2 復水貯藏槽への移送設備 4台×2				
※2：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが閉の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合				
※3：可搬型代替注水ポンプ（A-2級）は、荒浜側高台保管場所、大湊側高台保管場所及び5号炉東側第二保管場所に分散配置されていること。				
※2：大容量送水ポンプ（タイプII）は、第1保管エリアおよび第2保管エリアに分散配置されていること。 ※3：ホース延長回収車を含む。必要数は、「6.6-1.9-1 大容量送水ポンプ（タイプII）」と合 わせて2台×2とする。				
・女川は、ホース延長 回収車もSA設備 TS-27 27~29ペー ジ参照				

## 保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

(2) 確認事項				女川2号炉案			
				(2) 確認事項			
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	差異理由	
1. 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）の性能確認を実施し、以下の3項目を全て満足することを確認する。			1. 大容量送水ポンプ（タイプII）の性能確認を実施し、以下の項目を満足することを確認する。				
(1) 吐出圧力が1・29 MPa[gage]以上、流量が1.47 m <sup>3</sup> /h以上。	1年に1回	タービンGM	(1) 流量が600m <sup>3</sup> /h以上、揚程が117.0m以上。	1年に1回	防災課長		
(2) 吐出圧力が1・63 MPa[gage]以上、流量が1.20 m <sup>3</sup> /h以上。			(2) 流量が61.3m <sup>3</sup> /h以上、揚程が79.4m以上。				
(3) 吐出圧力が1・67 MPa[gage]以上、流量が9.0 m <sup>3</sup> /h以上。			(3) 流量が1,200m <sup>3</sup> /h以上、揚程が119.5m以上。				
2. 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	2. 大容量送水ポンプ（タイプII）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長		
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置			
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転起動高溫停止	A. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が8台未満の場合（4台以上が動作可能）	(略)		運転起動高溫停止	A. 動作可能な大容量送水ポンプ（タイプII）が所要数を満足しない場合	A1. 防災課長は、大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への消防および海水供給設備を動作不能とみなす。 A2. 発電課長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する <sup>*4</sup> とともに、その他の設備 <sup>*5</sup> が動作可能であることを確認する。 A3. 登電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65°C以下であることを確認する。	
B. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が4台未満の場合	B 1. 当直長は、低圧代替注水系（可搬型）、格納容器圧力逃がし装置、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）、格納容器下部注水系（可搬型）及び復水貯藏槽への移送設備を動作不能とみなす。 B 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 <sup>*4</sup> が動作可能であることを確認する。	速やかに		速やかに	A1. 防災課長は、大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への消防および海水供給設備を動作不能とみなす。 A2. 発電課長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する <sup>*4</sup> とともに、その他の設備 <sup>*5</sup> が動作可能であることを確認する。 A3. 登電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65°C以下であることを確認する。		
	B 3. 当直長は、代替措置 <sup>*5</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	3日間		速やかに	A4. 防災課長は、代替措置 <sup>*6</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	3日間	
	B 4. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	10日間		速やかに	A5. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	10日間	

## 保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
		B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ(A-2級)が8台未満の場合(4台以上が動作可能)	
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C 1. 当直長は、高温停止にする。 C 2. 当直長は、低温停止にする。	2.4時間 3.6時間	2.4時間 3.6時間	• 1 N要求設備のため書き分け不要
冷温停止 燃料交換 <sup>※6</sup>	A. (略)  B. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ(A-2級)が4台未満の場合	(略)	(略)	
	B 1. 当直長は、低圧代替注水系（可搬型）、復水貯蔵槽への移送設備を動作不能とみなす。 及び B 2. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	速やかに A1. 防災課長は、大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火および海水供給設備を動作不能とみなす。 および A2. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに • 「6 6 - 1 0 - 1 大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火」の設備(SFP ブール温度・水温監視)を記載(TS-25 1111 ページ参照)
	B 3. 当直長は、第 60 条で要求される非常用ディーゼル発電機 1 台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 <sup>※7</sup> が動作可能であることを確認する。 及び B 4. 当直長は、代替措置 <sup>※5</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	速やかに A3. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が 65°C 以下であることを確認する。 および A4. 防災課長は、代替措置 <sup>※6</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに
使用済燃料ブールに照射された燃料を貯蔵している期間	A. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ(A-2級)が8台未満の場合	(略)	(略)	

※4 : 残りの非常用ディーゼル発電機 2 台、原子炉補機冷却海水系 3 系列及び原子炉補機冷却海水系 3 系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※5 : 代替品の補充等をいう。

※6 : 動作可能であることを確認する機器により動作可能であることを確認する。  
海水系 1 系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※7 : 動作可能であることを確認する機器により動作可能であることを適用しない。  
(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブルードートが開の場合  
(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブルードートが閉の場合

※4 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※5 : 残りの残留熱除去系 2 系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※6 : 代替品の補充等をいう。

2.4.3 燃料プールスプレイ系

(2) ポンプ（可搬型）

	変更前	変更後
名 称	—	大容量送水ポンプ（タイプI）*
2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設		
2.4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備		
2.4.2 燃料プール代替注水系		
(2) ポンプ（可搬型）		
に記載する。		

注記\*：本設備は、使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備（燃料プール代替注水系）であり、使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備（燃料プールスプレイ系）として本工事計画で兼用とする。

(6) ろ過装置（可搬型）

			変更前	変更後
名 称				可搬型ストレーナ <sup>*1</sup>
種 類	一			Y型ストレーナ
容 量 <sup>*2</sup>	m <sup>3</sup> /h/個			126 以上 <sup>*3</sup> 88 以上 <sup>*4</sup> (126 <sup>*5</sup> )
最 高 使 用 壓 力 <sup>*2</sup>	MPa			1.4
最 高 使 用 温 度 <sup>*2</sup>	°C			50
主要寸法	内 径	mm		150 <sup>*5</sup>
	本 体 厚 さ	mm		8.1 <sup>*5</sup>
	ふ た 板 厚 さ	mm		12 <sup>*5</sup>
	長 さ	mm		440 <sup>*5</sup>
	入 口 管 台 口 径	—		150A <sup>*6</sup>
	出 口 管 台 口 径	—		150A <sup>*6</sup>
材 料	フ ラ ン ジ 厚 さ	mm		22 <sup>*5</sup>
	本 体	—		SCS13A
	ふ た 板	—		SCS13A
個 数	フ ラ ン ジ	—		SCS13A
		—		4 (予備 1)
取 付 箇 所		—		保管場所： ・第2保管エリア 屋外 O.P. 約 62m ・第3保管エリア 屋外 O.P. 約 14.8m ・第4保管エリア 屋外 O.P. 約 62m  予備を含めた5個を第2保管エリアに2個、 第3保管エリアに2個及び第4保管エリア に1個保管する。  取付箇所： 〔・屋外 O.P. 約 14.8m 原子炉建屋(北側) 付近 ・屋外 O.P. 約 14.8m 原子炉建屋(東側) 付近 ・屋外 O.P. 約 14.8m 原子炉建屋(西側) 付近〕

注記\*1 : 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備（原子炉格納容器代替スプレイ冷却系）と兼用。

\*2 : 重大事故等時における使用時の値。

\*3 : 本系統で使用する場合の値を示す。

\*4 : 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備（原子炉格納容器代替スプレイ冷却系）で使用する場合の値を示す。

c. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系  
ハ ポンプ（常設）

	変更前	変更後
名 称	—	復水移送ポンプ*
3. 原子炉冷却系統施設		
3.7 原子炉冷却材補給設備		
3.7.2 補給水系		
(1) ポンプ		
に記載する。		

注記\*：本設備は、既存の原子炉冷却系統施設のうち原子炉冷却材補給設備（補給水系）であり、圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備（原子炉格納容器代替スプレイ冷却系）として本工事計画で兼用とする。

ト ろ過装置（可搬型）

名 称	変更前	変更後
2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 2.4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 2.4.3 燃料プールスプレイ系 (6) ろ過装置（可搬型）	—	可搬型ストレーナ*

注記\*：本設備は、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備（燃料プールスプレイ系）であり、圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備（原子炉格納容器代替スプレイ冷却系）として本工事計画で兼用とする。